

昭和三十九年六月

四日市市議会会議録目次

オ一號（六月十八日）

会議録署名議員の指名

会期の決定について

故早川和一君に対する追悼の辞

昭和三十八年度四日市市水道事業会計予算の繰越について

昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（オ二號）その他について

議案説明

固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案説明

オ二號（六月二十二日）

一般質問

藤谷祐一君

新潟地震の災害を省みて四日市市の防災についてその他

加藤定男君

公害問題についてその他

山中忠一君

道路問題その他について

ページ

一六

一六

一七

一八

一九

二〇

二一

二二

二三

二四

二五

二六

二七

二八

二九

三〇

山本栄一君

当市の非常時防災対策についてその他

八六

伊藤太郎君

都市下水問題その他について

九六

訓彌也男君

公害問題についてその他

一〇四

前川辰男君

公害問題その他について

一〇〇

才三号（六月二十三日）

一般質問

酒井昌一君

災害対策についてその他

一六〇

大島武雄君

公害問題その他について

一九四

北村与市君

新潟地震に関連し、四日市市地盤沈下対策について

一一一

昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（才二号）その他について

一一一

質疑、討論、議決

一一一

質疑、討論、議決

一一一

質疑、討論、議決

一一一

町の区域及び名称の変更についてその他

質疑、討論、議決

一一一

土地の取得について

質疑、討論、議決

一一一

市道路線認定についてその他

質疑、討論、議決

一一一

昭和三十九年六月十五日在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についてその他

議案説明

一一一

沖縄の祖国日本への復帰に関する決議について

議案説明

一一〇

請願書審査結果報告

採否決定

一一一

四日市市議会

四日市市議会定例会議録（第一号）

昭和三十九年六月十八日

昭和三十九年六月四日市市議会定例會議事速記録 第一號

○昭和三十九年六月十八日（木曜日）午後二時三分開会

○出席議員（三十六名）

宮 鈴 伊 志 前 岩 喜 藤 錦 北 酒 米
多 崎 木 藤 積 川 野 田 垣 谷 村 藤 井 田
春 愛 太 政 久 玢 祐 安 与 宗 昌 好
吉 次 郎 一 男 等 雄 子 勇 一 吉 一 市 一
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

兼速記

○議案説明のため出席した者（二十五名）

衛厚産税収助市
生生業務入
部部長長役役長
中平芝園川庄二平
山井田浦崎司宮田
英清敬和祐良佐
郎三郎己男一力矩
君君君君君君君

○欠席議員（二名）

山橋増山味
中詰本岡
忠興一
權太郎一
君君君君君

訓谷永服笠高加前大須伊矢荒日野中田坂
羈口田部田橋藤川島藤田木比崎島村上
也專利昌七伊定宗武總泰繁武義貞忠末長十
男九郎弘衛祐男雄雄郎一郎治平芳勝松郎
君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

- 議事日程
昭和三十九年六月十八日(木)午後二時開会
○一 会議録署名議員の指名
○二 会期の決定について
○三 故早川和一君に対する追悼の辞
○四 報告
一 号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計予算の
○五 議案
一〇三号 昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算(一
緯越について.....
報告

○市議会事務局(四名)

事務局長	菊地英也	総務課長	滝伝之助
議事係長	小坂君	教育長	山本軍一
主事	佐藤正	事務試補	君
事務試補	君	君	君

市立病院事務長	三輪喜代司	消防次長	竹内鉄雄
水道局長	岩野見齊	総務課長	大倉尚明
技術部長	山本文雄	消防次長	金田妙弘
事務課長	君	総務課長	君
下水道課長	君	下水道課長	天野助春
管財課長	杉本治芳	人事課長	佐々木喜重郎
市民課長	喜田喜一	給務課長	天野正春
財務課長	井義彦	給務課長	鬼頭輝彦
人秘書課長	阿南亮	人秘書課長	天野正春
建設部長	城井義	建設部長	鬼頭輝彦

- オ六 議案オ一〇四号 四日市・ロングビーチ都市提携委員会条例の制定について
- オ七 議案オ一〇五号 四日市市職員給与条例等の一部改正について
- オ八 議案オ一〇六号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- オ九 議案オ一〇七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定について
- オ一〇 議案オ一〇八号 町の区域及び名称の変更について
- オ一一 議案オ一〇九号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- オ一二 議案オ一一〇号 土地の取得について
- オ一三 議案オ一一一号 市道路線の認定について
- オ一四 議案オ一一二号 市道路線廃止について
- オ一五 議案オ一一三号 市道路線の一部廃止について
- オ一六 議案オ一一四号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 同意
- 本日の会議に付した事件
- オ一 会議録署名議員の指名
- オ二 会期の決定について
- オ三 故早川和一君に対する追悼の辞
- オ四 報告オ一一号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計予算の繰越について
- オ五 議案オ一〇三号 昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算(オ二号)
- オ六 議案オ一〇四号 四日市・ロングビーチ都市提携委員会条例の制定について
- オ七 議案オ一〇五号 四日市市職員給与条例等の一部改正について
- オ八 議案オ一〇六号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- オ九 議案オ一〇七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定について
- オ一〇 議案オ一〇八号 町の区域及び名称の変更について
- オ一一 議案オ一〇九号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- オ一二 議案オ一一〇号 土地の取得について
- オ一三 議案オ一一一号 市道路線の認定について
- オ一四 議案オ一一二号 市道路線廃止について
- オ一五 議案オ一一三号 市道路線の一部廃止について
- オ一六 議案オ一一四号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（錦安吉君） ただいまより昭和三十九年六月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は、三十四名であります。

本日の議事につきましては、議事日程オ一号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願ひいたします。

要要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

会議に先だちまして去る五月十二日、岐阜市において開催されましたオ四十七回東海市議会議長会において高橋議員が十年以上の勤続議員として、また、五月二十日、東京都において開催されましたオ四十回全国市議会議長会総会において永田議員が十五年以上の勤続議員としてそれぞれ表彰されましたので、ただいまから表彰状の伝達を行ないます。

高橋議員。永田議員。

「高橋伊祐君登壇」

○議長（錦安吉君）

表 彰 状

四日市市議会議員 高 橋 伊 祐 殿

貴下は市議会議員の職にあること十年、よく市政振興と地方自治発展のため尽され、その功績はまことに顕著であります。

よつて、本会表彰規程により記念品を贈り、これを表彰します。

昭和三十九年五月十二日

東海市議会議長会会長 岐阜市議会議長 大 野 正 雄

「表彰状授与」（拍手）

「永田利一郎君登壇」

○議長（錦安吉君）

表 彰 状

四日市市議会議員 永 田 利 一 郎 殿

あなたは市議会議員として十五年、市政の振興に勤められ、その功績とくに著しいものがありますので、オ四十回定期総会にあたり、本会表彰規程により記念品を贈呈してこれを表彰いたします。

昭和三十九年五月二十日

全国市議会議長会会長 名古屋市議会議長 大 西 泰 助

「表彰状授与」（拍手）

○議長（錦安吉君） 次に、一昨日発生いたしました新潟地震によって被害をこうむられた地域の方々に対しまして心からお見舞申し上げますとともに、すみやかな復旧を祈念いたすものであります。

つきましては、昨日、お見舞の電報を新潟市ほか被災十八市に発信いたしましたから御報告申し上げます。

○議長（錦安吉君） それでは、ただいまより会議を開きます。

日程オ一、会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、伊藤泰一議員、大島議員にお願いすることにいたしました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程オ二、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日より六月二十三日までの六日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって会期は、六日間と決定いたしました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程オ三、故議員早川和一君に対する追悼の辞。

議員早川和一君は、去る六月七日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。ここに御冥福を祈りまして、黙禱をいたしたいと存じます。御起立を願います。

「全員起立」「黙禱」

○議長（錦安吉君） ありがとうございました。

伊藤泰一議員から発言を求められておりますので、この際発言を願います。

伊藤議員どうぞ。

「伊藤泰一君登壇」

○伊藤泰一君 早川議員に対する追悼の辞を申し上げます。

議員早川和一君には、突然脳出血のため倒れられ、あらゆる手当のかいもなく逝去されました。時あたかも故山本

議長の一周年忌を前にした六月七日早朝でありまして、あまりの突然さに、早川君の死を信ずることができなかつたのであります。

ここに私は、議員一同を代表しつしんで哀悼のことばを申し述べますとともに、たび重なる不幸に憤りさえ感ずるものであります。

早川君は、当年六十才。中央大学法学部を卒業後、伊勢電鉄株式会社をはじめ戦後は中日本建設株式会社の監査役等、実業界に身を投ぜられ活躍されたのであります。

昭和三十年、本市議会に席を占められ、以来当選三回。十年近くの長きにわたつて教育民生方面にその豊かな教養と、誠実な政治態度を示めされました。

とくに三十五年には、教育民生委員長として、また三十八年には、監査委員としてよくその重責を果されました。

本市議会は、早川君のことき豊富な経験と識見を兼ねた人材の御活躍を大いに期待申し上げたのであります。が、遠大な将来の展望を前に中道にして倒れられたあなたの胸中は、痛恨やるかたないものがあつたと存ずるのであります。

突然の逝去は、本市議会にとってまことに惜しまでもあります。ここにつつしんで早川議員の御逝去に対しまして、生前の功績をたたえ、その人となりをしのび、哀悼のまことをささげ衷心より御冥福をお祈りする次第であります。

○議長（錦安吉君） 次に、日程オ四、報告オ一号昭和三十八年度四日市市水道事業会計予算の繰り越しについてを議題といたします。市長の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 水道事業会計予算の昭和三十八年度における水道拡張費二億七千七百三十三万四千八百四十円に対し、執行額は二億三千七十七万一千二百七十七円となり、年度末までに支払い義務の発生しなかつた工事関係予算二千五百十一万円を翌年度に繰り越して使用することになりました。

繰り越しを行なったのは、山の手配水池の築造工事でありまして、これは同地域が国有地で、保安林の指定を受け

ており、国有地の無償借り受けの許可をえて工事の諸準備を進めておりましたが、保安林の解除許可が遅れたため全

面的な工事の進行が不可能となり、予算を翌年度に繰り越し、工事を継続して行なうことになりました。

以上、地方公営企業法第26条の規定により御報告いたします。

○議長（錦安吉君） 御質疑、御意見もありませんので、報告第1号は了承することにいたします。

別に御質疑、御意見もありませんので、報告第1号は了承することにいたします。

○議長（錦安吉君） 次に、日程第5、議案第百三号昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第2号）ないし日程第十五、議案第百十三号市道路線の一部廃止についての十一議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について、御説明申し上げます。

議案第百三号は、昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第2号）案であります、歳入歳出予算におきまし

て五千九百四十二万六千円の追加と、限度額を五億一千五百九十六万九千円とする債務負担行為をお願いしたものでありますし、その主な内容は、市議会議員控室等の改造とこれに伴う備品購入費、府内自動電話交換機取付工事の計画変更に伴う経費の追加、霞ヶ浦土地株式会社の株式取得に関連する諸経費、税務署施設を市庁舎に使用するための建物修理費及び非常勤消防団員の退職報償金等でありますし、補正後の一般会計歳入歳出予算の総額は、三十四億四千七百十五万三千円となるものであります。

以下、歳出から御説明申し上げます。

議会費は、会派別控室の改造に伴い必要な備品購入費をお願いしたものであります。

総務費中一般管理費は、議会の会派別控室改造費と府内電話を自動交換に切りかえるための追加等をお願いしたものであります。

府内電話を自動交換に切りかえることにつきましては、当初予算におきまして電信電話公社より二百型ストローディヤーズ交換機一基を借り受けて、維持管理等も公社直営の方式により行なうこととして予算をお願いしたのであります。が、その後交換機の性能、維持管理方式等につきさらに調査検討いたしました結果、機種をクロスバー交換機に改め維持管理も自営方式に変更いたしたいと存ずる所以あります。この交換機は、最近大企業各社においても次第に採用されつつあり、性能も非常に良好であることが判明いたしましたこと、維持管理につきましても自営方式によることがより経済的でありますので、今回、採用機種及び維持管理方式につきまして予算の組みかえをお願いしたものであります。

また、議会の会派別控室は、現在の委員会室、控室等の改造を予定したものであります。

財産管理費は、今回、前四日市税務署施設を市庁舎として使用するにつき、建物等もかなり老朽化しておりますの

で一部補修を行ないますとともに、現在不足しております事務室、会議室等の緩和措置として既存建物の改造費を計上いたしました。

企画費は、去る五月三十日の市議会全員協議会におはかりいたしました弓形農地の一部を開発公社により買収せしめるための補助金と、霞ヶ浦土地株式会社の株式買収に関連した利子等であります。

消防費におきましては、別案条例をもつてお願いしております非常勤消防団員の退職報償金支給に伴う経費をお願いしたものであります。本年四月一日から施行されました消防組織法の一部改正により十五年以上勤続した消防団員が退職した場合、退職報償金を支給する制度が創設せられ、階級と在職年数により退職者に対し一人三万円から七万円を限度として支給されるのであります。この支払いは、消防団員等公務災害補償等共済基金に加入して行なうことになりましたので、同基金に対する掛金及び本年度退職者に要する退職報償金をお願いしたものです。

次に、歳入といたしましては、八幡製鉄株式会社からの寄付金、消防団員等公務災害補償等共済基金から支払われる消防団員退職報償金等のほか、前年度繰越金をもつて収支の均衡をはかりました。

議案第百四号は、四日市・ロングビーチ都市提携委員会条例の制定案でありますが、昨年九月本市とロングビーチ市との間に都市縁組が成立し、自來市民各層の御尽力によつて親善の実を上げつつありますことはまことに喜ばしい限りであります。

本案は、この両市の親善友好の実をより一そう上げるため四日市市都市提携親善協議会を発展的に改組し、市長の諮問機関として四日市・ロングビーチ都市提携委員会を設置しようとするものであります。

議案第百六号四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正案は、特殊旅費に移転料、着後手当、扶養親族移転料を加え、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第百七号四日市市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の制定案について御説明申し上げます。

去る第46回国会において消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律が成立し、公布されました。

この法律は、非常勤消防団員の待遇を一そう向上させることを意図し、永年その職にたずさわってきたことの労苦にむくいるため退職報償金を支給する制度を創設することとされ、市町村に対して非常勤消防団員が退職した場合、本年四月一日から条例の定めるところに従い退職報償金を支給するよう義務づけられましたので、この条例を制定しようとするものであります。

議案第百八号町の区域及び名称の変更については、本市が実施しております住居表示整備事業によりお手元に配布いたしました別図一に示す橋北地区における約一。一九平方キロメートルの町の区域及び名称を、住居表示審議会の決定に従い別図二のように変更しようとするものであります。

次に、議案第百九号は、住居表示に関する法律に基づき、前年度に引き続き昭和三十九年度は、お手元に配布いたしました別図のようすに本庁管内における浜田地区を中心とした約一。七三五平方キロメートルについて街区方式をもつて実施いたしたく、本条を提案申し上げたものであります。

議案才百十号土地の取得については、南部丘陵開発の一環として欠くことのできない同住宅団地下水道終末処理場の建設用地として、三千五百余坪を取得しようとするものであります。

議案才百十一号は、現在すでに市道として認定されているもののほか、未認定のみゆき丘田地及び金属工業団地に通ずる道路を市道として認定いたしたく提案申し上げたもので、参考図に示すとおりであります。

議案才百十二号は、会社及び学校用地として市道としての用途を変更したものについて廃止の認定をいたしたく提案申し上げたもので、市道の所在はお手元に配布いたしました参考図に示すとおりであります。

以上、六月定期議会に提出いたしました議案について御説明申し上げましたが、詳細につきましては御質問に応じそのつど御答弁申し上げたいと存じます。

向暑のみぎりまことに恐縮に存じますが、よろしく御審議のうえ御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君） 議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。
暫時、休憩いたします。

午後二時三十一分休憩

午後二時三十四分再開

○議長（錦安吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程才十六、議案才百十四号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の

説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について、御説明を申し上げます。

議案才百十四号は、本市固定資産評価審査委員会の委員伊達貫一郎氏が、六月二十二日をもちまして任期満了と相成りますので、再び同氏を選任いたしたいと存じ、ここに御同意をお願いするものであります。

どうぞよろしくお願い申します。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（錦安吉君） おはかりいたします。別段御意見もないことと思ひますので、市長の推薦者に同意いたしますに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって議案才百十四号は、原案に同意することに決定いたしました。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

す。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来る六月二十二日午前十時に会議を開きます。

本日は、これもって散会いたします。

午後二時三十八分散会

四日市市議會

四日市市議會定例會會議錄（第二號）

昭和三十九年六月二十二日

六昭和十九年四月四日市議會定例會議事速記錄 第二号

○昭和三十九年六月二十二日（月曜日）午前十時六分開議

○出席議員（三十五名）

○議案説明のため出席した者（二十五名）

衛厚並稅收助助市
生生業務入
郡部部部
長良長良役役役長
中平芝園川庄二平
山井田浦崎司宮田
英清敬和祐良佐
太郎三郎已男一力矩
君君君君君君君

○欠席議員（三名）

橋日北
詰比村
興義与
隆平市
君君君

渡増山
本山
英栄
太郎
君君君

味訓谷永服笠高山前大須伊矢荒野中田
岡朝口田部田橋中藤川島藤藤田木崎島村
一也専利昌七伊忠定宗武總泰繁武貞忠末
太郎男九弘衛祐一男雄雄郎一郎治芳勝松
君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

土木部長 城井義夫
 建設部長 鬼頭鉄郎
 秘書課長 阿南輝彦
 人事課長 佐々木正春
 総務課長 天野精一
 財務課長 伊藤亮一
 市民課長 天野治春
 下水道課長 佐々木喜重郎
 消防課長 天野助春
 管財課長 伊藤喜重郎
 天野治芳
 市立病院事務長 井上喜代司
 三輪喜代司君
 水道局長 岩野見齊君
 消防次長 金田妙弘君
 総務課長 大倉尚明君
 水道局長 岩野見齊君
 消防次長 金田妙弘君
 総務課長 大倉尚明君
 技術部長 山本文雄君
 教育長 山本軍一君
 総務課長 滝伝之助君
 事務課長 菊地英也君
 議事係長 小坂靖君
 主事佐藤正俊君
 務試補芳野君
 事務試補芳野君
 建設部長 鬼頭鉄郎
 秘書課長 阿南輝彦
 人事課長 佐々木正春
 総務課長 天野精一
 財務課長 伊藤亮一
 市民課長 天野治春
 下水道課長 佐々木喜重郎
 消防課長 天野助春
 管財課長 伊藤喜重郎
 天野治芳
 市立病院事務長 井上喜代司
 三輪喜代司君
 水道局長 岩野見齊君
 消防次長 金田妙弘君
 総務課長 大倉尚明君
 水道局長 岩野見齊君
 消防次長 金田妙弘君
 総務課長 大倉尚明君
 技術部長 山本文雄君
 教育長 山本軍一君
 総務課長 滝伝之助君
 事務課長 菊地英也君
 議事係長 小坂靖君
 主事佐藤正俊君
 務試補芳野君
 事務試補芳野君

○市議会事務局（四名）

事務課長 滝伝之助君
 事務係長 菊地英也君
 事務試補芳野君
 事務試補芳野君
 事務課長 滝伝之助君
 事務係長 菊地英也君
 事務試補芳野君
 事務試補芳野君

○議事日程 第二号
 昭和三十九年六月二十二日（月曜日）午前十時開議

次 一般質問

○本日の会議に付した事件
 次 一般質問

○議長（鈴安吉吉） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員数は、三十二名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

お手元に配布の一般質問通告一覧表のとおり、六名の方々から通告がまいっておりますので発言の順序を申し上げます。

一番藤谷議員、二番加藤議員、三番山本議員、四番訓綱議員、五番酒井議員、六番北村議員以上のとおりであります。

それでは、日程第一、一般質問を行ないます。

藤谷議員、どうぞ。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 私は、質問通告をいたしました順序に従いまして、御質問申し上げたいと思います。

まず第一に、新潟の震災を願りみて、四日市市の防災体制についてお尋ねをいたします。

さる六月の十一日川崎市におきまして、昭和電工川崎工場内で作業中、石油タンクの工事中で石油タンクが爆発して数十名の死傷者を出したという事故がありました。が、石油コンビナートの市内の爆発だけにきわめて誘発または引火しやすい危険状態であったので、関係者はもとより市民一般は、大きい不安におののいておったのであります。幸い防止措置におきまして、事故が最小限度におさめられ、まことに不幸中の幸でございました。

本市は、川崎市に類似する南北の二大の石油コンビナート地帯を有しますので、当時の事故の状況を連想いたしまして、身の引き締まる思いを禁じ得なかつたのでござります。

続いて十五日午後には、突然に新潟地方を襲つた地震は、かつて大正十二年九月の関東大震災に次ぐものであり、

津波、倒壊、浸水、火災発生という大災害をもたらしていきました。

わけても昭和石油港工場の石油出火は広大の敷地内に無故に並べられた輸送タンクのほとんどを焼きつぶし、消防の手の及ばざるままに隣接する民家、実に三百五十戸を全焼せしめ、数日間燃え続けたのであります。天災とはいえ、地震のために被災をこうむられた方々に対しましては心から御同情申し上げるとともに、一日もすみやかに復旧を祈念するものでござります。

自來、市役当局におきましては、刻々報道せられる被害の状況をとらえ、さる十八日には急遽二宮助役を団長とする慰問團を組織せられ、心尽くしの見舞品を携えて現地を訪ねられましたことは、突然異変に転倒する被災地の人々をわずかながらも暖かい心の触れ合いであります。まことに適切な処置であったと感謝するものでございます。とくに、地震の経過がさより明らかになってまいりましたところによりますと、新潟市における災害の中でもとくに石油火災という印象が強く、大さく国民の目を見張つているのであります。

現在、わが国における石油化学工場のもつとも誇る安全性ということについては、今回の新潟地震によりまして、そのつめあとからながめまして根本からくつがえしていったものと思われます。それぞれの専門家の言葉や工場責任者の説明を聞いてみましても、わが国のプラント設計の方式は、外国で地震の少ない国々の施設を大部分取り入れられておるようあります。強度の地震に耐えられるようには作られておらないということであります。また、これまでの考え方からすれば石油精製工場の建設にあたっては、強地震向きに施設をつくっておつてはコストダウンとなって採算がとれないということが明らかになってまいりました。

加えて地震によつてきたいろいろな悪条件はあらゆる防止対策の方途を遮断いたしまして、ますます被害の甚大を助長したようあります。

わが四日市市における石油コンビナートは、日本一を誇る世界でも有数ともくされておりますだけに、石油を基調とする臨海化学工業の発展は世界の注目的となつておりますが、川崎市における石油化学工場での事故、新潟市における地震による火災等をここにみて、万が一にも当四日市市にあの強震が見舞つたことを考えますと、偉大な石油コンビナート地帯であり、それにつらなる密集住宅の地帯の現状を思い合わせて、想像に絶する惨害を及ぼすことは火を見るよりも明らかであろうと思ひます。中央政府におきましても、新潟地震に生きた尊い教訓をかんがみて、

石油、ガス化学工場の安全性には、さらに、耐震装置が必要であり、産業立地政策の根本から改めるべきであろうということをいつております。このことを契機といたしまして、国は、思い切った都市改造の実現を計画しようとするそ�であります。

私は、いろいろ御質問を申し上げる前にまず第一にとくに重大事項でありますので、人ごとでなく新潟地震を返りみて政治をつかさどるものにおきまして、四日市市にもしもあるような地震が見舞つた場合のことを考え、どういうぐあいにこれを防火するかさらにまた、どういう手を打つかについて、市長並びに関係の理事者にますお伺いいたします。

質問は、統いてまたあとにいたしますが、一応統けて質問を申し上げます。

次に、市道並びに一般下水道の維持管理の促進でございますが、この点につきましては昭和三十九年度の予算審議のときに、市道並びに一般下水道の維持修繕費があまりにも僅少でありますので、私ども担当の建設委員会におきましても、または一般市会の方々の意見におきましても、とうてい四日市の広大な地域の道路の維持または下水、排水の管理ができないじやないかという声が盛んでございましたので、関係の理事者に御出席を願つていろいろ御質問を申し上げ、またさらに追加とか実施の措置について注文を申し上げましたが、市長並びに関係の理事者は、この

順序はよくわかつております。一応こういう予算を組みましたが、必ずある時期には追加をし、または御期待にそような方法を取りましようという旨意がございました。しかし自來、早くも二カ月もたたますと、幸いこととは雨が非常に少ないので、被害もあまり大したことございませんが、しかし、材料がない、金額が少ないので、予算がないということで市道は荒れほうだいであります。こういうことにつきましても各地から相当な注文がございます。何とかいまのうちに手を打つてもらいたい何とか直してもらいたいという声がございますが、管理者はどうてい手が出ないんだということでなげりつております。こういうことにつきましても、市としてはさらに積極的に予算の流用をするとか予算の繰り上げをするとか方法もあるうかと思います。単に三百万の維持修繕費を予算で割つてみると、月当たり二十五万円であります。四日市の道路を維持修繕するのに月二十五万円では、たとえば、二十メートルの土方がくずれた場合に、その石積みなりコンクリートを一つしましても八万や十万はかかります一ヵ所それができますと、二ヵ所ぐらいでおわります。これでは仕事ができませんので、さらに四日市にはダンプカーとかまたブルドーザーとかグレーダーとか補修作業車というものがござりますが、これにいたしましても、経費の問題、採石場の問題、また時間の問題といういろいろ制約を受けまして、なかなか思うように仕事が進んでおりません。こういうことからいたしまして、さらにもう一步進んだ対策をどうして立てるか、いろいろ理事者は考えておられるようあります。これについて御見解を願いたいと思います。

次に、三番目の霞が浦の遊園地の利用方法でありまするが、これは前会議会におきまして、市長からいろいろ説明がございまして、霞が浦の遊園地は、開発会社が将来、管理をしていくんだとそういうことでござりますが、最近、新聞紙上とか市民の言によりますと、せめても市民の夏の憩の場にして当初無料で開放するのだと、まことにけつこうなことです。しかしながら、あの施設を無料で開放するとなりますと、名古屋、また桑名方面はきません

が四日市全体の人々が、日曜たびに殺到することになります。しかも、その管理方法によつては、むしろ被害を及ぼすことなどがございます。または水難事故もございましよう。いろいろそういう心配がござります。どういうぐあいに無料開放されるのか、ということについてもう少し詳しく説明を願いたいと思います。

次の、干天続きによる農業対策につきましてでござりまするが、ことしは思わぬ干天が続きまして、とくに田植時期に日照りが多くて大分心配いたしましたが、幸い二十日の雨で全土が非常にうるおいまして、おかげで山田とか水の不足のところは全部終りました。けれどもそれまでに植えつけ時期というものがございまして、たとえば、十日に植えつけするものが二十日までも伸びますと非常に大きな減収をきたします。こういうことから農家は機械を動かし、または相当な費用をかけて用水をしております。こういうことにつきましても國でも対策をたてておるようであります。県にもそういう一つの企画をしておるようでございます。四日市市におきましても何か対策があるのか、いろいろ懇情もあろうと思いますが、それについて御見解を願いたいと思います。

次に、昭和三十八年度の税収入の問題でございますが、これはまだ決算が完全にできておらんと想ひまするが、決算の時期に入つております。おかげでことはやや増収に向つておるようでございます。けつこうであると思ひまするが、だいたい数字はつかめたと思います。つかめた数字はわかつておりましたら御発表を願いたいと思います。

以上、質問を申し上げ、さらに追加質問をいたします。

〔助役（二宮力君）登壇〕

○助役（二宮力君）お答え申し上げます。

私は、隊長としまして、新潟におもむいてお見舞のかたわら若干調査をいたしましたので、ただいま、お話をよう

に新潟地震の災害を顧りみまして、四日市市の防災につきまして、こんご、非常に勉強する氣だということに痛感をしておりますので、この際若干の時間をいただきまして、その模様と私たちの考えを申し上げたいと思います。

私たちが調査に当たりましては、地震の第一次、第二次災害はどの地帯に起つたかということ、それから得た教訓的な帰結は何であるかということ、新潟ではそれに対してもういう対策を取つておつたか、その対策はどういう点に長所があり、短所があつたかということ、これを四日市に当てはめたならば、被害発生の危険はどこにあるのであるかということ、われわれは、発生した場合には何をなすべきであるかまた、未然にことを処するには何をすればよいかということ、こういうことを研究しまして、こんご関係者の間に研究を深めまして、活用し得るところの対策を講じたい、かようと思つておる次第であります。新潟の災害の概況は、陸源地が御案内のように粟島沖、深度四十キロのところに起りまして、マグニチュード七・七という強度のものであります。十一町村に災害救助法が適用されております。新潟地震の災害の内容といつしましては、まず地震によつて家屋の倒壊などが行なわれております。それの被害というのが第一であります。また地震による火災がありまして、焼け出されておりますから火災の損害がございます。

ついで、海拔〇メートル地帶並びに津波の浸入によりますところの水害があります。かような震、火、水の三重苦に市民は悩まされておる次第であります。その災害としての特色を考えてみると、石油災害が被害を大きくしたということ、これは個人の火災というものは起つておりませんが、工場からの火災が起つておりますので、こういう点が痛切に感じられます。

第一には、地盤軟弱が災害を大きくしたこと、ことに沈下した建物が多數見受けられます。

第二に、非常に局地的であつて付近の市町村はほとんど被害がないが、市内でもこの損害の程度が非常にまちまちでありまして、たとえていえば、デパートのことさものは一つも影響を受けておらないで協力して救援にあたつてお

りますが、隣は非常にいためられているというような状況で出ております。

こういうようにその土地土地で非常に区々たる様相を呈しておるということが特色であろうと思ひます。

その損害は県関係を見ますと、直接の災害といたしましては、約一千億といわれております。そのほかに個人の災害があるわけあります。中でもここで皆さんに申し上げねばならんと思ひますのは、この産業的な方面の損害でありますので、この打撃は全般的に非常に大きな問題であります。したがつて県としましては、国の力を借りてでも、あくまでも再建をはかりたいというような方針であります。しかし、地盤沈下などという大きい問題がありまして、なかなかむずかしいのではないかという一般的の識者の見方が行なわれてゐるようあります。

全焼、大半焼失というような被害を受けた工場は昭石はじめ成沢石油、藤島製作所等がございますが、これらは非常に大きな損害を受けておりまして、あるいはその後外資でも導入をしなければ、立てないのじないかという観測が行なわれております。なお、津波の浸水によるところの損害、建物傾斜などの損害が主要十数社の間にございまして、火災がおさまってもむずかしいとも、元どおりの操業に入るものは非常に少ないのじないかというような憂慮の色が市民の間にあります。

この火災でありますと、どんなものであつたかといいますと、地震と同時に燃え出しまして、四、五万トン三万トンというような原油タンクが防火堤にかこまれておりますけれども、その中でこぼれた上に、中の油がさらに地震で揺れたものですから、こぼれ出て火がついたということで非常に広く火災が起つたわけです。

ところが、これに対する消防車としましては、化学消防車は市自体は持ちませんで、工場方面がわずかに二つと小

型ポンプが動いたという状況でありますと、まったくお手上げだったようです。ことに消防本部としましては、さつそく黒煙を望んでこれは油の火災であるという判断をしまして、東西南北からポンプ五両が出動したのでありますけれども、道路が寸断されておつて、現場にかけつけることができないで引き返したというようなことがござります。

地震におけるところの消防ということが、いかに至難であるかということのおそろしい教訓であると私は思ひます。

十六日の夜半からは隣接の町村からも二十数台がかけつけ放水したけれども、ようやく民家への延焼を防ぎ得たというような程度であります。

十七日の朝になりまして、防禦線を運河と決めまして、運河の線を固持したんですが、猛火はその運河線を乗り越えて臨港町のほうに移つて侵入いたしました。そこで午前中になりましたら、これはもう消火はだめだということで断念しております。

さらに、オニ次第としまして、オニの方策としまして、臨港町の民家に防禦線を引きまして、自衛隊がその民家の破壊をしております。その破壊作業をしただけであとは薬剤投下を待つておりまして、これが四千ガロンの薬剤を投下しましたが、猛火の風圧でこれも成功しません。さらに消防庁の化学消防車が同夜から十八日の未明にかけて十五台到着して努力したけれどこれも焼け石に水だったと、いかに猛火というものが荒れ狂つたかということがおわかりになります。

かような状況でありますと、区々たる対策につきましてはとくに申し上げませんが、住民としましては、どういうことをもつとも悩みとしておりますかといふと、まず何といいましても水と電燈の問題であります。水と電氣であります。すみやかに水と電氣が欲しいという深刻な要求でありますけれども、なかなかこれが得られない状況であります。

した。

次には、交通の問題です。これは非常に今回の災害では手際よく車の交通規制が行なわれましたが、それでもにせのマークで横行する車もありまして、手ぬるいという批難がありまして、交通制限をいかにすべきであるかとの教訓を得ました。

全般にわたる損害保険の問題につきましては、これは政府もとくに考えまして、従来も考えたことがあるが、今回を契機といたしまして、国営のこういう損害保険を考えなければならぬのじやないかという空気が濃厚であります。私たちが得ました教訓としましては、こんごますますそれが増え、かつ拡充されることを信じますが、とりあえず私が見まして、防止の見地からどう考えたらいいかということを二・三申してみたいと思います。

今回、石油火災が被害を大きくしたということに鑑みまして、われわれ石油の町におきましては、多量に石油を常備している施設がたくさんござりますから、仰せのとおり、この分量におけるところの研究が十分すべきであると信じております。

日本の消防方面は、この航空機による化学消防法というものが十分のこときものがありませんので、これらの発達を促さなければならぬと考えます。もともと国家的な大きな問題でありまするが、震度四までは耐えられるような耐震構造は普通に建築構造によって考えられておりますが、日本のような地震国におきましては、この耐震度をもつと高くしなりやいかんのじやないか、あるいはタンクとタンクの距離をはなしたり、またどんな小さいものでも、どういう場合でも出火と同時に消火薬がおのずから吹き出まして、有効に働くような装置をするような義務づけが必要であるというような消防法の改正が消防関係者の間に強く意見となつております。地震の際には、かたのとおり消火剤を運ぶことができないわけでありますから、こういう自動的な方法を考えなければならぬというのが、皆さんの考慮であります。

次に、地盤とこの地盤沈下の問題でありまするが、これは危険を伴う製油所とか、ガス化学の工業とかを作る場合にもっと設計施設が火気を考慮して慎重に考えなければならぬというのが識者の意見でありまするが、都市づくりはガス管、水道管、電燈線こういう地下埋設物を共同溝の中に建設するような施設をすべきであるというような意見が出ております。

建物にしましても、都市計画にしましても災害がありますというと、総合的にふだんから考えていかなければならぬといふことが大事なポイントだと思います。地震だけでなくして、台風とか津波とか集中豪雨など全部一括して町全体として能率のいい災害対策を考えるという考慮がります。たとえていますというと、零地帯があるとします。そこに津波を防ぐために外郭に堤防をつくりました場合にはどうなるかといいますと、豪雨があつたときにはかえって排水に困るというような矛盾が生じます。排水ポンプが停電したならば、どうなるかと思いますと、零地帯には必ずしもそういう外郭にはそういう堤防をつくることは賢明でなくして、むしろ人工的に土地をつくって避難場所をこしらえておく方がいいんじやないかということも考えられるわけであります。かように総合的な災害対策といふものが、こんごわれわれの町を安全にするもつとも必要な方法であると思います。

次に、地震研究であります。これは、われわれの問題よりもむしろ國の問題でありまするが、われわれとして考えなければならぬことは、今回のような経験からもし四日市がこの地震に見舞われた場合には、どのような災害、どのような規模のものになるかということをよく見きわめをして、それに即応できるような対策をふだんから立てておく必要がございまして、地震そのものを予測したりするようなことは、われわれの仕事ではないということに思いいたさなけりやならんと思います。

次に、水道管です。水道は飲み水としまして一日も欠くことができませんので、いかなる災害にも随伴する問題で

ありまするが、一概にいいますれば、水道管線を不用意にわれわれは海岸とか河岸に設けますが、これは水害を受けるというようなおそれを非常に持つておりますて、危険であります。

ことに幹線道路に水道のメインパイプを入れておきますというと、ことある時に幹線道路は交通上非常な緊急な需要を生じまして、たくさんの車が交通しなければならないにもかかわらず、水道工事のためにそれを掘りかえさなければならぬと、こういうふうな矛盾がおきますので、交通上の需要と水道の配線上の需要というものを分離して考える方がいいんじやないかとこういうことを考えております。また、不幸にして水道が切断されましたときにもその臨時措置としまして、地上配管によるものであります、地上配管も鋼管を使うほうがいいんじやないかと、そうすると熔接によりまして、どんどんと手ぎわよくすみやかに吸水ができるということが考えられます。

次五には、交通規制制限であります。これは絶対必要な計画上の問題でありますて、これらにつきまして、われわれは関係当局とよく検討を加えたい、かようと思つております。

以上、だいたい五点でありますが、これらはさらに拡大しまして、いまお話のようにわれわれが新潟に鑑まして、われわれの町はどう町づくりをすればいいかと、また、どう町を改ためて行くべきであるかといふことにつきまして

の熱心にして有効な活動のきっかけを今回の調査に持ちたいと、かよう私は、信じておる次才であります。

なお、その専門の方々にもいっしょに行きましたので、他の面につきましてお尋ねがございましたなら申し上げたいと思ひます。

〔消防長（竹内鉄雄君）登壇〕

○消防長（竹内鉄雄君） 本市の防災対策について、消防の立場からお答えいたします。

この前に川崎市におきまする昭電の川崎工場のガスタンクの爆発事故に続きまして、ただいまお話の新潟の地震に

よる大被害が起つて、その不注意によることが原因になつたのではないかというふうな四つのことが考えられますので、したがつて事故防止につきましては、この四つの原因を排除する方策、すなわち完全に建設されました施設については、絶えず入念な点検を実施して故障箇所の発見に努めることと、それから従業員の教育を高めてそして作業時の横ちをなくすること、それから外來者のとくに操業中の工事でございますが、この際に火気の取扱いについて十分な注意をすること、ただいま当市の各工場におきましては操業中に熔接等の火を使う工事をやつておりますけれどもその現場は防火壁を設けあるいは近くの施設のガス検知をいたしまして、ガス漏れの絶対ないというふうな安全策をとつて工事をいたしておるようでござります。

そういったことがらを各工場が現在もやつておりますし、こんごも、やれるということはプラスの面も多いけれども注意力が散漫になるということを考えまして、こちらの方の現場査察に行きまするものも工場にある従業員もそのなれる弊害を防ぐための、毎日新らしい気持であらゆる作業に従事するような方法をとるようになつておりまして、これを再確認するように先般も各工場が寄りまして、申し合せをしたような次第でござります。

次に、地震の問題でござりまするが、御案内のとおりたいまの科学の力では洪水とか台風とか津波というふうなものと違ひまして、予測することができないといわれておりますので、したがつてこの地震の対策につきまして、非常に困難な問題であるかと思うのであります。こういうふうに御答弁を申し上げるすぐ直後に起らぬとも限らぬことでござりまするので、なかなかこの対策についてはむつかしいと思うのであります。

この間の新潟地震の被害の教訓もありまして、政府はもちろん各有識者の方々におかれましても、工場の実施条件あるいは建築基準の問題、危険物の製造所、貯蔵所の規制の強化いうふうなものがいろいろ論議されておりますが、これは法律改正を待たなければできないことでござりますし、またそれをやつたにいたしましてもなかなか時間がか

かると思うのでござります。

そういうぐあいで、四日市におきます工場の設計もまんざらこの耐震性というものを考慮に入れてないでつくられているというのではございませんで、私の承知いたしておる範囲によりますと、だいたい震度三ぐらいの地震には耐え得るような設計で建設されておると伺つておるのでございますするけれども、なにしろ天災のこととございますので、その設計を上回つた現象が起らないとも限りませんし、いろいろ考えてはおられるのでございましょうけれども、絶対的な安全性の確保というのはこれはもうできないと思うのでありますし、先ほど申しましたようにいろいろ規制の強化がされ改善が加えられても、ほぼ同じようなことがいえるのではないかと思うのであります。

そこで、私ども消防といたしましては、そういうふうに規制を強化し改善していくことが望ましいことでありますするけれども、現在の段階において地震が起つた場合には、どうその被害を最小限度にいく止めるかということがさし当つての私どもの職務範囲であり、また問題になろうかと思うんであります。

従来も地震に火事はつきものといたしまして、消防計画の中において地震時の火災防禦という点については考慮をいたしておったのでござりまするけれども、なにしろこれは私どもの想像いたしておった、理屈めいたことから考え出でる計画でござりますので、今回の新潟地震の実証的根拠といふものを一つ参考にしまして、そして地震時の火災防禦計画というものを策定いたしたいと思いまして、ただいま作業中でございますが、その骨子といたしまするところは新潟火災のときにも自衛消防力が非常に弱かつた、それから装備がたりなかつた、という点に考えまして、自衛消防力の強化、それから新潟火災のときには、化学消防車で化学薬剤がありましたけれども、これは使えない状態にあつたと、と申しますのは、御承知のように化学消火剤というものは原液と水とをませてはじめて効果が発生するのでありますするけれども、その水が使えなかつたがために化学消防車というものは使っておらない。かりに、あ

つてはならんことですけれども、あの程度の規模の火災が発生いたしましたならば、四日市市の装備、それから準備いうふうなものから考え合わしますならば必ずしも私は初期のうちに消火されたものと確信をもつてゐる所であります。そういうふうなことから先ほど申しましたように、自衛消防力の強化、これは人員、機材、薬剤も含めての話ですがそういうもの、それから水利の研究、初期消火の方策、同時多発時の火災防禦、相互応援協定、あるいは救急業務避難といったような現場即妙の消防活動を練ると、平素における準備の面といたしまして、特殊建造物の消防計画に再検討を加えて地震時にいかにすべきかということをもう一べん検討を加える。それから市民の啓蒙ということもやらなければやならん、それから計画がありましても計画だれではいけませんので、消火、避難その他の訓練の反復実施というような平素の準備の面をも考えてみたいと思うのであります。

それからこれは蛇足でござりますけれども、四日市市の石油コンビナートの各工場は御承知のように化学工場でございますので、高圧ガスと消防上にいりいわゆる危険物と電気とが不即不離の電気計において成り立つておるが化学工場の実体でございますが、その、それのものを管轄する行政権上の分野といふものが必ずしもこれは一本ではございませんので、いろいろ、通産省あり県あり市ありで多岐にわたつておりますけれども、市といたしましては、ただ消防法上のいわゆる危険物行政を通して化学工場の安全ということに首を突っ込んでおるということございますけれども、私どもはこれを行政管轄分野といつものは別といたしまして、災害の防止、火災の予防といふな見地から、たとえ電気であろうとガスであろうとタツチをいたしまして、そして各関係、各機関相携えてこういつ化字工場の安全性を保持することに努力をいたしたい、かように考えております。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 質問のオ二問の市道並びに……（藤谷祐一君「議長ちよつと、一つ一つ。混乱しますか

ら、いまの説明に対しても「…」と呼ぶ)はい、わかりました。それでは、せっかく壇上に登らしていただきましたので、災害に関連しまして、先ほど二宮助役からの御報告に対しても、土木部長としての立場から一部補足的に気のついたことを申し述べたいと思います。

まず、総体的な御説明がありましたから省略まして、私、まず新潟に入る直前の国道八号線等の交通の混亂状況からすごく感じたことでございますが、災害時になりますと予測せない交通量が発生してくる。これは災害の救援あるいは復旧のために必要な車もあるが、若干、やじ馬的な車も相当入っておることは事実だと思いますが、いずれにいたしましても平生考えられない交通の状況になつてくるということをしみじみ感じたんでございます。そのためには新潟から七・八十キロも離れております直江津、柏崎方面で、県警の方がすでに閑門所をつくりまして整理をしておるんですが、そういう閑門を三つ四つぐるり抜けて逐時入っていくわけでございます。

その労力といいますか、その仕事も非常に大きな問題であると、これが道路がスムーズであればそういった労力的な面において、他にも有効に使えることが考えられますので大きな問題であるということを感じました。

この問題に関連いたしまして、四日市の現在の状況は国道一号線、二十三号線が市内を通っております。で、四日市が万が一こういった状況になつた場合にはやはり新潟と同じような状況あるいはそれ以上のことが予測されるのがございます。幸いにしまして、名阪国道という問題がいま取り上げられておりますが、市街を離れて通過交通は、市街に因縁なしに山手を名阪国道を通じて流してやるということになりますと、非常にうまい状況になると考えます。したがつて、産業的な面、平生の交通の面のみでなしに、非常事態に対する面からも名阪国道の早期実現ということを強く要望いたしたいと思います。

オ二番目といいたしまして、二宮助役の報告のように道路と地下埋設管の問題でございますが、市内の交通の幹線と

いうのはとにかく地下埋設管の幹線にもなりがちでございます。したがつて、先ほどの御説明のように交通上どうしても通さなくてはいかない事態においてまたは地下を掘らなくてはいかないという事態が発生しますので、非常に混乱、復旧が遅れるということが予測されます。そういった面から私、考えましたのは重要な地下埋設管の幹線はできるだけ車道に入れなくて、歩道に無理してでも入れたいということ、それからもう一步進みますと、先ほどのお話のように交通幹線にはなるだけ地下埋設管の幹線を避けて、それよりも裏の方と申しますかはずしたところで計画ができるいかとこういったことを感じました。

それからオ三番目に、工場地帯として昭石さんの火災付近の状況を見たときの感じでございますが、一たんああいうふうな火災が発生いたしますと、少々の人間の力ではもうどうにもしようがないと、このためには工場の回わりにあき地を置く、あるいはクリークをつくると、いいかえますと工場に近寄つて一般の市街地を計画しないと、これがあの事態になった場合の考え方の一つの方法じやないかと、こういうふうにしみじみと感じました。

新潟には記憶をたどりますと、昭和三十三年にこの工場地帯に大火があつたように記憶しております。それで、詳しくは聞いておりませんが、ちょっと、甘葉のはしで気がついたんでございますが、その大火のときに非常に考え方を決めて、強く法的な措置をすればこんど問題になりました破壊した百七十戸あるいは頗る焼した約二百戸等のところが当然空地なりあるいは工場関係の土地利用が考えられたんではないだろうかと、やはり大火のあとすると前の状況のとおり復旧してしまったと、ここに振りかえってみると一つの大きな問題があるんじやないかと、こういう感じを持ちました。

その問題は四日市は切実に感じておる問題でございます。これにつきましては、非常に強力な、われわれが行政指導をいたしますについて準備できる強力な法が欲しい。あるいはそれを遂行するための國の暖かい助成を十分考慮し

ていただからなくては成績が上がらないだろうと、こういう考え方を持ちつつタンクの燃えるのを見とったわけでござります。

世俗で地震、雷、火事、おやじと申しますが、これは私、考えましたのは、こわいものにそういうことを使いますが、これは一べんにくるのだと、すなわち市に奉職してます市民の公僕たるわれわれの常に考えておらなくちやいかないのだと、地震、雷、火事、おやじは一べんにくるのだとこういうことじやないかと感じたわけでございますが、地震がまいるまと必ず雷すなはち雨、洪水、高潮というものが必ずついてくる、火事は必然的におきてくる、おやじというのはおそらく市民の何ていいますか、民生安定的な市民の声の解決、あるいは市民の生活の解決だろうといういうふうに感じてまいった次第でござります。

現在の情勢は、先ほどの説明のようになります飲み水だと、水道を早く復旧せよということだと思いますが、水道だけがいたんでおるのでなしに、下水もガスも全部やられておるわけでござります。ただ、生きしていくためには水が一番必要だと、水道を通してとこれはもう同時に下水の問題がでまいります。各ビルあるいは災害対策本部の市役所、県庁も便所その他封印されておりまして、水が出ると使う、それが下で吹くということで、現在の要求は飲み水でござりますが、瞬時を経ずして同じよう下水の問題ガスの問題がでてくると感じております。

ところが、市の区画整理課長等に会って話しますと、まだ下水の調査ができるおりません。災害後四日たつておりますが、まだ調査ができるおりませんが、一応十五・六台のポンプを動員いたしまして、とにかくかけてみようと、かけてみると堤防のどこに切れてる、あるいはどのパイプから逆流してくるということがわかるんで、現在もう調査しようと思っても手の尽くしようがございませんと、こういうように申しております。

わよっと気のついたことを申し上げました。

○議長（錦安吉君） 暫時、休憩いたします。十分間の予定であります。

午前十時五十五分休憩

午前十一時十分再開

○議長（錦安吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。水道局技術部長。

〔水道局技術部長（山本文雄君）登壇〕

○水道局技術部長（山本文雄君） このたびの新潟市地震調査團に水道局から私派遣されましたので、水道の立場からみました災害の状況と本市のこういった地震に対する対処についてのあらましの考え方を申し述べさせていただきたいと思います。

新潟市の現在給水人口は二十一万ほどございまして、そういうの給水量が日量十万トン程度ございました。水源は信濃川の西岸からそれぞれ水を取りまして、二系統にわたって西新潟市に六万トン、本新潟市に四万トンの施設をそれぞれ持つておったわけでございますが、地下埋設関係のパイプが寸断されておりまして、その中でもとくに震度の激しかった地区は、各戸の給水装置もばらばらになつておると、こういう状況でござります。なお集水設備あるいは上水設備といったものがほとんど幸にして被害がありませんに、パイプ関係が寸断されると、こういう状況であります。

現在新潟市の水道局の職員は、二百二、三十人おりますが、ほとんどこれの復旧に忙殺されておりますけれども、何と申しましても、先ほど来からお話をありますように、交通量が非常にかた寄つてしかもその道路がき裂を生じておるというようなことから、まだ十分調査のいき届いていない点が多々ございまして、中でも西新潟市におきまして

は、導水管と送水管の太いパイプがやられておりましたので、テレビでもいっておりましたように浄水場に水がないと、こういう状況が現出されたわけであります。

自衛隊が約千五百名、水道局に陣取りまして、水道関係の復旧にあたつておりましたが、これはそういった導入管、送水管の太いパイプの掘りおこしと、それのバイパス的なパイプを敷設する臨時応急配管工事に作業いたしておりました。なおこういった災害が起りますと人間は自分の生命の保全を確認したすぐ直後はまず水を要求されます。したがいまして、現在の新潟市の状況は明けても暮れても水の問題でございまして、それも飲み水を要求されることが非常なひどい状況でございます。現在全国からタンク車が百九十台出ておりまして、各水道局からもそれぞれの持つておりますタンク車が応援にかけつけておりますほか、市内で微発いたしましたトラックにドラムカンを乗せて走っておりますのが二十台、計二百十台のタンク車が、閑屋の浄水場に水を求めておりまして、延々とこれが一日五回程度市内に配水をしておるわけでございます。市民はバケツその他を持ってこの水をくむわけでございますけれども、これに多くの時間がかゝります。まだ家屋の復興ということでなしに生きるための生活のための水に追われておると、こういう状況でございました。

なお、御承知の万代橋という大きな橋が落下しなかつたわけで、こゝに、两岸を結びます連絡の水管橋のパイプと添加しておりましたのでこの分は助かっただけでありますけれども、橋の両岸が非常な落下をしておりまして、これが太いパイプがすたすたになつておりますので、両方の信濃川をはさんでの系統は完全に断ち切られておる状況でございます。

水道局としましては、応急的な復旧作業はここ一ヶ月位で地上配管等によつてこれに対処し、原型復旧は見通しが立たないけれども數年かかるだらうと、こういうことでございます。地震と同時に各水道の幹線から水柱が立ちまし

て、さらに道路の決壊をひどくしたと、こういう状況でございました。

現在のところ、この飲み水を確保するということでございますけれども、大きな建物はそれぞれ水洗便所になつておりますし、水洗便所がいっさい使えないという状況でございますが、かりに使えまして、水道が完成いたしましても、その流末であります下水関係を結ぶところも寸断されておりますので、十万トンいるところの半分の五万トン送りますと、毎日五万トンの水がし尿とともに市街に流れだすと、しかも下水が勾配が逆になつてしまつておるというところもいたるところあるそうでございまして、これらの問題が今後大きな問題になるようでございます。

これらのこととを当四日市にあてはめて考えてみると幸か不幸か知りませんが、四日市市は御承知のように三プロツクに水源が分かれておりますので、それらの水源のいすれかが被害をこうむらなかつたとした場合にはその水をできるだけ利用いたしまして、とりあえず飲み水だけは確保し得られるのではなかろうかこう思います。それは市内の幹線網に対しましても、だいたい東西の方向に縦に幹線を敷設する計画を第一二期計画で立てておりますし、そのほかに太い幹線を南北に一条入れるように計画をされております。が、しかしこのたびの新潟のあの地震をみると、一本では足らなくて少なくも丘陵地の端にもう一本正規な管網計算によらない予備的な太いパイプを敷設することが必要であろうとこういうふうに思つております。

もう新潟市の場合は各市の水道局が非常な数にのぼつておりますが、東京都をはじめ大阪、名古屋その他二十数都市から応援にかけつけまして、現在百四十名ばかりかけつけておりますが、これはほとんどタンク車の運転要員でございまして、本日、名古屋市プロツクにつきましては、名古屋市の水道局の部長級の方が行つておりますし、具体的な応援は約三ヶ月ぐらいでそれぞれの技術要員を派遣する予定になつております。こういった際、四日市の水道局といたしましても、できる限りのお手伝いはしたいと、こういうふうな考えを持っておるわけであります。なお、今後

の対策としまして、一番大切なことは本市の場合、道路の地下に埋設しますバイパスの定規図が十分できておりません。したがいまして市内の幹線道路をみると、右に左に原料輸送管が水管も下水管も右に左にいております。下水管はま、だいたい真ん中にいっておりますが工業用水その他ケーブルそういうものがふそうしております。これらの実態をまず地下埋設連絡協議会というようなものを早急に関係県市あるいは会社の方々と結成いたしまして、詳細な平面図あるいは要点要点の横断図、縦断図そといったものをつくりまして、有時の際にただちに埋管場所がはつきりするような資料を整える必要があろうかと思います。なお、とくにコンクリート舗装の国道等には今後絶対に幹線のバイパスを入れないと、舗道がありますと無理をしてでも舗道の中に入れまして、これも複線で入れるということはせひせねばならないことだと思います。

このたびの新潟の震災で厚生省の水道課長みずから各技官を数名つれて県の衛生部長室に陣取りまして、陣頭指揮をやつております。現在の段階ではまだ、資材が十分整いませんのでこれらの連中もまだ出発しかねておるわけでございますが、とくに本省のそういう責任のある方々の話では、この幹線道路に幹線の水道バイパスをかけるということが、いままでは常識であつたけれども、この観念を変えなければならないと、こういうようなことを痛切にいっておられましたし、私もまったく同感であると、こういうふうに思います。

なお、水道についてのこれらの災害対策につきまして、今後さらに十分検討を加えまして、少しでも災害を未然に防ぎ、また災害が発生した場合の有機的な運営というものを研究いたしたいと思っております。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君）衛生部門について、新潟現地調査を命ぜられましたので、そのポイント、要点だけを申し上げます。

出発前には伝染病、こみ、し尿の処理ということを一応規定いたしまして、現地にのり込んだわけですが、途中、赤痢が十五名程度発生しておる情報を耳にいたしまして、一行も予防薬を飲んで乗り込んだわけでございますが、市の衛生部へ行きましたところ、首脳部は県の指揮下に入つて、いま会議中ということでございました。それで、この衛生部門の体制といたしましては、本市と違うところは、市の保健所が二つを持っております。病院といたしましては市民病院でなしに健康保険の病院を持っています。それから新潟大学の病院があります。そういった機関であります。が、それで災害の時点にしほりますと、非常に若い方に誤解があるかとも思いますが、衛生部門からみて、災害が一番いい条件のときに起つたということでござります。と申しますのは数日前まで国民体育大会が当地で開催されていまして、たくさん選手及び陛下が来られるというんで、全市をあげて徹底的な予防、消毒の措置それからこみ、し尿の処置が強行たる市民の訓練が行き届いた直後だったということとござります。そういう衛生部門からこみ、し尿の処置が強行たる理由がはつきりわかったのでございまして、市街等を見ましてもほんとどこみがありません。そのこみの一例を申しますと、ダンボールなり、それからボリエチレンの袋に入れて集積しておると、こういう訓練がついております。きたない話でおそれりますが、便所の中にも各戸に消毒液を持っていました。が、二度目に駆かれた理由がはつきりわかったのでござります。大きな現象といたしましては、赤痢の発生は誤報であつて、疑わしいのは新潟大学に収容いたしましたが、はつきり出たのは一名もないということが帰りにわかりました。それから済生会病院ちゅうのが、一メートル浸水のところにございましたが、入院患者が約三百名ございまして、重症患者がだいたい百二十名程度のものについては一応孤立したわけでございますが、自衛隊の到着を待つて収容し、大学病院の方へ収容し、軽症者は家へ帰すという措置で医療的な措置は遺憾はなかつたと、それか

ら各死傷者が非常に少なかつたということで、医療活動については特段の形跡はみられません。ただ目だったのは組織だった県なり市の衛生活動よりも開業医の方が積極的に自家用車なりあるいは自分の病院を開放し、そういう自由な体勢で活躍されているのが非常に目だったわけでございまして、目撃したところでは某新聞社の移動診療車というものが、町のすみで健康診断なりあるいは軽いものにはヨーチンを塗るという手当てをしていたのを目撃したわけでござります。それで医療活動につきましては、最上のときで一応心配はないということでござります。それでございましたが、計画いたしましては一応現在一万戸程度のものが浸水中で、問題はその浸水が排水したのちに起きてくるということを心配いたしまして、隔離病舎二カ所を予定しておりますが、現在一名も入ってないということでござります。それでわれわれは帰ってまいりましたが、これは将来の問題として注意をする必要があるということでござります。それから消毒につきましても、災害の浸水地区を重点といたしまして、日赤あたりを中心にして行なつておりましたが、徹底的な消毒はやっておりません。浸水地が水が引いたらやるということでおそらく四、五日の大だということでございました。

次に、し尿関係でございますが、し尿は私どもが到着した日には災害発生以来全部止まっておりました。あの市がだいたい民営が九十もに依存しておる市でございまして、民間の業者が取り扱っております。識者もその処理場がハイの故障によりまして、機能不能という状態でございましたが、十九日にいたしまして、県の衛生部の思慮で県下のし尿車を二十五台動員するということでその集積場所に私も行つたわけでござりますが、臨時寄せ集めの各種の車あるいは民間業者で指揮系統はまだ十分でなく、しかも入るところが決まっておりませんので、めざましい活動はいたしておりませんでした。ただ、この処理場所が問題だということで県で水の来ないところをさがすという段階で帰つてまいりましたが、この点につきましては、市の場合には、主力が直営方式でございまして、力強く感じたのでございました。

さいまして、あ、いうことを想定いたしますと、暫定的な海洋投棄施設もし尿の場合には温存すべき必要があるということを強く感じたわけでござります。

それからごみの方の問題にいたしましては、先ほど申し上げましたように浸水地は別といたしまして、大半の市街地にはほとんどごみが出てません。われわれが過去において伊勢湾台風に際して流木あるいは、物の汚物というものの始末に非常に困ったわけでございましたが、ああいう現象は浸水地区以外には出てません。ただ浸水地につきましてはこれも伊勢湾台風に比べりやすい分規模の小さい地域でございますので、川に面した地域でござりますので大した量にならないと思います。ただ、ごみの焼却場が地盤のために倒れまして、焼却不能ということでござりますので、県はヘリコプターでその掘り場をさがして、そこに、集めるということをやつてると、いま、その会議中だということをございましたが、結果は聞いてまいりませんでしたが、そういう事情からみますと、本市の場合、平常でもそういうのがありますが、あ、いった場合において必ず市で確保しておく必要があるということを痛感いたした次第でござります。

ポイントだけを一応申し上げておきます。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君） 鶴ガ浦の遊園地の利用についての御質問でございますが、御承知のようにある地区は従来霞ヶ浦土地株式会社が所有いたしておりました地区でございまして、この五月末で株主が市及び開発公社に全部移った事情については御承知のとおりでございますが、したがつて、本年度の霞ヶ浦地区の海水浴場につきましては、開設をしないという趣で前で旧会社はまつてきましたようでござります。

ところで、今月のはじめに会社の性格が変りまして、市の方から会社に対しまして、せつかくある施設であるから

市民のためにぜひとも開設をして一ヶ月あまりを市民が自由に海水浴をするようにしていただけないかというお願いをいたしました。会社の方でも、これをやりましょとうという考えを決めていただきまして、早急に非常に時期がさし迫っておりまして、何かと準備等に要する時間的な制約がありますので、他の地区の人はともかく四日市市民は、これによって夏のいつときを海水浴をやることによって保健体育上のプラスになるんだからということから急遽計画を立てていただきまして、その報告をいただいております。その内容を御説明いたします。

期間は七月十五日から八月二十日まで、入園料は無料でございます。諸施設がございますので、これを十分に活用していかなければならぬ、そのためには約三百万円をかけまして、現在の建物やその他の施設を修理して利用する。演芸等もやはりお願いいいたしまして、実施してレクリエーションの一つの催しといたしていただくことになつておりますが、これは無料でございます。

次に、有料休憩所がございます。休憩施設がございますので、これを無料で開放するということはどうてい整理その他困難でござりますので、一室一日これを利用する方々には六百円いただきたい。それから行つた方々が着物を脱がれる、これを預りまして保管するというためにかこの使用料は一日五十円、これには浴場の施設がございますので、入浴料はそれにつけてサービスすると、着物を預けない方々で風呂にだけ入ろうという方々には一人おとなは一回二十円、子供さんは十円こういうふうにやつております。

それから施設を改修いたしましたところに食堂、氷店、菓子、喫茶店等々ございますが、これは例年どおりに経営していきたい、こういうふうに考えておるようございます。それから貸ボートがございますが、現在会社が持っているボートがあるのでございますが、かなりいたんでおるようございます。全部利用することはとうてい困難だろう。もっともいいと思われる三十隻を提供いたしまして、これを貸しボート業者を選定し、これに無料で貸し付ける。

貸しボート業者はこれを修理いたしまして、時間貸して賃貸すると、それから自転車等で来られる方々のために自転車預り所を開設いたすようございます。これは自転車に限らず自動車及びオートバイ等も含めてございますが、これは地元の青年団にお願いいたしまして、青年団は自転車一台一日二十円、オートバイあるいは自動車等は百円ないし二百円の保管料を設け、これは青年団の地元の基金にされるようございます。

事業といたしましては、以上のとおりでございまして、準備が非常に時間的な制約から一般に周知徹底といいますかP.R.R.関係がとうていまに合いませんので、市の公報に号外として以上のような内容のことを報知することにいたしました。

それから交通でございますが、例年、霞ヶ浦近鉄の停留所に急行と準急を止めていただいているんでございますが、これも今年度とくに近鉄にお願いいたしまして、臨時停車をしてもらうことになり、かつ霞ヶ浦駅から遊園地までの間三重交通にお願いいたしまして、臨時バスの運行をしていただくことにし、市民の便益に供したいと思っております。

ところで、以上のとおりでございますが、これに要する予算といたしまして、約四百八十万円、予算を計上いたしております。そのうちたとえば、有料の部屋を提供する等で料金を取りあるいは入浴料を取るというなどもございますので、収入がございますが、約三百万円は赤である。四百八十万のうち約三百万円を会社が赤として計上し、これを会社が負担するという考え方で予算がつくられております。そのうちお湯ねの水難事故等に対する対策でござりますが、これは私どもとしても会社に対してもっとも強くお願いしている点でございまして、今年度は今までと違いまして、P.R.R.等の期間もございません。とくに市民のためのレクリエーション施設というふうに私どもは考えてお頼いしたんでございます。名古屋その他の方にとくに宣伝はいたしておりません。したがつて入場者の

方々の数は例年に比べて少ないかとも思うんでございますが、これの管理及び見張り等につきましての施設及び人員については、例年にくだらないように万全の措置を講じるようにお願いもし、会社もそのような計画でやつていく考え方でおられるようあります。

以上、報告いたします。

次に、早魃についての御質問でございますが、本年度は例年に比べまして、非常に降雨量が全国的に少なかったのでござります。統計で見ましても、五月、六月はときおりバラつくほどの降雨があるんでございますが、問題になるような雨量ではございません。四月十八日から六月二日まで四十六日間に当市内に降りました降雨量というものはわずかに四十八ミリでござります。

たまたま稻の植え付時期にあたつておりました。全市的に非常な植えつけ不能あるいは植え付けたものが枯死もしくは枯死寸前にあるというような状況を呈しているところがございまして、駒田、久保田、河原田、下河内以下十七ヵ所ばかりがとくにひどいわけでございまして、これの水田の作付面積で申しますと、百十二ヘクタールが作付不能、用水不足が五百十二、枯死もしくは枯死寸前のものが二百八十五、約計九百ヘクタールばかりが非常な災害を受けております。

幸いと、先ほど申し上げましたように二十日の雨で大半解消したんでございますが、作付が遅れましたこと、さらにつきましてすでにせぬりをやつたとかいろいろな材料を備え付けまして、ポンプを備え付けたとか……。間違いました。先ほど申しましたことを訂正いたします。私、九百といいましたが、九十町歩でございます。九十町歩でございますから、そのように御町正願います。簡単な井戸を掘りましたら、機械用水の設備をいたしましたり施設をすでに応急対策としてやつておられます。したがつて、これだけの経費はまったく将来うまくとなれば無駄にあります。

なるわけであります。それだけ皆さんの農家の負担になるわけでございまして、私どもいたしました、これについて重大的な関心をもち、県及び国に対しまして、たとえば昭和三十六年に早魃の応急対策を願つておるのであります。が、それに全く合致、十分それに値する被災でござりますので、少なくもそれに相当する、国としても助成策を講じてもらいたい、こういう考え方であります。その例によりますと、四〇%を国が経費の補助金を出してくれておりまして、これに対して残りの六〇%のうちの四〇%をさらに市がさらに助成したという実績であったように思ひますので、今回におきましても、国に強く要望いたしますとともに市も同様助成いたしたいとこういうふうに考え、市民にもお頼いする考であります。したがつて、これについては事業の実施したことについて材料の購入、あるいは労力の支払い、あるいは機具、機械の賃借料等々につきまして、すべて証拠書類を整備いたしておいていただくようになります。私の方から連絡はいたしておりますが、こういう書類さらにできれば写真等も添えまして、事務処理上、支障のないように準備もしておいてくれるようになれば幸いだしておられる次第でございます。御了承願いたいと思いまや。

〔税務部長（國浦和己君）登壇〕

○税務部長（國浦和己君） 質問の次五点の、三十八年度の市税収入決算見込額の御質問にお答えいたします。三十八年度の市税収入の決算見込額が二十一億八千万あまりでございます。それに特別とん収と税が三千九百万ほどございまして、合計いたしまして二十二億二千万となつております。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 道路、下水の維持管理の促進の問題でございますが、当初予算には下水関係といたしまして、維持管理の目的にいただいております予算といたしまして、約三百万、道路の維持修繕の予算といたしまし

て、工事費において三百万、原材料費において約二百万といういった規模でございます。この額は当初予算としましては、例年の予算規模でございますが、例年かなりの追加予算をお認め願つておりまして、いろいろ一部の要望等もお聞きしておるわけでございます。幸いにしまして本年度はいまのところ昨年のような長雨もございませんので、昨年のように非常措置をする事態ではございませんが、非常に貴重な予算でございます。したがつて担当のわれわれといたしましては、昨年度買わしていただきましたブルドーザー、ダンプカー本年度の予算で新しく買いかえをさせていただきますグレーダー等をフルに運転あるいは活用いたしまして、これに対処していきたいという考え方でございます。なお、土木部長の立場といたしましては市の財政に余裕ができますれば、道路の維持費、下水の維持費あるいは防塵舗装を重点的に考えて追加の御処置を願いたいと、これについては部長として努力をさせていただきたいとういうふうに考えております。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 災害関係からはじめまして、いろいろお答えをいただきましたが、とくに災害の問題についてはなお相当御質問申し上げたい事項がございますが、他の問題につきましては、簡単でございますので要領を得ました。

とくに三十八年度の税収入について、結果が出ておりましてよくわかりました。

早魃対策につきまして、市の方ではいろいろ資料を集められてその実情もよく調査されておるようですが、もちろんこれにつきましては、二十日に雨が降つて植付が完了いたしましたとしても、いま言われましたように相当な費用が使われております。そして植付時期を失つた減収という問題も起ります。できれば圃の方にもお願いをいたしました県の方にも連絡をいたし、少なくともその損失の補償についてお考え願いたいと思います。

市道の維持修繕につきましては、なお十分でございません。これについてはいろいろ御要望がございます。たとえ

ば都市排水の問題につきましても、ある場所におきましては一応年々継続事業をやつております。ところが予算の圧縮を受けてことは中断されておるところもあるようでございます。せっかく仕事をし、三百万、五百万とかけて都市排水の計画をし、一部造成ができておりますが、予算の圧縮のために継続ができないということになりますと、むしろそれを中断してしまって、逆に排水を悪くしてあるという現象があるようになります。

こういう事態は、單に予算がないからとか金がないからとかということでおさまりません。むしろそれはさらに進んで少々の費用でも続けていくつて、効果を上げていくようにすべきであろうと感ります。

とくに土木部長の説明によりますと、予算は昨年に半じて超過しておるということでござりますが、年々増えていく車など重車いろいろ考えますと年々ではいけません。さらに年々相当なペーセントを加えてやるべきでありそれでも十分ではありません。そういうことを考えて予算執行にあたつては、できれば建てかえ工事とかたとえば予算削減がある場合はやむを得んと思います。そういうことをしてでも早く処置をしていくという方向に進んでもらいたいと感ります。

才一回の災害の関連でございますが、いろいろ新潟地震を頼りみて、とくに奥地に派遣された方々は詳しく現地の状況を調べられ、四日市に対しているいろいろお考えがあらうと思います。またそれについては早急に手を打つべき問題、さらに國の力を借りるような問題、工場自身が考慮しなければならぬ問題いろいろございましょう。おそらくささしましたように地震を考えずして設計はされておらないと思います。もちろん地震のある國であります。おそらく地震はしてなかつたということは事実でございます。しかしその心中にも急に数億、数十億、数百億をかけて改造するということは非常に困難でございますが、しかしあの地震の混乱の状況を見ますと、解決すべき点がしてなかつたためにむしろ損害を大きくしたという問題も

たくさんございます。

たとえば、油のタンクが何万キロリットルというようなタンクが数十トン、数百トンと流れ出した場合には油は火の海となつて流れて来るそうであります。その場合にはやはり工場周辺には堰堤をつくるという方法もあるようであります。

さらに都市疎開というような問題、住宅をなるべく離すというような問題もございます。手の付けやすい方向からやはり手を付けていくといふことが大事であります。

この間、新聞にておりましたが、東京の大学の教授で、しかも公害対策の調査の委員長であります都留教授は四日市を去るにあたつてこういふことをいつております。

国は四日市から年々二百億以上の税金を吸い上げておきながら、返してくる金はスズメの涙ほどである、四日市には何もしておらない。しかも住民は公害のしわ寄せと、いつおこつてくるかわからん災害の不安に毎日脅えておるということでござります。ということは一例でございましようが学者がはつきり言っております。とくにそのときに市の案内をした理事者の一人に地下パイプ、ガスパイプはどの辺を通つておるんだと、工場と工場を結ぶガスパイプの位置を示めせといふ質問があつたそつであります。その案内人は知らないと答えたそつであります。これは災害を予測して、もしも災害がおきた場合には市民を誘導し、また安全地帯に導くためにはやはり道路を通つていかなければならぬ、その道路が危険であつては困るから、事前にはつきりその場所を示めしておくべきだということからでたのだと思いますが、こういうことにつきましては、ただいま一部説明もございましたが、かつて私は四日市の市政の中で地下パイプ網のあり方をはつきりしておけということを申したこと�이ざいます。工業用水の工事を始めるときに市の監理課の方に申請をしてパイプをいけるときに、いろいろ都市によつては順序があるそつであります。四

日市は順序があるだらうからいろいろ市の指示に従うといふことで申請いたしましたが、まあ、別に規則はありませんから適当にやつてくださいといふことであつたそつであります。これは将来下水をやる場合に非常に支障をきたす問題でありまして、圧力の加わる上水道などはよろしいが、とくに圧力の加わらない自然流れの流れている下水となりますとやはり水の処理ができません。こういう関係から一つの順序を立てて道路の整備をなすべきであります。

また、塩浜のある地帯でございましたが、私は農地の関係をしておりますので、市の方の申請によりまして、市道の調査に行きました。ところが現場が田んぼであるはずが、すでに道路敷地のよくな形をしており、その下にどんどんとパイプをおいております。まだ埋めてなかつたので十八本のパイプがずつと並んでおりました。まだ市道として認定もしておらん。まだ農地の許可も受けておらんのにこれはどういうことだということで問題をおこしたことになります。しかし市の監理課が前に約束し承認したものをおまざらどうするわけにもいきませんので認めてまいりましたが、そういう事実があります。で、いちいち市の監理課の方へ書類を渡されて、全部監理課が許可しておるはずです。市の地下におけるパイプ網というものは市の監理課が全部あたつておるはずです。

たとえばこの一覧表を見まして地下道をつくりますと、だれでも一見してよくわかります。上水道の位置、下水の位置、電話ケーブルの位置、ガス管の位置そういうもの全部一覧表にした場合には四日市のが全部わかるはずです。これはまとめてやる氣であればすでにできるはずであります。しかも最近ふえております工場から工場に伝わるパイプの問題、これも工場内は別といたしましても、工場から市道にいたる部分は歴然とするはずです。こういうことがよくわかつておらないと、さつき指摘されましたような問題が起ります。こういう点からいまして市は将来そういう地下系図といいますか、そういうものをつくる意思があるかどうか、これを一つお尋ねいたします。

それからさつさもいましたように、こんご工場誘致という関係とくに油関係の工場につきましては、立地の条件

が非常にござります。たとえばいま阿倉川の前に十万坪の大協和の敷地が予約されておりまして、二割の金が払われております。四千九百五十円、五十円プラスで二割の予約金をもらつておるんですが、昭和三十九年中に協和の進出が決定された場合は解約という条項があるそうです。しかもその中には、まあ、さらに話し合いをするということもあるそうです。この状況をながめて、さらに四日市はあの地帯に油工場の誘致をするかどうかということは非常に大きな問題であります。

これは四日市の政治の上で残された仕事でござりますが、将来そういうところにたとえば安全装置ができるといつしましても、やはり金がかかる、しかも万全は期し難いという答弁がございましたが、こういうことを予期しながらさらにその工場の誘致ができるかどうかということについてのお尋ねをいたしたいと思います。

まずこの点だけを御質問申し上げまして、さらにまた、お答えによって御質問申し上げます。

○議長（錦安吉君） 暫時、休憩いたします。

午前十二時休憩

午後一時八分再会

○議長（錦安吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

二宮助役

〔助役（二宮力君）登壇〕

○助役（二宮力君） 午前中の御質問にお答えいたします。

地下埋設図面について共同溝の考え方、從前にもございましたが、今回の新潟地震にあたりまして、強く学者の

間に唱えられて時代の趨勢をして、かような施設を生みそうに思えるような次第になりました。つきましては、市としましては、これらの趨勢に遅れないように十分勉強したいと考えております。

なお、危険物の所在につきまして、こんご防災計画に強く取り上げますので、防災計画の一環としてこれを市民にどんなふうに観念を持たし、承知をしてもらうようにすべきかということを検討して、それらにも善処したいと考えております。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君） 今後の工場誘致についての御質問でございますが、私ども、常々考えておりますのは、産業の振興と地域社会の安寧幸福というものは矛盾すべきではないと、すべてのものは、市民、県民、国民の幸福の増進といふことが基本でございまして、これを矛盾する考え方はるべきではない。したがつてこんごの産業のあり方、産業の社会性、倫理性こういったものがベースの一つとして当然考えられるべきであります。また私どもといつしましても、そのように指導いたすべきであると考えております。

したがつて、今後進出する工場があった場合には、十分に公害さらに立地上いかなる影響があるかということを考えまして、処理いたしたいと考えております。

現在すでに売買の予約等が行なわれている土地がございますが、今日におきましては、必らずしも適当なる立地条件でないと思われる地域がございますので、これについては私ども從来から関心を持っておりまして、会社がわとも十二分の相談をいたしまして、善処したいと考えております。

御了承いただきたいと思います。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君）　御指名を受けるようございますが、私の方の問題といたしましては、地下埋設管の問題あるいは共同ビットの問題と存じますが、先ほど二宮助役からお答えいただきましたような次第でございます。道路の管理を担当しております土木課、都市計画課の立場からいきますれば、共同管理の実現ということは非常に好ましいことである。なお地下埋設管の埋設の企画をつくるということは当然のことと思つております。

ただ、共同溝につきましては、國の方の補助の法律と申しますか、そういった面がいまだはつきりしておらないようでございます。

現在では、東京で一部、このオリンピックを目指とした工事に行なわれておりますが、いろいろ研究する点もあると思いますので、今後よく勉強いたしたいと考えております。

○議長（錦安吉雄）　質問者も答弁者も大きな声でお願いいたします。

藤谷議員。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君　私の質問に對していろいろお答えがございましたが、なお十分でないところがたくさんござります。しかし、統いてたくさん質問者もござりますし、項目も上つておりますので、時間を割合いたしまして、簡単にさらにお願いを申し上げておきます。

とくに、この新潟地震に關連して四日市の災害をどうして守つていくかということにつきましては、非常に大きな問題でございますが、しかし、さいせん申し上げましたようにできる限り早くから手を付けて、徐々に解決できる問題は解決しておいて、災害に備えて欲しいと思います。今後大きな政治問題が出ると思います。

國の力を借りねばならぬ問題、県の力を借りねばならぬ問題、さらにコード等配水線をする問題も残っております。

これは、市長の大きな政治力によつて解決を願いたいと思います。これについて市長のいろいろと御努力があろうと思ひます。

さらに、霞ヶ浦の利用の問題につきましては、まだ十分ではございません。方針としてはけつこうでございますが、しかし四日市市民が、とくに日曜日あの憩いの場を求めて殺到した場合にどうして整理をしていくか、さらに近鉄の名古屋線から来るお客様を霞ヶ浦で止める場合、名古屋、桑名方面からはやはり従前のようにたくさん来ると思います。その方々を当市のものでないんだから入れないという方法がとれるかどうか。もしも入れた場合にはさらに殺到すると思います。むしろ開放をして混乱を起こすということが、現実におこるかもわかりません。たとえば四日市の市民がきようは北のプロックをあけるとか、きようは南のプロックをあけてみるとかいう場合に整理をしておかんと、非常にたくさん的人が集まってきてむしろ混乱を起します。

これらを考えますと、やはり一つの基準をつくって喜んで秩序ある遊園地にしてもらいたいと思います。市が經營するから、ただである、市の力でやるからむしろ行きやすいという氣持でどんどん殺到してまいりますと、むしろ、新しい混乱を起すものになりますし、またさらに、水難事故等おきた場合にはその補償という問題が大きくからんでまいります。こういう点も十分考慮されてよく順序を立てて、そして喜んでいただく施設の開放をお願いしたいと思います。

要望といたしまして、さらに市長の御答弁をお願い申し上げます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　今度の天災を機会としまして、わが四日市の都市の構成の上に再検討を加えなければならぬという事態になつたと願います。

これは平素から公害問題等に関連いたしまして、何とかして整備していくかという考え方をもつておったのは皆さん御承知のとおり。しかも、四日市は議会の方々の協賛を得まして、この問題にはすでに一指を染めておるのあります。すなわち南部丘陵地帯を五十万坪にわたって市がこれを払い下げを受けて、そして低廉な土地を手に入れこの公害問題から脱出したいと思って苦心慘憺をしてきておるのであります。

幸いと旧地主の御同意を得まして、またこれに対しましては市は應分の敬意を表することにいたしまして、一つの立派な体制をもつておるのであります。

われわれはそれを一日も早く推進したいと努力してまいりましたが、すこしわれわれの考えておることとは変わった方向に向いておることは事実であります。すなわち、われわれが直接払い下げを受けて、きわめて低廉な地所を手に入れて、そうして、これが移動を開始せしめるのにもっとも都合のいい状態に置こうと、こう考えておったのであります。が、必らずしも四日市の意図はそのまま通っておりません。

現在は、住宅公団によって南部丘陵地帯を開発していくことになっておるのであります。が、私が卒直に考えておりましたこと、皆さんに腦袋にも往来していたことはやや趣を異にしておる。しかしながら、その目的とするところに向かっては、軌道には乗ってきたのであります。

したがいまして、公団の手を促して一日も早く公的な場所を得て、この都市改造については一指を染めていきたいと、こういう考え方でおることは皆さんのもうすでに御承知のとおり。しかしながら実際問題になりますと、ごく一小部分の土地につきましても、たとえば、市が直接補償をいたしますから移動を開始していただきたいとお願い申し上げても、住めば都であるからなかなか行きにくいというような問題も起つてまいりますし、またお住いになつていらっしゃる方々の全幅な御希望を入れるのにも市としても困難な事情もありまして、実際問題になりますと、容易な改造をなしえるであります。

これについては一つ十分享る、皆さまとともに計算を加えると同時に覚悟をしてからなればならぬと思うのであります。が、しかし問題は一四日市市の力ではどうにもできません。これは災害に対する第一番の責任者である県にも強く要請しなければならぬと、さらには国に向かって大きな方針を確立して、それに沿つて動かしていかないと、右を向いたり、左を向いたりいろいろの小節にとらわれて、これを断行しないということになるといつ日かわが市の改造をなしえるであります。

これについては一つ十分享る、皆さまとともに計算を加えると同時に覚悟をしてからなればならぬと思うのであります。が、しかし問題は一四日市市の力ではどうにもできません。これは災害に対する第一番の責任者である県にも強く要請しなければならぬと、さらには国に向かって大きな方針を確立して、それに沿つて動かしていかないと、右を向いたり、左を向いたりいろいろの小節にとらわれて、これを断行しないということになるといつ日かわが市の改造をなしえるであります。

すなわち、国は向後いろいろの騒ぎを起こす場面において既成都市においては思う存分いかないから新産業都市をこしらえるんだと、その新産業都市についてはまだ具体的にはあらわれておりませんが、その構想をいたしましては、一坪に対して一万坪ぐらいいの補助を与えていかないというと理想的な工業都市はできないんだこういつておるんあります。四日市のこととは現に国が希望するところの産業の第一線に立つて、そして日本を興隆せしめる原動力になつてそのもつとも専い役割を果たしており、市民は、それに対し恩恵も受けておるかも知れませんが、苦痛も受けておるのであります。すなわち国策に順応するためには、ある程度までの苦痛を受けておるのであります。そういうものが、こういうような幾多の生きた実例に際会したときに、国というものが思い切つて現実のものにして改善すべき手をさし伸べることは、これは当然のことであらうと私は考えるのであります。

また県としても、声を大にして叫ぶのは当然であろうと思う。一つも県の方からそういう話が出てこない。私は残念でたまらない、はつきり言います。ぼくは……。

これでは新しい産業基地をこしらえようなんてことは、それは美辞麗句であつて、腹から言つておる言葉ではない

のである。ですから私は近く催されまする全国市長会議に出まして、この現状を訴えてそうして将来だれかおこらんのじうことの保証のし得るものがあるかといったら、これは私はないと思う。必らずどっかに回り合せて、こういう場面がでてくるんだからいまのうちにその手を打つておく必要がある。これに対しても國として強力な支援をすべきである。

新産業都市よりもむしろ先に、現在起っているものから改善すべきであるということを私は叫ぼうと思つて、そうして市長会議の御賛同を得ることができれば政府に迫りたいと思っておりますが、最近の新聞を見ますと、政府御当局においてもそのことを御自覚になっていらっしゃるよう見受けられるんですが、のど元過ぎれば暑さを忘れるで、これも日がたちますとどうもおもしろくないからこの際少しきびしゅうござりますけれども私は大いにこの問題についてお願い申し上げて、とくに四日市のような現に國家に貢献しつつあるところにむかっては、よろしい特別なる処置を講じていただきべきであろうということをお願いするつもりであります。

したがいまして、さいせんから派遣いたしましたものから、るる申し上げましたように、もし新潟のようなものを四日市の図面の上にぴったりと置いてみたらあれだけで済むかどうかということを考えますと、私はどうも済まないような気がする。非常に心を痛めなければならんような気がするので、この際今日までも皆さま方の非常な御協力を得まして、推進をしておるのでございますが、さらに一段の変わった工事に置き変えまして、そうしてこの問題を強く押し進めて行くべきが本当であろうと、こう考えておりますので、今後理事者といたしまして、いろいろの研究をなし遂げ、また専門家の、こういう方面のコンサルタントにかけまして、広く知識を得た上で、さらに皆さま方に緊急に一つ御協議をおかけ申して取り進めて行きたい所存でおるような次第でござります。

次に、霞ヶ浦の問題でございますが、これは先般来申しておりますように、霞ヶ浦土地株式会社は、そのまま存続

せしめていくものでござります。したがいまして、処置といたしましては、霞ヶ浦土地株式会社の処置でござりますがしかし実質的には市が掌握をいたしておりますので、重複の計画してまいりましたことを顧問会にかけまして、顧問会で十分研究をして、こうあるべきであるということで意見を取りまとめて、会社の責任としてことを運ばせたいとこういふうに考えております。

なお、私の考え方としましては、わずかな区域でもございまするししますので、できる限り市民を優先していただきたいと思っておりますが、しかし四日市といたしましては、この近隣におきましてもやはり何となく指導的な立場におる都市でござりますので、四日市の市民だけだということはちょっと狭量のような気がいたします。

したがいまして、四日市の市民を重点的に考慮に入れました上、一般の市民の方々にもできる限り楽しんでいただけるように、少なくともこの夏は、しばらくの間でも皆さんのお役にたつように利用せしめたいとこう考えておる次第でございますが、なお詳細につきましては、会社から申し出て来るはずになっておりますから、つど委員会にもおかけ申し上げて御相談を願いたい、こういふうに考えておる次第でござります。

どうぞ、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（錦安吉君） 加藤議員、どうぞ。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 私が通告申し上げました三点に御質問をいたします。

まず、市民にお尋ねいたします。市長は当初予算のときに、今回の施政方針は、その重点施策として、社会経済の動向をよく見定め、市民生活に直結したきめのこまかい施策を行ないたいと、かようにおっしゃいました、また美しい町づくりまた住みよい町を建設されることに重点を置かれるというお話をございました。私といたしましてはまこ

とに心強いことでございまして、心から同感の意を表し、これを大きく期待をしておったのでございます。しかし、本会議に御提出になつた議案といたしましては、まことに市長のお気持ちとは相反した問題ばかりであったと私は考えます。まことに残念に思う次第でございます。

しかし、本市の財政を思うとき、また理事者の皆さんのお苦労を考えますときに、やむを得ないものと私は配慮して御質問に立つたわけでございます。会を代表するものとしては、まことに抽象的でございますので、その点あらかじめ御承知を願いたいと存じます。

次一点の公害対策問題については、幸いと、私が公害を御質問するのに季節風と申しますか、この議場にも悪臭が流れ出ることは、私の質問に花を添えていることと私はまことにこの意気をもつて皆さんに御質問をいたしたいと存じます。

この問題は、当議場においても、また同僚議員の皆さんからもいつも質疑応答され、そのつど理事者の答弁はまことに形どおりの答弁の感がいたしました。

本市の公害は日に日にひどくなり、まことに憂うものでございます。いまは言葉につくせん事態に来ておると私は考えます。それは工場の増産のため、またどんどんと工場の新增設をされる意味からと私は解しております。いまのところ工場内の道義の至らしめる問題ではなかろうかと深く思うものでございます。

とくに、今年度より国の施策が軌道に乗り、市長はこれを大きく期待をしておみえになることは、いつも市長の説明の中にあるわけでございますが、過日、学者グループが当市にまいられまして、公害調査、これまでの当地で行なわれたこの種の調査に比べて、異色あるものを発表されたことは、御記憶のとおりと私は思います。公害対策に有益なヒントを与えていただいたことには深く感謝の意を表する次第でございます。

その中で、公害について秘密主義というようなことを止めようというような言葉がありました。またガラス張りによつて調査をしたいと、公害対策がすでにオニシのものであるというような指摘ある最後長策の運動にヒントを与えていたいたことは、まことに時宜を得た言葉であると私は深く感謝の意を表した次第でございます。幸いと本市公害対策も市長は新しい角度から、新設対策費の増額等を現在行なわれておられます。その新しい課において新しい公害対策の問題を今日どのように取り組んでおるか、その内容を御説明を願いたい。

それに関連いたしまして、御要望を申し上げて置きます。

新潟の地震によるこのたびの災害には、心から御同情にたえん次第でございます。同時に四日市市と新潟市との都市形体がまことによく似た感がいたします。

本市の場合に推定をいたしまして、災害を思うとき、日々の公害に苦しむ皆さんが、さらに深い不安の念にならることは当然だと思うのでございます。ところが、昨日いち早く市側と石油コンビナート関連工場二十五社代表会談が防災対策にお取り組みになつたことは、市民としてまことに心よく感謝にたえんのでございます。また国といましても、極力石油コンビナートの保安を拡充することを報道されております。

まひとつ、新潟の災害の被害をさらに大きくした一つとして、本市でもいろいろと問題になつておる地盤沈下の問題でございます。災害を考え、深井戸による地盤沈下、災害の諸問題等に法文化をして、明らかにこれを規制する、防止基準を明確にし、工場を住宅を分離するとある。この国の施策こそ、本市の公害対策の一環せる國のベースに取り入れる機会ではなかろうかと私は考えるのでございます。

いまひとつ、新潟の災害の被害をさらに大きくした一つとして、本市でもいろいろと問題になつておる地盤沈下の問題でございます。災害を考え、深井戸による地盤沈下、災害の諸問題等に法文化をして、明らかにこれを規制する、強く打ち出されることを私は要望したいのでございます。この地盤沈下対策についての、今後の取り扱い、規制をい

かようになります。この点に対し御説明を願います。

オ二点の問題、土木行政については、ただいま藤谷議員より質問があり、理事者はるるこの問題に対し御説明がありましたので、私はこの問題を簡単に要望にとどめさしていただきます。

この問題におきましても、市長は良い町づくり、美しい町づくり、住みよい町づくりをするには、何をおいても市民生活に直結した問題を処理するという言葉から考え合わせまして、当初予算のときに道路維持費または、都市下水においては、少額であり何とか増額の手を強く申し入れましたところ、市長は近い予算編成にその均衡をはかると仰せられたように記憶しております。この点は、お忘れになつてはいるのではないかということを私は殘念に思うわけでござります。これから雨期をひかえ、この対策にはどのような考え方があるかということをお尋ねしたかったのでござりますが、この問題は藤谷議員の質問で了承いたしましたので、私は要望だけにとどめさせていただきます。

才一点は南部清掃センター完成と相まって、塵埃処理は一段と向上した感はいたしますが、いまなおどの川を見ても、また至るところの空地を見ても以前と変わらない塵埃の山でございます。

これは人間世界道義の問題と言われるかもわかりませんが、一面、清掃事業にも問題があるのでないか、能力を誇る施設の拡充と同時に、塵埃の集荷能力のバランスが取れているかどうか、この点をお尋ねしたい。

ることをなぜしなさらんか、この点をお尋ねをいたします。
まことに、一發行と、つづくへ

またものを上げると非常に親切丁寧にやつてくれる、こういうようなことが耳に入り、すでに理事者の方にも入つ

ておるだろうと私は思います。

こういう問題を担当理事者はどのように処置をするつもりでおるか、この点をお尋ねをいたしたい。

御承知のとおり四日市は、いろいろな施設が施こされておりますが、この問題はまことに忘れがちであり、

ん方の努力で解決をお願いいたしたいと思います。

以上、三点について答弁をお願いします。

〔衛生部長〔中山英郎君〕登壇〕

○衛生部长（中山英郎君）

オ一点の公害の問題でございますが、まず、先般、当市に都留団長以下の経済調査団がみえましたときに、秘密主

義ではないかという御批判をいただいたことは、私が、ちょうど日曜日でございましたが、当市の公害事情を説明にまいりましたときにも指摘されまして、承知しております。

それで、とくに御質問になつたどのように新しい体制で対処していること、この具体的なお答えを申し上げたいと思います。

新しい体制といたしましては、御承知のように機構上は公害対策課が新設された。保健所にも公害対策ができたという機構上のことがすでに御承知のとおりでございますが、以下予算的に裏づける対策といたしましては、今月の十五日だったと思いますが、県市協調の線におきましては、汚染対策協議会が従前どおり実施する。協調線でやるということをございまして、さらに本年度新しく取り組むことは、気象条件が公害に及ぼす重大なポイントであるという点につきまして、気象観測所の設置を政治的に、政策的に国に要望するということと、それが完成するまでは、航空自衛隊の協力を得まして、昨年の九月から実施しております。五百メートルから千五百メートルの空中の温度測定のはかに、明野の航空自衛隊の軽気球の分遣隊の協力を得まして、地上班の観測、それから、空中の観測といたしまして、気球を飛ばす地上と連携動作といたしましては、地上から気球をはなち、これを観測する。おもに風向の実地調査というようなこと。それから、いままでは単に高度における高いところの三段階程度の空中の温度のみでございましたが、本年につきましては、空中は、ヘリコプターによりガスの採集、それの測定、それから、むろん温度、気流の調査もやりますが、これをだいたい五段階程度のものにして、しかも定期的に継続したいということで県の方を通じまして、一月二回を原則といたしまして、実施する方針が決められまして、だいたい話し合いができまして、この経費につきましても、自衛隊の経費を使う。そうしてあとの調査の雑品類を協議会の経費でやるというふうにいたしました

て、空中気象上のデーターをさらに突っ込むということに向かう方針でござります。

さらに、大気汚染により人体への影響といたしまして、これは先般も本会議で申し上げましたが、その後も厚生省のほうと数字折衝がございまして、現在時点にわかつていては、大阪市と当四日市市で四千名、だいたい四十才以上の人を対象として汚染地区の甚しい地区の人を四千名、それから、汚染地区で被汚染地区の対象地区の人四千名を今年の七月下旬からだいたい二週間、それから、オ二回といたしまして、十二月ごろに二週間行なうと、これがために今まで市内に定点観測といたしまして、十五か所ありました観測を二十五か所に増やす。その二十五か所の中には一月を集計した亜硫酸ガスの量あるいは降下煤塵の量をする定点観測でござりまするが、それを毎日、毎時自動記録計による、電動式の磁気記録計と申しますが、現在は磯津と保健所に二カ所ありまする自動電動機を厚生省の物品を一年間借りまして、市内に四カ所ふやす。自動記録計をつくるというふうな網の目のこまかい測定を設置することに決定しております。

それで、これは実施部隊は厚生省の所属の公衆衛生員の医師班、だいたい三十名程度の一団が実施します。これは全部、だいたい大阪と四日市で二千四百万の国費が投入されるわけでございますが、一部県に委託費が出されまして、県と地元四日市市といたしましては、役務的なことを援助すると、こういう態勢になつております。目下報告調査の前提といたしまして準備中でござります。

そのほかにそれと相関連いたしますが、先月の二十一日から、今回初めて市と保健所の話し合いによりまして、東橋北地域、だいたい対象人口が九千名ぐらいおられます、これを十五才以上にいたしますとだいたい六千名住民の方がおられる。その地域を対象といたしまして、二カ年前に実施いたしました塩浜地区の方一次検診に対応する地区を設定いたしまして、五日間にわたりまして、結核検診と合わせて公害上オ第一次的に発見されるであろうピーチフロ

一これは呼気の検査でございますが、合わせまして実施をいたしまして、現在その実態を整理中でございますが、こまかい数字は少し手元に記録がございませんが、概数千七百名程度のものが、受診されました。そして、私が新潟に出発前に課長からメモで渡されましたものが要精密検査者、さらにレントゲン写真をとっておりますが、大きな写真をとりさらに精密検査を必要と思われる方が百二十名だったと思います。この人につきましては、だいたい四日間の程度で今月中に出すと、すでに通知は出したと思いますが、東橋北地区の検診を実施いたしました。この結果を待つて、この七月下旬に行なわれる厚生省直轄の調査にも副次的な資料を提出し、さらに二回の調査の資料をいたしたい、こういうふうに考えております。

それから、行政的には五月一日で煤煙等の規制の法律の対象になつたことはすでに御承知のとおりでございますが、この対象工場は、現在時点百十工場、二百五十施設が対象にあって、先般も県に問い合わせたところが、一応の対象工場は全部調査表が出たということです。

これにつきましては、とくに問題になりますのは、中小企業のとくに窯業の万古工業の指導が問題になります。とくにこれは関係者の、もちろん産業関係から声が出たのでございますが、煤煙措置をするために金がいる、その融資あつせんについて骨を折れ、先般の県・市の会議に出ましたときには八千万円程度の申請が出ていた。これとなるべく通すように中央に働きかけるということを決定いたしております。

さらに窯業試験所を中心として、こここの業体の熱管理の指導と、それから設備改善内容を個々の工場ごとに指導をしていく方針を確認いたしております。

次の問題といつしましては、この公害と保険衛生面の関係で新しい考え方は、現在進めておりますことは、一つもつとも甚しい汚染地区について具体的に申しますならば、最終的に場所は決定いたしておりませんが考えの中にある

ものは磯津地区だとか、あるいはま地区あるいは橋北地区の場所について黒川調査団にも指摘されたのでございますが、空気が清浄な安全場所的なものを考えたいという考え方でございまして、技術的には一応正式な名前はともかく、空気清浄案的なものを考えたいと、これは技術的には医学の専門家の御指導を得たい。で、これと関連いたしまして、手始めと申しますと変ですが、これらの環境に入る一つのテストケースといたしまして、先般教育委員会の方といろいろの相談をしまして、市内だいたい六個ないし七個について医学的には疑問でございますが、一々の調査実例といたしましてためそういうのではないかという話がござります。その試みの話は市内の磯津、塩浜、あるいは橋北という地区と四郷だとかそれから三重だとかいう被汚染地区、抽象的に六七個に空気清浄機のメーカーの提供を受けて分析もやるということで、その測定をし、その影響度を調査するという話し合いが教育委員会との方でだいたいまとまりまして、七月下旬程度から実施したいという話がいま最終段階にきております。それとさらに重症者のせんそくの疾患の継続検診については前年どおり続けたい。現在時点では私が新潟に出発前に配布した数字では磯津の方が塩浜病院に七名みえたのでございますが、理由はただ暇なかったのでございますが、二三名一時退院されたというお話を聞いておりますが、基本方針としては、重症患者についての継続診断はさらに進めてこれの療養につきましては、県市合同の分担で処理したい。なお先般も副知事にこの点、県の態度を確認したわけでございますが、上半期までは待ってくれ、それまでは市で考えてくれという話もございましたが、ともかく基本方針としては継続検診を続けたいという方針を堅持したいと思います。

以上が現在時点でわかつておる具体的な事例でございます。

次に、御指摘のコンビナートと住宅の分離ということが黒川調査団にも指摘されておった事項でございまして、この点につきましては、県市合同の名前で調査費百万で土地利用センターに委嘱いたしまして、先般も委員の方があつた

たわけですが、九月ごろに一応結論を出して土地利用及び経済価値とそれから防災価値と申しますかそれの判断をいたして主として土地利用、都市計画の再検討の基礎資料ということで、この主管課は、市におきましては企画開発課が担当して各課が協力するという調査法がございます。これにつきましては、先般のたゞいま問題になつております新潟の地震というものにも関係がございますが、公害面だけではそういう学理的な問題点の取り方、整理方をいま調査中でございます。

地盤沈下対策につきましては、私が承知しておりますので、あとで補足して担当の方からお答え申し上げたいと思ひます。

次に、純然たる衛生面の御質問でございますが、南部清掃センター竣工後において集荷の能率がどうかとかあるいはコンテナー方式はどうかということでございますが、南部清掃センターの竣工後の能力はだいたい八時間で六十トンの能力でございますが、最盛期にはごみの性質もよかつたのと相まちまして、最悪の場合八十トン、最高百トン程度のごみ処理の実績を現在とつておるわけであります。

したがいまして、終末処理においては、予想以上の焼却能力を上げたということがこれで断言できると思うのであります。ただ注意していただきことはそのほかにこれだけでは市のごみは焼却しきれません。したがいまして、旧来におきまする末永焼却場の公称能力日量七十八トンの炉がございますが、この炉は老朽化いたしまして、年中修繕で苦しんでおるわけでございますが、だいたい三十トン程度、すなわち三分の一程度しか能力がございません。

それでその方の能力が落ちておるということで、総体的にはそう倍増されたわけではない状態ということを御了承願います。これに御指摘になつた点は、集荷の面でございますが、コンテナー地区以外は七日取りを原則といつたしまして、実施中ではばその線にいつております。本年は幸いこの四月、五月雨がすくなくて、去年のようなむごたらしさ

い姿を呈しなかつたことは幸せと考えております。コンテナー方式は本年度当初予算で八十個の予算を御承認願いまして、すでに発注済みでございまして、やがて入ると思います。入ったあつかきにおいては、八十個の新コンテナーボックスがコンテナー地区に配置されます。

それから、本年まで認めていただきましたし尿車は会計課の特別のはからいによりまして、五月上旬に入つて威力を発揮しております。これはちょうど教育民生委員の管内視察の前日に入つて、教育民生委員の方は御覧願つた機械でございます。

それからごみ箱の取り扱いが不親切だということにつきましても、私が直接電話でお聞きしたことがございます。それから、ものをもらうと親切にやってやるとかとも前に、四五年前によく聞いた話でございますが、最近、私自身はあまり聞かないでございますが、これに対する取り扱いの監督にあるものの決心といつましても、現在オ一課長が末永焼却場において指揮しております。それで、そういう問題を指摘されまする私どもはやつては困ると、それほど市の職員はみじめではないのだと、十分とは言えないにしても、給与面にしても、厚生面においてもすい分変わつておるんだから、やってもらつてはむしろ困る。むしろ誤解がある。やめてくれということをいつてお答えしておりますが、ことの性質上われわれのわからん部面においてそういうことがあるかもしれません、われわれの方針といつましてもそういうことが訓辞なり、指導でむしろ自負心をもつてやり、またそういうことのないことときをさらに注意いたしたいと思います。

それから犬の問題でグリーンベルトにあるという問題でございましたが、これは衛生部長としては少しお答えにくいんですが、お答えにくいということは、公園管理は公園課の方でございますが、ものの性質上、道路とかそういう公園施設内の清掃は現在オ一清掃でもオ二清掃でも扱つておりません。したがつて、そういうところの場合には計画的

に集取的にやるということは、衛生部ではやつておりません。

ただ、衛生部で関係いたしますことは、そういうものがあつた場合、通報その他があれば衛生部の態度としましては管理主管課の方へ連絡した上消毒剤をまくとか臨機の共同作業的なことを衛生部としては処理したいというふうに考えております。

以上終ります。

○議長（錦安吉君）暫時、休憩いたします。

午後二時九分休憩

午後二時三十分再会

○議長（錦安吉君）休憩前に引き続き、会議を開きます。加藤議員。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 私が三点について御質問申し上げましたことについて、衛生部長よりこまやかに、まことに私、頭が悪いのでおっしゃることが一つも入らんよなことでまことに面白ない次第でございます。

皆さんもおわかりと思うが、私非常にその点に遺憾に思いましたので、今後かかる事業をなし行なわれて、いる部長の御厚意に対してもうこういうこまかい点を何か資料によつてたびたびお出しをいただけはこれにこしたことはないかと存じます。そういう点をよろしく、御配慮願いたいと思います。

いろいろの問題でお質問申し上げましたが、地盤沈下の問題は部長よりいろいろお話をございまして、他の議員の方が通告をいたされておりますので、答弁は私はいただかなく、ただ要望としてここでお願いをしたわけでございます。

すので、答弁をいただかなくとも私はあえてさしつかえはなかつたわけでござります。その点部長御了承願いたいと思ひます。

三点のうちで、大変、私の言葉も判じ的のような質問でございましたので、御了解の点もまことに、御説明に苦しいうようなお話をございましたが、これは公園課、公園担当する都市計画の課長、また衛生課の皆さんとよく協議をいたされまして、児童公園に遊ぶ幼い子供の心に傷つけんような措置を講じてもらうことを強く御要望申し上げておきます。四日市市として、今後それをますます皆さん方の努力でお進めしていくだく過程におきましても、この問題は十分なことはございませんが、できるだけの御手配をお願いいたしまして、三件についての要望を申し上げて私の質問を終ります。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（錦安吉君）山中議員。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 ただいま公友会の会の代表として、加藤議員が公署問題、道路問題、衛生問題について御質問を申し上げたわけでございますが、理事者の親切な説明でよく了承できたんでござりますが、二点私がちよつと頭が悪いのか、聞さそないしたのか了承ができん点がござりますのでお尋ねしてみたいと思います。

オ一間に理事者の答弁を聞いておりますが、道路修繕、維持管理とすべて合わせて三百万と三百万と二百万というような金額でござりますが、四日市の市一般財政をみまするさいが目察にも足らんような予算は市長も当初予算に認めておられるし、部長もただいま何とか市の予算にしてもらいたいということをおっしゃつておられましたが、もしも九月の追加予算に事務多忙と申しまするか仕事が多忙と申しまするか、不幸にして土木に回す予算がないとせられるときには、建設部長は今後の四日市市の道路の維持と管理はどのようにして行かれるのか、それがオ一点。

そうして、市長はその追加が捻出できんといふことになればどう考えていただく、ないからもうしようがないんだとあんた言われるか、それとも予算外の負担でやつても市民の日常生活にこと欠かないようにしてやるという御親切が、あるのかこの一点をお伺いしたい。

次に、衛生部長のただいまの答弁でござります。よく了承したのであります。私はただ一点本当に四日市市民が、衛生部長の言われるように、すべての点に満足し得るような処理はできておるであろうかないかということは町のまつ井戸端会議を開いてみても、ながなかそのようにいとらんじやないかということが入るんでござります。あの三滝川の堤防、各河川の堤防に山のようになびいてくる塵芥が、なぜそんなところにはるんかと、取りに来てくれないからしようがないじやないか、ほるところがないじやないかと、私には一筆もの私有地がないのだからほらさしてもらわんならぬ、私はただこの答の一点に尽きておると存じます。いかに施設をもたれておるかは知らんが、はなはだ私が遺憾に思うのは、塩浜、末永の塵芥処理現場のあの今日の様相でござります。一年前には尊い子供の一命を奪い取つておるというようなことでござりますが、皆さま、一べんあのいまからでもよろしい、道路に立つてこれが四日市の塵芥処理現場であろうか、文化都市を叫び、そうして美しい町づくりを唱えておられる市長も一度はあれを一べんあれをのぞいていただきたい。私は四日市のつら汚しだと、面目にかかわると、あの残骸は——。このようなことを私は感じますので、せめて行ないと実行と一にして、そうして市民の要望にこたえてやつてもらう。その上に処理ができるのなら市民はなつとくするであろう。あの処理場を眺めてはたして市が、どれだけ塵芥処理場に力を入れておるんであろうと、私は一市民として疑われるのもつともだと思いますので、右の御答弁を願いたいと存するものでござります。

どうぞ、よろしく御答弁願います。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君） 道路下水道につきまして、維持修理費がきわめて少額である、これにつきまして、先刻、土木部長からお答えいたしたとおりでござります。うちわ話を申しますと土木部長は強く私を突き上げております。

四月予算が始まつたばかりでござりまして、六月のこの議会に一般的な経費というものを計上することについては経過日数その他からみまして、十分熟しません。すべて次に回すということで、今議会に臨んだわけでござります。もとより十分な金額であるとは私自身も思つておりません。そのため機械力を利用し、一年つくつていただきました道路修理班を十二分に活動さしまして、その間をまかない、さらに九月予算におきましては、せひともこれを適当な金額、ない袖でも振つてこれについての予算を計上すると、こういうことで私も市長を強くやすぶつておりまして、そのようにいたしたいと存じておりますので、御了承いただきたいと思います。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕（「簡単にやつてくれ」と呼ぶ者あり）

○衛生部長（中山英郎君） 三滝川の不法投棄でございますが、これは事業上から出る土砂その他の事業の残滓と家庭ごみとがございますが、大半は事業場その他のあるいは土建関係の土砂でござります。で、土砂につきましては現在泊山の方へ市で埋め立てをやつておりますので、そこにほつていただくよう指導しています。

それから、末永焼却場のほうは南部消掃センター建設に際しておはかり申し上げたように、一応あれは予備的な存在で長続きはしないと思いますが、あれも公称能力は下回りますが、予備的の焼却炉として維持して焼却能力の足しにしたい。将来はこれを改装したい、あるいは北部へ持つて行きたい、こういうことでござります。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 まことに理事者の答弁、簡単明瞭で当を得た答弁で感服いたします。

どうか、ただいま助役が仰せられたように九月予算には、ない袖でも振ってやると、このお言葉をこの議場において述べられた以上は、私は助役のお言葉を信頼していいと思うんであります。どうか、九月予算、どうか、土木維持に管理に円滑にいくような予算を立てていただきんことを切にお願いするんであります。

すこしそれますが、今回、われわれも管外視察にやつていただきました八戸、弘前と秋田と各四日市ほどの予算は持たなくとも、多いところは四割に達するような道路維持費を持っておる。少ないところで二割というのでございまするから市長も助役も認められるのはあたりまえでござりますので、どうか、よろしくお願ひしたい。

ただいま衛生部長のお言葉は、まことに先を考えておられると思ひますが、市がまだ当分の間はだされるようになればならぬというのでござりまするからどうか、市民が納得のいくように、これほど力を入れていただいておるのだから、やはりわれわれも協力せにやけりやならないなというような気持の起るようにならうか、いまのようなあいうな見苦しい塵埃処理場じやなく、たとえ、すこしの手入れでも年々施していただきたいことをどうか、お願ひいたしまして私は右の要望をいたしまして、質問を打ち切ります。

○議長（錦安吉君） 山本議員、どうぞ。

〔山本栄一君登壇〕

○山本栄一君 私は質問書に通告いたしましたとおり、七件の問題につきまして、市長はじめ関係理事者の方から御答弁を承りたいのでござります。

まずお一点に掲げました当市の非常時防災対策についてでございますが、このことは先ほど同僚議員の藤谷君から御質問がありまして、二宮助役はじめ関係部長の方の懇切な御答弁があつたのでござります。

当四日市は、新潟市に数倍する規模のコンビナートだけに市民の不安はつのるばかりでござります。新潟の昭和石

油タンクの発火はもつとも安全を考慮してつくられておりましたにもかかわらず、原油タンクからの発火であり、しかも隣接民家三百余戸を全焼するという事態を生じたのであります。それにつきましても、新潟の教訓はあまりにも大きな犠牲のうえに与えられた災害でござります。当地方にもし新潟地震のような天災があつた場合、あのような悲劇を四日市が繰り返さないよう万全の措置を講じていただきたいのであります。

去る十九日の新聞が報じておりましたように、四日市は工場側がその施設に対し秘密主義を取つておるためにはコンビナート地域の防災対策が遅れているとするならば、これは大変なことでござります。工場地帯の防災対策が万一一のときの住民の避難場所の設定、電気、ガス、水道等の復旧対策については、理事者において万全を期せられるよう要望をいたします。

次に、市道の維持管理についてでござります。これも藤谷、加藤議員から御質問がありまして、理事者の適切な御答弁があつたのでござりますが、くどくどうでございますが、わずか年間三百万円の道路補修費は、全市いたるところ舗装道路が穴だらけであり、言下に絶するデコボコ道であります。雨天のときなどは両側の人家や通行人の迷惑困難このうえもない現状であります。

先ほどの山中議員の質問要望に対しては、市長は必ずこたえていただけるものとは思ひますが、現在、市民がそのよう困苦に耐えている一方、姉妹都市ロングビーチ訪問の儀礼的経費に五百万に近い費用が予定されております。

私たちは、国際都市親善を推進するためにこの経費の支出については反対するものではありませんが、市長はこの意気で市民がより以上要望しております道路行政に今後予算を計上して、市民の要望にこたえていただきたいと思うのであります。これも要望にとどめておきます。

次に、お三点に掲げました車両制限令施行後のバス路線についてであります。

去る三十六年七月国会で車両制限令が制定されまして、まる三年を過ぎた本年七月末で、猶予期間が切れるのあります。

これに対し市内のバス路線の対策はできているかどうか。この法令によりますと、市街地では道路幅六、五メートル以上、とくに混雑するところでは七、五メートル以上、地方路では幅四メートルないし六メートル以上で、三百メーターコードに待避所を設けるなど基準が定められております。このバスの問題も市民の日常生活から一日も切り離すことのできない重要な問題であります。もしバスの運行を止められる路線がありとするならば、関係市民で相当な迷惑をこうむるのであります。

ここでお伺いをいたしたいのは、四日市市内にこの制限令に抵触するバス路線が相当にあると思われるのではありますが、その路線の名称とキロ数をお尋ねいたします。なおバス路線につきましては、二年間の猶予期間の延長も考えられておりと聞き及んでおります。しかしいずれは実施されるのであります。これに対して該当路線の拡幅、待避所の設置等の御計画があるかどうか、関係部長から御答弁をお願いいたします。

次に、霞ヶ浦の海水浴場の運営についてであります。この問題も藤谷議員からの御質問に対し、庄司助役から詳細な御説明がありましたので、質問を中止いたします。

運営面にはある程度の疑問点もあるよう思いますが、緊急を要する問題だけにやむを得ないことを了承をいたします。ただ水難事故等に対しては万全の措置をお願いしたいのと、遊園者に対しては、公徳心をよくわきまして、いやしくも他人に迷惑をかける行為のないように、また風紀の問題等十分に監督していただきたいと要望をいたします。

次に、堀木火葬場の北大谷へ移転計画についてであります。西浦の区画整理事業に関連して、堀木の市営火葬場の移転は急務であると思うのであります。移転問題も今までに二軒三軒の結果、松本山西方の北大谷の約二万坪の敷地に移転が決定しておるのであります。仄聞するところによりますと、その予定地付近に会社の社宅や住宅の団地

ができるとのことであります。墓地公園建設がおくれた場合、またまた反対運動が起るおそれが十分にあると思うのであります。

以上の見地から考えて、一日も早く敷地の整理等の必要があると思うのでござります。衛生部長はどのような計画を持っておられるのか、詳細な御説明をお願いいたします。

次に、防疫対策と環境衛生について、いよいよ伝染病発生期を目前に控えて、各地で集団的な伝染病が発生しておる現状であります。当市の防疫対策は万全であるかどうか、具体的に御説明をお願いいたします。

また、廐塚の収集、下水、汚水の処理には万全を期しておられるかどうか。先ほどの御答弁にもあったように思いますが、これも具体的にいま一度お伺いをいたします。

一般下水の配水路整備についてでございます。旧市内の公共下水道事業は、関係各位の御努力によりまして、着々と完成の域に近づいておるのでありますが、周辺の一般下水の配水路を見ますときに工事なれば放置されている個所が方々で見受けられるのであります。いま少しで完成されると思われる個所も相当にあると思われますが、この一般下水の問題については、今後どのような御計画があるのかお伺いをいたします。

先ほど、御質問をされた問題と重複する点もあると思います。どうか、重点だけだけこうでござります。御答弁をお願いいたします。以上。

〔管財課長（杉本治芳君）登壇〕

○管財課長（杉本治芳君） 車両制限令施行時のバス路線についてお答えいたします。

車両制限令に抵触いたします路線といたしましては、敵艦に申し上げますと十七路線ござります。そのうち十路線につきましては、交通量がきわめて少ないと認めて規定した道路という事項に当てはめまして、先般告示いたしまし

た。よりましてこの路線につきましては、規定からのがれることになります。七路線につきましても、三百メートルごとの待避場ということやら車幅が六メーター以上ということになつておりますが、路肩を使用するという法の拡大解釈を考えますれば、いまだちにバス路線が停止されるというものはございません。ただし、このままでいいというものでもございませんし、また交通量が徐々に増してくることが当然でございますので、早急にこの対策は立てなければならぬと思います。これの要します経費につきましては、一応家屋の移転費という工事費は除きまして、道路工事費だけで千五百万円ないし二千万円は必要かと考えております。

現在のところいまから二年延長されるようでございますが、その間に根本的に対策を立てていきたいと、現在協議中でございます。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） ただいまの御質問の関係のある部分についてお答えいたします。

ただいま杉本課長から答弁のありました車両制限令の実施の問題でございますが、これは緩和措置が行なわれるやにも聞いておりますが、現実の問題といたしまして、道路が非常に狭いんでございまして、法的な解釈で一応逃げられるということでありまして、道路のやつておりますわれわれの立場においては、何とかして法のぎりぎりの線あるいは拡大解釈で逃げられるのではなく大手を振つて通つていただける状況にいたしたい、こういう考え方をしております。

したがつて、先ほど答弁のありましたように、千五百万程度、主として家屋移転は除きまして、千五百万円プラス補償費ということになりますと、工事費は千五万円程度でとくに法に準拠する待避所等はできるんじやないかという予想はしております。なお、これを逆に拡大しまして路線を整備いたしたい。市の財政上いろいろ問題もあると思ひます。

ますが、道路の担当のわれわれといたしましては、すくなくともこの際こういった問題を思いきつて対決をつけていただきたい、こういうふうに考えておりますので、よろしく御了承願います。また、したがつて予算の問題も関係いたしますが、十分に市民にも御了承を得るようにいたしたいと思います。

それから、才五間の火葬場の問題でございますが、堺本火葬場は近く実施をいたそうとする西浦土地区画整理の区城内にございまして、区画整理の遂行上からもこの堺本火葬場の問題が解決がつかないと区画整理事業が進行しないという状況になつております。したがつて区画整理の完了予定を考えおります五年程度の間には、すくなくともあとが公園に使えるような状況にしていただきたい、こういう考え方でおるわけでございまして、区画整理の立場からいきまして現在の施設に対する移転補償的な面は一応に計画の中に打ち込んでおります。したがつて、その区画整理の立場から移転補償の出し得るような状況にタイミングを合わせていただきまして、新しい北大谷の計画を進めていただくと非常に好都合だと考えております。

次に、才七間の配水路の整備でございますが、食い散らかして大部ほつてあって、したがつてせつかくの投資が生きておらない。あるいはいま少し投資することによって非常に効果が上がるのではないかという御趣旨でございますが、こもつともでございまして、われわれといたしましては、そういう点よく調査いたしまして、何とか解決のつくものはつけるようにいたいと思います。

先ほどから各議員から御質問いたしております維持費の問題で額が非常に少ないということでございますが、われわれといたしましては、いたいたいた予算でこれをもつとも有効に生かして使おうということを考えなくてはいかないでございまして、その点十分に慎重に扱い、研究の上、的確な仕事をやりたい、こう考えております。

なお、下水道の新しい計画につきましては、下水道課長がおりますので、詳細に説明をさしていただきたいと思ひ

ます。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君）関係部門についてお答え申し上げます。

堀木火葬場の北大谷への移転ということにつきましては、先ほど土木部長から土木部の立場において御説明があつたわけでござりますが、これは墓地公園と火葬場を二つを含めるということに、当初西浦区画整理の発端当時からなりまして、窓をもつておるわけでございますが、その進捗について、現在率直に申し上げますと、棚上げという形になつております。棚上げの原因は、一番の最たるものは進入路の問題がござります。これはいろいろな方法がございまして、いずれを取るかということにつきましては、財源的な関係もございまして西浦地区の進捗状況を期せずして一挙に解決したい。これは土木課と合議的な立場において処理したい、このように考えております。一応の成算は火葬場設置のものは持つております。そういう段階でござります。

次に、防疫対策と環境衛生について具体的に説明せよということでございますが、防疫対策につきましては、海外的なものは厚生省から毎月資料をいただいて、世界中における伝染病の発生の情報がまいります。とくに開港場を控えておる四日市港をする本市といたしましては、先般も打ち合わせがございましたが、国際連合の情報が月報でまいりまして、その情勢によって海から来る防疫対策は、名古屋の検疫所と地元の保健所と連携をもつて遺憾なきを期したいという所存でございます。

それから、環境衛生につきまして、こゝで御指摘になつておる環境衛生ということとは、ごみ、し尿の問題と思いますが、ごみ、し尿とも私どもの担当責任者といたしましては、収集については十分な態勢であるということは思つて

おりません。とくになかんずく不足するものは草両と人員である。草両につきましては、現在、厚生省に総計十五台の車両申請をしております。財務当局との内部的な折衝におきましても、起債を取れば市独自の予算化も考えるということで十五台全部まいらんかも知れませんが、この起債の確保に努めたい。

とくに先般名古屋で大会がありましたときに、公害都市については、特別に考えるべきだという決議もいたしておりますので、そういう線からも合わせて運動し、起債獲得し、万全を期したいと、こういうふうに考えております。

〔下水道課長（天野助春君）登壇〕

○下水道課長（天野助春君）下水道事業の三十九年度の事業につきまして、御説明申し上げます。

下水道事業の中には、公共下水道と都市下水道とがございまして、いわゆる公共下水道と申しますと、現在、四市中心部を実施しております下水道事業でございまして、三月の市会におきまして、オ一期の認可の変更の議決をいただきまして、これを本省に申請をいたしました。六月十日付をもちまして、いままで一・八三・五七五ヘクタールの実施地区でございましたのを、拡張いたしまして三五九ヘクタールの地域の認可をいたしておりますので、それに基づきまして、事業を進めていきたい、そのように考えております。

本年度は、補助金で四千万円内定しております。三十八年度は三千五百万円でございましたので、五百万円の増とすることになつております。本年度は補助金で八百三十万円でございましたのを三十九年度は八百五十万いたしておりますので、これも同じく三分の一の国庫補助でござりますので、事業といたしましては三千五百

五十万円を実施する。」この個所につきましては、昨年実施いたしました反対側の水田に面したほうを渡岸工事をする」と、延長は約五百メートル実施する予定でございます。

そのほかに都市下水道といたしまして、富田の配水ポンプ所、これが新しく三十九年度から実施できるようになりますして、本年度は初年度でございますので、国庫補助といたしまして、二百万円、事業費といたしまして六百万円を見込んでおります。いずれもこれは九月の市会に補正予算として追加いたしたい、そのように考えております。

なお、三十九年度から南部の丘陵地の住宅計画の一環といたしまして、二百万円、事業費といたしまして六百万円で、環境事業といたしまして、二千万円、これは事業費になおしますと、六千万円でございます。なお、それに伴います終末処理場の計画でございますが、これは現在、日永のガス会社の付近で第一期公営下水道に伴います終末処理場を建設中でございますが、これとは別に新しく南部丘陵地域を対象にいたしました終末処理場を建設する予定でございまして、これも四百万円の国庫補助を一應、内話を得ておりますので、用地も本市会にお願いしております土地の取得の議案が出ておりますが、用地も確保の見通しがつきましたので、この建設事業も進めて行ないたい、そのよう考へております。

以上でございます。

〔山本栄一君登壇〕

○山本栄一君 御答弁をいたいたのであります、火葬場の問題でございます。

西浦の区画整理に関連して進めて行きたいというお話でございます。が、先ほども質問申し上げましたように、周辺に住宅が立った場合、またその住宅の方々から排斥運動が起るような心配はないか、私はそういう心配が十分あると思うでございます。進入路が決定しないとのお話でございますが、決定させればできるんでございます。早く進

入路の決定をしていただきて、整地にだけにでも一日も早くかかっていただく必要があるんではないかというふうに考へるんでございます。五年の間には必ずこうするとは御答弁がございましたが、それまで住宅が待つておつてくれるかどうか、これは疑問だと思います。

先ほどの御質問に市長の答弁をお願いしたのでございますが、道路費の補修費なんかが非常に少ないと、助役も何としてもこんどの九月市会には、市長を呼ぶってでも出してもらうというお話でございましたが、これに対する市長はどう考へてみえるか、一百二十で答えていただきたいと思います。

他は了承をいたします。

〔市民（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 道路関係の予算につきまして、まことに乏しいから一つ考え方を直して、もっと出すようにせよ、ただいま、庄司助役からい袖だけれども、ひとつ市民に振らせるように一生懸命やると、こういっておられましたから、できる限り庄司助役のない袖を振らせるような方向に市長もひとつ努力することにいたします。

○議長（錦安吉君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十六分休憩

午後三時三十五分再会

○議長（錦安吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

衛生部長

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君）再度の御質問にお答えいたします。

大谷墓地を整地だけでもやった方がいいんじやないかと、それから付近に住家が建つてくると支障があるんじやないかという御配慮につきましては、ありがとうございます。また、われわれもとくに住家が開発されていくといふことは、将来、問題を減退するより増やすということの可能性は十分あると考えます。だから早いほうがいいということはわかつておるわけですが、ただ整地だけでもということは草がはえておるとくずれませんが、整地だけだとどうもむだになるようにくずれていくと思います。それから火葬場の建設につきましては、だいたい五千万円程度の財源的な見通しもいると思いますので、財源的の見通しと、それから先ほども触れましたが、進入路等一挙に解決したい。で、さしむき整地だけでもやるのは考えてないわけでございます。だから早いほうがいいといふように、住家を建設するにしたがつて、トラブルが多くなるということは、それも考えまして、その火葬場の構造上について、姫路なんかは火葬場前にすぐ住家あるいは店がございますが、ああいった体形でということに最初から思っていますので、そういう規定方針で進めたい、こういうように考えております。

以上で終わります。（「因連」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴安吉君）伊藤議員、どうぞ。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 山本議員の御発言に関連いたしまして、二点だけお伺い申し上げたいと思います。
オ一番、都市下水の完成促進と申しますが、先ほど市長は何としても九月には予算を計上して、これらを進めたいといふようなお言葉をいただいておりますので、非常に喜んではおりますが、御案内のように工業地帯は東側が高くて西へ来るほど低いために、ものすごい渋水地帯がありまして、ここ数年来悩みに悩んでおる次第であります。

そういう点をよく勘案されまして、ずっと下の一部にはすでに工事をしていただいたのでございますが、そのいづれもが、その後少しも進捗をいたしておりませんので、その悩みたるや年々大きなものがございます。せひともその点について早急に研究、施行を賜りたいと思うんですが、オ一点。

二点、防災について。この件につきましては、今朝来藤谷議員の御質問にお答えくださいました市長並びに理事者の御答弁でよほどその旨を尽くしたのではございますが、重ねてお伺い申し上げたいと思います。
南部工業地帯、この中にはいろいろな悩みがあります。私はたびたびこの壇上から公害の対策について叫んだものでございます。その他南部問題にはいろいろな悩みがあります。私はたびたびこの壇上から公害の対策について叫んだものでございます。その他の問題にはいろいろな悩みがありますが、今日ほど大きな不安恐怖におそれておることだけだしいまでは一度もなかつたのでござります。さのうは新潟の震災である。川崎のガス爆発であると思っておりますが、あすはわが身に迫つておるような、その恐怖心がこれは工業地帯にびまんしております。いい知れない不気味な気持ちでござります。夕方、将棋をしておる人むれに私が通りましても、すぐにいっただい、おれたちはどうなるのや。ここにあの程度の地震が起つたらいい、われわれはどうなるのや、こういう声はお風呂に行こうが、花見に行こうが、一たん家を外に出たならば、あちらにもこちらでも聞くのがその心情でございます。私は考えました。不當に今日のこの市政の上になさにやならんことがあるが私は市政要諦と申しますが、市政のもつとも大事なもののは、市民に不安を与えないということであるらかと思います。不安のある二十四時間、日々を過ごすほど本当に私は、愚政はないと考えております。

南部工業地帯の市民が、日夜眺めて不安と恐怖におののいておるものは、無数に並んでおるあのタンク類、それから軒下を通つておるたくさんのコンビナートの配管であります。しかもその近くには高圧ガスが通つており、故障があつたら知らせよこんなような意味のことが書かれてあります。それを目の前に見ておる市民が、この今回の災害を

考え方をしまして、本当に人ごととは思えないでござります。過般の災害地の見舞についても、塩浜地区には本当に異様な同情が流れておることは御案内のことと考えるのでござります。どうか、この不安を一日も早く軽めていただきたい。これが私が、関連質問に立ちました私の眼目でござります。

そこで、私は次の三点についてお伺いを申し上げます。

新聞紙上にもこのコンビナートは、終戦後に建てられたタンク群であるにかかわらず、防火については相当考慮が払われているが、耐震については、地震に耐えるということについては、ほとんど考えられていない、こういうことが報道されておりますので、一般、市民がそれをうわさにうわさを生んで非常に心配をいたしております。現在、はたしてどのくらいの耐震であるのか、おわかりでしたらこの点をお伺いをしたい。いわゆる実態調査があればお知らせを願いたい。

さらに、新潟のお話も承り新聞紙上でよくこれを知り、あるいはテレビでその状況を見まして、現在の工業地帯と市民住宅であ、いうあり方で安心して、相当安心が持てるのかどうか、持てないならば、それに対する対策を早急に私は講じてもらいたい、こんなように思っておるがどうでしよう。

三つ目、無数に並ぶタンク群、それから出てくるところのたくさんのコンビナートをつなぐ高圧ガス、これらはどういうものが流れておって、どういう危険があるのか、それに対し対応の措置、心がまえはどのようにしておったらよいのか、この点を三番にお伺いをしたいのであります。これはもう来年、再来年の問題ではございませんので、わかつておれば、あるいは御腹案があるならば、いまこの場でお聞きをいたしたいのでござります。

さらに、三番目につけ加えるのでござりますが、このことを市の広報を活用したりあるいは区域の諸会合を利用し、そして、これこれはこういうものだ、こういうときにはこうしてもらうべきだ、して欲しいということを周知

徹底していただきたいのでござります。

以上、三点について前の都市下水とともにお聞きを申し上げたいと思ひます。

〔下水道課長（天野助春君）登壇〕

○下水道課長（天野助春君） 塩浜地区における都市下水路について、御説明申し上げます。

現在、この地域におきましては、雨池川の排水機場、それから大井ノ川の排水場並びに中央クリークの末端における排水機場の三つによつて排水をやつておるわけでございます。先ほど私が説明いたしましたように、雨池川の改修につきましては、三十九年度の一応予算をもつまして、一応の解決ができる。これには、千五百ミリのポンプが二台と、八百ミリのポンプ二台が設置されておるわけでございまして、雨池川から西の部分については、一応これで解決できると、そのように考えております。なお、大井ノ川の排水場につきましては、現在、五百ミリ一台でございますので、八百ミリ一台を増設いたしたい。これは国の方へ一応申請しておりますが、三十九年度には実現がむずかしい段階でございます。なお、中央クリークにおきましては、千百ミリ二台と千ミリ一台、三台がフルに運転いたしております、あの付近の排水をいたしておるわけでございます。

なな、御指摘の昨年度いわゆる塩浜の近鉄駅の西の排水計画でござりますが、昨年、一部実施いたしましたが、三十九年度には、これを予算化しておりませんので、先ほどからいろいろ御質問がありましたが、九月の補正予算にとくにお願いして何とか実現をいたしたい、そのように考えております。

なお、塩浜地区の下水につきましては、三十八年度にとくに調査費をいただきまして、コンサルタントに依頼いたしまして、排水計画について、検討をしたのでござりますが、これによりますと、一応工業地域の排水につきましては、工業自体で、または雨池川の排水路並びに中央クリークにおける排水機によつて排水することといたしまして、

なお、中間部にはさまりました住居地域並びに商業地域の排水につきましては、これは地盤の沈下によりまして、普通の都市排水的な考え方では十分な排水を期待することができませんので、公共下水道的な考え方をいたしまして、これをコンサルタントに依頼したのでございまして、これのマスタープランが一応、完成いたしておりまして、この概要といたしましては、近鉄の西側において幹線を一本、大井ノ川の方向に敷設する。それから県道の東側並びに県道をはさんで一本、南北に幹線排水路を計画いたしまして、これを二つ合わせまして、現在、大井ノ川の排水ポンプ場がございますが、あれの西側の地域で大きなポンプ場を設置いたしまして、あれから排水するというプランが一応できておりまして、これは、ばく大な費用が要しますので、現在、実施いたしておりますが一期の工場下水道、その次に才二期いたしまして、橋北並びに落合川周辺、それから塩浜地区、これを才二期の計画に入れまして、終末処理場といたしまして、現在バス会社の付近で計画しております敷地が、一応その付近を入れました敷地がありますので、そこで、処理をして排水をいたしたい、そのような考え方をしております。

なお、近鉄の西側の排水につきましては、とくにコンサルタントにあそこの問題について依頼したんでございますが、皿の底のような状態でございまして、現在の状態ではあそこの池の水まで排水するということは、不可能な状態でござりますので、近くあの付近で住宅化するという想定のもとに排水計画を樹立したい、このように考えております。

なお、現在の段階いたしましては、予算の有効なる運用によりまして、現在の排水施設を十二分に利用いたしまして、排水の完全を期したい、そのように考えております。

〔消防長（竹内鉄雄君）登壇〕

○消防長（竹内鉄雄君）お答え申し上げます。

タンク群の耐震は考慮されておるかとの御質問でございますが、これは承りますと、午前中にもお答え申し上げましたように、震度三度程度の耐震が考えられておるようでございます。もつともこの震度何度に対する耐震と申しましても、私どもまあ字面的には詳しいことはわかりませんけども、同じ四日市市であり同じ南部でありますと、土地の条件によつて実際の場合には違つてくるということでございます。

したがいまして、この耐震設計を上回る地震現象が起つた場合には必ずしも安全とは言い切れないでござります。で、私どもが午前中にも申しましたように、絶えずして被害が起つた場合にはどうするかということを当面の問題としておえておるわけでございます。もつとも、今後、消防法の関係法令が改正されまして、こうした耐震性をどのくらいにやるのが適切であるかということは、各それぞの専門家の科学的な計算に基づいての規制が出ると思うわけでございますが、その規制が出されるまでの間は、もしさういう上回る現象が起きた場合の災害はどうするかということをわれわれは考えておきたいと思っております。

それからその次に、現在の工場の施設もつて隣接の人達が安全であるかどうかという問題でございますが、これも現在の法規上におきましては、安全であるということで許可をされておるのでございます。しかしこれも最前申しましたような新潟の例もありますので、たとえば現在は大型タンク一つごとに、例の大過和石油の火災の状況から割り出しまして、防油堤から油が流れておることを防ぐ施設をいたしておりますけれども、新潟の例によりまして、消防長が申しておりますとおり、これはただ新聞紙上で承知をいたしただけでございますけれども、そこにある一ヵ所ごとのタンクに防油堤をつけることはもちろんあるけれども、タンク群全体を一つの防油堤をつけるような法改正の方向に進んでおるわけでございます。しかし、この防油堤をつけても、防油堤そのものの工事をもまた厳重に規制しないとせつかく困りましたけれども、被ってきて漏れてしまふんでは、これはどうにもなりませんので、そう

いう点が考えられると思いますけれども、現状では先ほど申しました震度三程度のものを考え方として現状では付近住家が安全であるということが言えると思いますけれども、それ以上のものは絶対的な安全性は確保しておらないと、いうこと、ございます。

それから、次のパイプラインの種類でございますが、これはもう、工場内はともかくといたしまして、道路沿いには無数のパイプラインが走っておるのでございまして、いろいろ種類を申し上げますとたくさん種類がござりますて、時間的にもどうかと思いますので、一部御紹介を申し上げてそしてあとは資料として詳しい図面をさし上げたいと思います。それでよろしゅございましょうか。で、原油タンクもありますし、ガソリンもあります。プロパンもございます。それからエチレンもございます。それからブタンもございます。それから副生ガソリンというものもございます。いろいろ種類がございますので、資料としてさし上げたいと思いますが、そういったもののパイプの太さでござりますが、これは十二インチから、大きいものは十二インチそれから小さいもので三インチというふうなものが通つておるわけでござりますが、これにつきましては、高圧ガスは通産省の所管に基づくそれぞの規制を受けてそして埋設されております。それから油類のいわゆる危険物につきましては、法の示める技術上の基準にしたがいまして、私たちが許可をいたしております。現在のところではまあ、これも絶対的なものではございませんけれども、道路のはたに寄せて一定の深さでやつておりますので、いまのところではまあ安心であろうと、ただしこれも危険物製造所の施設のときにも申し上げましたように現在は完全であるけれども、時の経過につれまして、電気関係の不足とかいうことが起こつてまいりますと故障が起こらないとも限らない。その故障箇所を発見するためいろいろ警報装置なり点検規定というのがござります。点検を実施いたしておりますけれども、絶対的な安全とは言い切れないけれども、まあまあ大丈夫だらうとこうことでございます。

それから、こういうふうな状態を市民に対して安心させるために、PRはどうかというお話をございますが、これもまた、程度問題かと思いますので、絶対に安全だと、腹をかかえて引き受けたというわけにはまいらないところにござさかじくじたるもののがございまして、しかしこの程度のPRならば、ここで申し上げたPRならばあらゆる会合でやつていただきたい。それからまた、とくに工場事業場等のそういう方面の担当者もよくそういうことに留意をされて、そして市民の不安のないような方向にもつていていただくように努力をいたしたい、がようと考えております。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 ただいま消防長から非常に力強い御答弁をもらつたんでございますが、震度三には大丈夫こういうふうなお話をございますが、震度三が私たちのからだにどういうような感じがするものか、そのことはわかりませんが、先ほど私も申しましたように、このタンク群のあるところが全部といつていいぐらい沖積層であつてしまふので、この点くらいはあの関係市民はほとんど人が知つておるわけでござります。何とかして法令に触れさせねばよいといふのではなくて、ひとつ十分の御指導、道徳的、社会的、人道的な御指導をせひとも賜わりたいのであります。

二つ目の建設地はこれでいまのところよいかといふお尋ねに對しては、消防長はまあまあのようなぐあいであまり進まないなあと、こういうようなお話をありましたが、消防長は朝の藤谷議員の御質問にも消防については初期の消火には自信があると、初期ということに非常に力を入れられましたが、よほど用心をしていらっしゃると思いますが、まず、いまのところだいたいよからうとこういうようなお話をありました。よく知らしめる、これは私が非常に希望しておる点でござりますので、さらに一例を申し述べますというと、某工場に相当大きな水槽タンクがございます。付近に流れておるうわさでは、あのタンクが爆発すると一・五キロやら二キロやらものすごい破片が飛ぶ

とかあるいは爆風で倒れるとかいう危さが流れていますので、そういう点をよく御研究くださって、なるほどそういう措置が水槽タンクに講じられてあるならば、われわれはま、安心しておつてもええのかというような、市民が知らないがために不安に陥れるということのないように私は阻止願いたいと考えます。

要するところ、私の三問お尋ねしたことは、十分に保証せられないまでも、それに対して大いに関心を持っておつていただきということは了承できるのでござります。

実際に目の前にタンク群を毎日眺め数多くのパイプラインを軒下に持つておるものにとっては本当にこれはゆゆしき一大事でありまして、川崎のガス爆発そうして新潟のあの大地震は、本当にこの地区に對して、四日市市に對して大きな警鐘であろうと思います。で、ただいま御回答願つて、しかもこういうような災害を繰り返すというようなことがあつては私どもは、本当に申し訳なく存じております。返す返すも再びこうした惨事が万が一にもこの四日市のこのことに起こらないよう万全の策を講じて、関係市民の胸をなでおろさせるようにしていただきたいことを要望いたしまして、終りにさしていただきます。

○議長（錦安吉君） 訓綱議員、どうぞ。

〔訓綱也男君登壇〕

○訓綱也男君 社会クラブを代表いたしまして、質問を通告の順序にしたがつておつたいたいと思います。

その前に社会クラブは、地方自治法の精神に乗つ取りまして、とりわけ福祉都市の建設という点を強調しつつ進んでいくものでございます。もう一つ質問の前に申し上げたいことは、市議会は理事者側と一歩常に離れていくのが任務でございますが、せつかく全市民の力によって選んだ市民が思う存分活動できるようにさせるという、そのことは当然のことでございまして、二歩離れないでいくというそういうことを十分考えておられるわけでございます。と申しま

すのは、なにか議会側からの質問に對しては、卒直に腹を打ちあけて話をされるという態度がない場合もあるわけでございます。

公害の町四日市、あるいは寄付の町四日市といわれておりましたが、最近は秘密の町四日市といわれるようにもなつてまいりました。どうか、先ほどの考え方で進んで行くわけでございますから、本当のことをお話をいただきたいと思うわけでございます。

オ一番に、公害の問題でございますが、もう公害に対する問題は調査、研究あるいは防止対策という段階からもう一步別の段階を迎えるべきでございます。四月の二日から治療ということについて緊急に善処しなければならなくなつたと考えるものでございます。当局は、四月の二日になくなられた塩浜の吉川さんのことを使っていたかどうか。そしてその原因が何であったかどうか、これを確かめられたかどうか、それに対する措置はどうせられたか、こんごそのような問題に對してどう対処しようとしておられるか、その点についてお伺いをしたいと思います。

聞くところによると、五十五歳の停年を迎えて会社をやめられたあとは、会社におられるころは、しばしばせんそくで悩まされたそうでございますけれども、会社をやめられたらとたんに元気になられて、家業のプロパンガスの配給の仕事に飛び回つてみえた。スクーターに乗つて二つのボンベをつけて職業に一生懸命、本当に見違えるほど元気に働いておられたということでございます。ところが、二、三年前からぜんそくのような病気になられ、家へ帰つて来ると発作が起つて、入院している間、あるいは四日市、塩浜をちょっと離れているところもないのであるが、これは公害である、塩浜地区の人たちも入院をしておられるし、ずい分多くの困つておられる方がたくさんおられるが、これは公害として扱い、対策を立ててもらいたい、ぜひ公害と認めてもらいたいということをしばしば

訴えられたそうでございます。

苦しいせき込みの中から自分がもしも死んだならば、もしも同じく困っている人たちに対してなにか参考になるであろうからせひ解剖をしてもらいたいという遺言をされたそうでございます。三月の終りから四月のはじめにかけて塩浜一体をおおうスマッグの中で息を引き取られたわけでござりますが、かけつけた兄弟の方が遺体をそこなうということはいかんという意見もあったそうでございますけれども、苦しいなかから公害と認めてくれないという憤りやら苦しみやら、また、回りの人たちが同じように苦しんでいるのを見て、実際に自分のからだを刻んでも何とかしてもらいたいという強い遺言があったという、そのことで御了解になって解剖をされたそうでございます。

今まで聞きますところによりますと、これは公害であるということを専門の医師は断定できないというようなことを聞いておりますけれども、専門的に原因が何であるか、どういう病名の何であるかは、そう簡単に私はわかるものではないと思いますし、また、何年かのうちにそのことの本当のことをつきとめていただくことも大事とは思いますけれども、現にいま、この公害の地を離れたならば何ともないし、帰ってきたならば、せき込むというこの事実は、公害でなくしてほかに何があるかということでございます。

また、それは特別の体质の人であろう、少数の人であろうということを聞きますけれども、たとえ一人でもそういう原因で、そういうことになつて苦しみ、命を失うということがあつたならば社会としてそれを放置するわけにはでござません。伝染病にいたしましてもかかるものもかからないものもあるわけでございますが、こと公害のことになりますと、このような形で見過され、あるいは責任が回避され、あるいは放置されておるのでございます。

公害バトカーに乗つて夜磯津の海岸に行つてしまひました。気温が下がつてきますと、いままで空に向けていた煙がどんどん下がつてしまひます。煙の出るほうはそれこそ百万ドルの夜景のように、文字どおり明るく輝いており

ますけれども、磯津の町はボツンボツンと火がついている程度で、すぐれが降りてますけれども、煙の向かう方向まではびたり閉されているのでございます。

あの活気があつたであらう漁師の町が、全く死んだような町になつてゐるのを見ましたし、煙の中にさらされると本当にもうぶつ倒れそうな気がしたわけでございます。地形的に見て、とくに、磯津地区の問題は緊急の問題であらうと思うわけでございますが、それが磯津地区に限らず、この古川さんの場合は塩浜の本町でございます。

それと前後いたしまして、調べていただきましたところによりますと、同じ日にやはり、肺性心でなくなられた方がござります。

なお、今年のはじめから五月の終わりまでの間、呼吸器系統あるいは心臓衰弱などというような系統でなくなられた方が十二・三名もおられるわけでございます。専門的にあるいは直接的にこれが、公害であるかどうかということについては、われわれとして何とも申し上げられません。このような傾向にあるということも十分ことの重大さをあらわすひとつではないかと思うわけでございます。

さらに、この岡田屋のすぐ近くの北田さんという方が、やはり煙が来るとどうしても家にはおれない。空気洗浄機やら換気装置やらクーラーやら合計二十万ぐらいかけて小さな家中に装置をしてややらくになつたけれども、やはり風向きが岡田屋につき当たつて自分の家の前に落ちてくるときにはどうにもおられない。津新町に出かけて風のベンチで辛抱をしたり、あるいは湯の山まで出かけて帰つてきたり、あわらこちら四日市から遠く離れて電話でいま煙はどうらにしているか、もう来なくなつたかという話を聞いて帰つて来られるのだそうでございます。

このことについて二富翁役に相談を申し上げたけれども、いまは何ともかたがないというつれない返事であったということがあります。医者が専門的に私を公害であろうとなからうと、断定しようとしまいとそういうことは聞

題であります。煙が来たらせき込んでどうにもなりません。こうして逃げて歩いているんです、ということを言っておられました。夜間に非常に多いので、昼間なら一本三十田の注射も夜になると五百田、七百田という処置が取られるそうですござります。経済的な負担もさることながら、こういう事実があり、しかもなお、まだこの四日市の中心にもあちらこちらにもそういう話を聞くと書いておられました。

いまや、四月二日を期して市民の命を守ることについて緊急に適正な処置をしなければならんと思うのでございますが、一人の人間の命を失ったことは二十万市民の命を縮めていることでござります。このような傾向が現実になつた今日、これに対してどう対処をされるかということについて御答弁をいただきたい。

もう一つは、四日市の公害の調査をし、見に来られた方々は、新しい都市をつくるための参考としていろいろ資料を集めています。今度できる新産都市は、たいへん仕合せだと思います。しかし、四日市はどうしてくるかと、いうことについて、なかなか御意見がいただけないのでござります。

すくなくとも、モルモットになつた四日市をよく調べて、新しくつくる都市の育成写真ができたならば、それに合つよう都市改造をするしか手がないのではなかろうか。該当する人たちを疎開させ、磯津地区のようにしょっちゅう吹きさらされている地区を集団疎開をさせるという、そういうことに抜本的な対策をいまから考えていくべきではなかろうかと思うのでござります。

将来の関係でなかなか動かないという方もあると、先ほど市長が言っておられましたけれども、このような原因が

はつきりした以上、そのことをいままで秘密主義にしているからそうなのであって、実は、一人死んだのだ。人間の命を縮めているのだということをはつきり公表をして、強力な行政指導によつて全部、集団移住をさせる方向に向かつて進めるべきであらうと思うわけでござります。

なお、治療の点についていままで当局がやつて來ました点について、いろいろ追求したい点もございます。

たとえば、医師会が公害調査のために補助金を申請をしております。いろいろ審査をした結果、担当の医師をはつきりさせてグループでもつくったとさに渡すということになつたのでござりますけれども、それも渡つてないようでござります。補助金の問題ではなくて、あるいは臨北地区や塩浜地区だけの医師の問題ではなくて、四日市の町の真ん中に、あちらこちらそういう該当者が出ているのでござりますから、いろいろ医師の組織的には問題もあるうと思ひますけれども、積極的に現場の医師の協力を求めるという、そのことにもっと積極的であらねばならぬと思うのでござります。

なお、現在、国民健康保険は、家族は五割負担でござります。塩浜に入院されている方は、それは処置ではなくて実験用、研究用として入院されておられるのだそうでござりますし、五割負担を県・市がもつておられるのだそうでございますが、これを全面的にこの該当者には適用していくという、その措置なども早急に考えいただきなればならないことではなかろうかと思うわけでござります。

次に、企業側のその防止の問題でございますが、このような事実がはつきりした以上、企業は積極的にこれに対しで防止する対処する対策をどの程度持つておられるのかどうか、このことについて市長は、この事実をひっさげて強力に要請をすべきだと思いますが、その市民の決心についてもお伺いをいたしたい。

なお、参考のために、医師の診断の問題で先ほど申し上げました北山専門医と、おれは公害であることを診断してくれといったときに、ある病院はこのように診断をいたしました。病名、気管支炎ぜんそく、付則として上記疾患について昭和三十八年四月より当院外来において通院加療中、病状により塩地療法の必要を認める、このくらいしか書けないという医者の見解だったそうでござります。これほどはつきりしているということを、私は申し上げた

かったのでござります。

次に、児童福祉について。肢体不自由児の訓練施設ができるということで、新聞にも発表になったようでございますが、どうなつてているのか、これはどこのだれが担当してやるのか、聞きますところによりますと、保護者が中心になつてやるとかいう話でございますが、このへんのことについて、その担当はだれか、経費予算はどうなつているのか、その点についてお伺いいたしたい。

次に、保育料の問題について。例年この話は出てまいりますが、保育料の不均衡の問題については事務的にではなくて、市民感情としてはうはいとしてあるわけでござりますから、これの調整についてお考えをいただけるかどうか。

次に、遊園地の問題でござります。新しい園道ができたりして、今まで海岸で遊んでいた地域の子供たちが、もうすっかり遊び場を失つたという地域はきわめて特徴的でございますが、その他市内一円本当に子供の遊び場所がございません。小規模なものでもたくさんつくることはもちろんのことでございますが、日曜日、一日親が子供をつれて遊びに行くというところを何とか一、二か所大規模なものをおつくりになる計画がおありかどうか。これに関連いたしまして、霞ヶ浦遊園地の問題が出ておりましたけれども、水の汚染度について自信があるかどうかということについて十分注意していただきたい。これは要望でとどめておきます。

次に、精薄施設その他につきまして、今まで児童福祉関係で相当事務的にも考え方にも専門的なことが多いのをございます。昨年、とくに幼稚園、保育園の問題から考えて対策を立てるような委員会をつくってはどうかというごとにについて、福祉事務所長からつくるという答弁がありましたけれども、まだできておりません。で、それらを勘案いたしまして、ぜひこれは、学者を入れた社会福祉審議会というような制度のものをつくって、抜本的に対策を練り、

年次計画でもつくるということが必要であろうと思ひます。思いつきでこのことはやつていたら将来、大きな悔いを残すと思ひますので、そのような審議会でもおつくりになつて専門家の指導をいただくことが一番いいのではないかと思ひますが、そのようなことが、なされるかどうか決意をお伺いいたしたいと思ひます。

次に、工業都市対策でござります。先ほど来、とくに災害の問題については、御論議いただき御説明もいただいたわけでございますが、昭和三十六年、同僚前川議員が、このバイブルの問題について四日市は火の海になるということを指摘したのでございますが、新潟、川崎の事件まで放置せられておつたということについては、残念でござりますけれども、この際思いきって抜本的な対策を立てられることをこれは要望いたします。問題は、消防長の若干の答弁の中にもあつたように思ひますが、火を消す、災害を救助すると、なくするというだけでは消防としてもおそらくはがゆいことでありましようし、四日市といたしましても、このことでは甚だ不適切ではなかろうか。

通産省の関係の行政指導、あるいは労働基準法関係の行政指導等々いろいろあるわけでございますが、日ごろからの強力な行政指導をどこか窓口を一本にしてもいいなければ万全の措置は取れないと思うものでござります。

全国的にそうではなくても、とくに四日市、四日市の類似都市は、特別にその極限をどこか一本に集めておくということが必要であるということを、強く中央の政府に要望してこういうような体制にされることが何としても肝要であるうと思ひますし、それに応じて、たとえば高圧ガス関係の技術者を消防署の中におくとかいうようなことまで、対処せられるべきでありますけれども、それについての御見解をお伺いいたしたいと思ひます。

なお、小さな問題でござりますけれども、先般、県の計画と聞きましたけれども、でん粉工場を団地化をすると、こういうふうな発表がありましたが、わずか一年のうち、短時日操業する工場が団地ができるかどうか。もうそれぐらいならやめるということになるならば、いもをつくって現金収入を得てる農家の方にも大きく影響することであり

ますが、これは産業の関係からの御見解をお伺いしたいと思います。

次に、学校教育の施設、運営についてお伺いいたしました。懸命な御努力によりまして、予算が本年度は一千万余り増額になったことを喜ぶものでございますが、依然としてなお、寄付に頼らなければならないという事情にあることとは御承知のとおりです。

これに輪をかけていきますと、一部学校当局のものが争って寄付を集めて、いい設備を誇るというような傾向なきにしもあらずでございます。

昨年も、これは一つ教育委員会として校長の評価についてどうということを聞きましたときに、余分に寄付を集め盛したことをする校長は、適切でないとする評価に対する見解がございましたが、いま問題になっておりますのは、海蔵小学校におきまして、その昔、あまりにもパンがよくないというので、率先して寄付を集めて製パン室をつくれられました。いまは閉鎖したまで放置してあるわけでございますが、その先頭に立った校長が、いま学校教育課長になつているのでございます。個人的にはきわめりっぱな人でもあり、あらゆる面で尊敬できる点もあるわけでございますが、個人の問題ではなくて今日のこの姿を見たときに、やはり学校への寄付を求めてまで盛大にすることがりっぱな校長と認められるのかという誤解も受けたわけでございます。

そのような声を聞いておるのでございますが、そのことに対する教育長からの御見解をお伺いいたしたい。

次に、幼稚教育でございます。保育園の場合は私立でございましても、措置費や国が決めている基準があるからよろしゆうございませけれども、幼稚園の場合は、私立であるとその保育料については規制がございません。行政指導に頼るほかないわけでございますが、保育園もなく公立の幼稚園もないという地区に私立の幼稚園が一つございます。そこの地区的子供たちを教育するために、不适当に高い保育料を払わなければならぬという現実の事実がございます。

地域的にどうにもしようがないわけですが、これに対してもどのようにこの不公平を御指導いただけるか、何か対処していただきたいと思いますが、この保育料の調整につきまして、倍数の御努力をいただきたいと思いますが、いいお考えがあつたらお聞きしたいと思います。私立の経営についてとやかく言うのではなくて、同じ市民として高い保育料を払わなければならぬというところに問題があるわけでございますから、特別の地域に対する補助、助成などということについてお考えいただけるかどうかをお伺いいたしたい。

次に、教育研究所の問題でございます。これの運営につきましては、先年、機構の問題で設立の趣旨からみまして、学校教育課長に属しているということについては、趣旨に反しているではないかということに対しても、さっそく学校教育課の下の所属から離されました。このことについては、きわめて適切な処置であったと思うわけでございますが、その後の運営につきまして、研究調査、それから研修との二つの大きな柱があるわけでございますが、いま、ほとんど現場教職員の研修という面だけで、研究調査という項目が少し力が抜けてきているのではないか、このとおり進もうかとおもいますが、四日市の地域の市民の教育的要請にこたえて研究調査をするという研究所本来の事業をこんなも進めて行かれるのかどうか、力を入れて行かれるのかどうかをお伺いをいたしたいと思います。

次に、高校教育について。これは地域が開発されていきますと、高度な経済の成長下におきまして、大きなしわ寄せを受けた姿が、先般の定時制高等学校移転の問題であったと思うわけでございますが、さし迫ってからではおそいので、もういまからこの定時制高等学校の問題について対処していかなければならぬと思うのでございますが、その後どのように折衝せられ、計画が進められておりますかお伺いをいたしたいと思います。

次に、病院問題及び保険対策について。いま、四日市の病院には、病院の増設反対というビラがいま張つてあるわ

けでございます。この増設に對して医師会からの反対の運動は、桑名の国保問題ともからみ九月を目標にしていりますが、そう甘くはないのではないかと思ひますが、その後医師会との折衝がどのようになされたかをお伺いいたしたいと思います。

ガ二番目は、国民健康保険の問題でございます。

先般、運営審議会で家族の七割給付についての答申をしたのでございますけれども、とくに四日市の地域といたしまして、先ほどの公書ともからみ、あるいは第一次産業の生産手段をなくして、臨時雇人などの形でつとめに出ていたまち食うに困ることになるのは火を見るよりも明らかでございますが、これについては先ほど保険料を約三割も引き上げましたので、そう保険料の引き上げという形では対処されない。何とか繰り入れでもつてやつてもらいたいということを申し入れたのでございますが、来年の一月一日から家族の七割給付について実現をしていただけるかどうか、これについての繰り入れ金を全額みていただけるかどうかお答えいただきたい。一部繰入れについては、市民の税金であるから、一部の二万世帯の被保険者に對して繰り入れをするのは不当ではないかという御意見もあるようございますけれども、そういう受益者の問題をとらえれば、該当しないところに税金を使つていての面がいくらでもあるわけでございますし、四日市の地域以外のところにも金を使つていてる例があるわけでございます。そうではなくて保険制度という問題と四日市の現状からみまして、すべて繰り入れてやつていただきたいと思うのでございますが、全国的に一般会計から繰り入れしている例を最高から一つ、二つ三つぐらいおわかりでしたら御報告いただきたいと思います。

次に、市の機構及び人員配置についてでございます。

これだけ予算が増えて仕事が増えて、しかも複雑化いたしまして、機械化をせられた面もあるわけでございますが、ものを生産する場所と違いまして、なかなか機械化だけは人員の能率化は進みません。こんな現状になつてしまつたこのときに、先般も申し上げましたとえば、国の最低基準を割つていてるという保育所について、あるいは老人ホームについて、まだ定数が増やされておらないように聞いておりますが、それは一例でございまして、公書においてもその他各所で人員がきりつめられておるようでございます。最近、人件費が多いという問題は、趣旨は御了解をしていただきまして、各地で人件費が多すぎるという声は消えていったようにも思ひますが、思いきって人員の配置を増加していくたくという点についてお考えをいただきたい。将来を見通せばやがて時間短縮の問題も出てまいります。いまからりっぱに熟練された諸君を養成をしておくことが、きわめて必要ではなかろうかと思うわけでございます。

次に、住宅係でございますが、こんどの機構で監理課から配置されたわけでございますが、家を建てる建て方について、ないしは市の所属についてはいまのとおりでもいいかもわからんけれども、市の政策といたしましては、入っている人ないしは低所得者の管理などと関連がありますので、これは厚生部内に所属させることが適切であろうと思ひますが、それについての御見解を承りたいと思います。

次に、林部長が長く入院をしておられますか、先程、県庁舎の寄付がおさまつて全県下に四日市が恥かしい思いをしたわけでございますが、寄付することに基本的に私は反対でござりますけれども、このような慣例、慣習になつてきたときには、やはり四日市だけが抜けておるというわけでござい思ひをしないようにしたいわけでございますが、一例を上げれば、そのようなことが事務的に停滞をしあるいはそつてしているのは、中心になる総務部長が長く休んでおられるからではなかろうかと解釈をするのでございますが、たいへん林部長には心痛のことと思ひますけれども、この担当について明確にお示しをいただきたいと思うわけでござい

ざいます。

次に、監査委員の問題でござりますけれども、このたびあの土地会社の重役が役員に選任せられたよう聞いておりますが、法の趣旨からみて、違法ではないけれども、妥当ではないのではないか、とくに開発公社の今までのいきさつからみて不信感があるわけでござりますからこの辺のところをひとつお考えをいただきたいものと思いますが、いかがなものでございましょうか。

次に、収入役の権限の問題でござります。

この前、収入役の選任に同意をいたしましたときに、収入役も心を入れかえて収入役としてりっぱに果たすということをわれわれも聞きましたし、そのようなことでございましたので、同意をしたわけでござりますけれども、その後、各所、各議員間、職員間で聞きますと、熱心のあまりか、きわめてこまかいところまで御注意をいただいているようでござります。一例を上げれば、とくに交際費の問題については、お客様が来て食事を注文をすると、それを検収をするというので、わざわざ余計課まで持つて行って井のふたを取つて見てもらわなければならんということであるそうでござりますし、あるいは茶葉子を買つたのに、ちょっと先いうのを忘れたので、それはいかんということでお注意を受けたという話等々たくさん話を聞くわけでございますが、私は、熱心とはいえ、このことはたとえばです、三万人の人間がそのことで右往左往して二十分かかつたといたします、係長がそれで心配をし、課長補佐が心配をし、課長が心配をする、合計、一体いくらの損失になるかということでおざいます。これは極端な一例でござりますけれども、このようにあまりにも熱心にやられるについては、行政がマヒをする部面が出てくるでありますし、また、特別、市議会の方面については交際費の内容まで知らせということになりますと、市当局とは別の機関として活動しなければならないという、その性格からみても困る場合が出てくるのではないかと思うのでござりますが、このこと

についてわれわれの間でもいろいろ考え方をいたしましたけれども、地方自治法の示めすところでは、議会の同意を得なければならぬという項目、このことについては同意してしまいました。しかし、収入役の任期は四年である。市長がこれを一方的に解職することができないということになっております。直接請求八十六条の役員解職請求、これはできるわけでござりますけれども、これもまた八十八条によりまして、解職請求の制限期間が一年ということでござりますから、まだ収入役が就任いたしましてから一年にならないので、これもできない。そうすると議会でそれは困りますといふことで議決するということの効力がどうであるか、この辺のところがちょっとわからないのでありますから、法的な御解釈を一度、参考のためにお聞かせをいただきたいと思います。

以上で私の質問を、代表質問を終わりたいと思います。

○議長（錦安吉君） 暫時、休憩いたします。

午後四時五十五分休憩

午後五時十分再会

○議長（錦安吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会におはかりいたしまして、本日の会議時間は、議事の進行状況をみて、これを延長することに御内定願つておりますので、この際本日の会議時間は、午後九時まで、これを延長いたします。

衛生部長

「衛生部長（中山英郎君）登壇」

○衛生部長（中山英郎君） 第一問の公害問題について、お答え申し上げます。

塩浜の本町に住まわれておった古川さんの死亡について知っているかというお尋ねでございますが、この死亡された事実と経過につきましては、私どもが二月一日以降、塩浜病院に磯津の患者さんがござつかりになつておりますので、折衝をもつておりまして、相当悪いということは、主治医からほかの地区にもこれらの人があられるということは、二月の下旬ぐらいに知つておりました。なくなられたということにつきましては、吉田教授が英國へ行かれる直前のときでございましたので、吉田教授から塩浜病院患者でそういう死亡者があつて、渡英前で詳しくは知らないが、解剖も頼まれておるから、さらに残つた医者で解剖その他の精密検診を頼んでおいた。医学的な所見及びその他は帰つてきてから聞くということで、なくなられたということはよく承知しております。

それから、磯津地区のほかに肺性心その他で十二名の死亡者がおるということにつきましては、現在のところでは私の方ではつかんでおりません。これは北田さんとか、そういうことは公害対策課の方から連絡がありまして、家庭訪問とか、結果を状況を調べていくとということを、私の方へ連絡がありましたが、結果は聞いておりません。ただ、古川さんの場合、その他の場合はだいたい訓練議員が言われたような推移、及び事実ということは私は、同様な確定と申しますか、同様な結果だというふうに肯定してけつこうだと思ひます。

それから緊急にそういうこともおりませた緊急事態にどうして対処するのかということでござりますが、公害、とくに、大気汚染担当部門といつしましては、現在、磯津地区に限つておるところのいわゆる重症者患者の継続検診というようなものを、県と相談中でございますが、一定の鑑定基準、あるいはそういうもので、患者を把握したい、いうことで、把握した上において処理すると、この把握の方法の一つといつしまして、先般、午前中申し上げました胸部の一勢検診、それから、厚生省に行なうところの七月、八月の伝染病の検診ということと合わせて私どもが、随時、バトカーなりあるいは電話でこういう患者がおるということを、全部チエックしております。これは全市、全部、

網羅しておるとは断言いたしませんが、私自身が承知しておるので十数名の患者が、そういう症状の人がおるということを公害日誌に記録さすようにしております。

そういうものについていま、訓練議員が言われましたような現場の医師の協力といったことが必要になつて、この通報制度どういうふうにするか、一つの相談として、この間、県の衛生部長と話し合いましたときには、緊急医療対策要綱というもので、処置したいというような態勢で、基準をもつて、そうして、緊急時と予防措置とを分けて処理したい。その場合に現場の医師の協力、それから継続検診、この中には指導も含む。その表については、さしあき国が処置するでは、入院、研究、療養費については県・市共同でみていく、こういう基本線が一応内定し、正式に決まればそうしたいと思いますが、そのほかでも実は、塩浜のいつせい検診以外においても一名現に、七月以降電話連絡で入院を通報いたしました。現在、入院中でございますが、そういうふうなことで私どもといつしましては、一応現在のところでは、拠点を塩浜病院に限つておりますが、そこであそこを一つの拠点として判定してもらつて随時、県との協議が整うまでは、隨時その医学的所見に基づいて、医師の助言に基づいてできるだけの処置をしたい、こういうふうに考えております。

それから、企業への努力、要請での市民の決心につきましては、市長からお答えがあると思いますが、私どもいたしましては、いろんな公害に関する、または最近発生いたしました震災のことにつきまして、機会があると思いますので、こういう事態のことを市長は御承知でございますが、そういう機会をとらえて強い要請の形で意見具申をいたしたい、こういうふうに考えております。

〔助役（二宮力君）登壇〕

○助役（二宮力君） 日短かく暮れいきまする春の日に古川さんが若くして世を去られたということで、あの方は終

始、公審だ公判だといつておられた声を聞いておりますので、私たちも非常に心痛むものがございます。一体、この問題は生命に関することでございまして、こと生命に関します場合には、私たちはあらゆる手を尽くす、たとえ早く世を去っても悔がないような処置をしておくことが要諦であろうと思います。

こういう点におきまして、本年度はとくに、市長は塩浜地帯にあるところの呼吸器系統の患者のために悔があつてはならないというお気持ちで、一千万円も特別な予備的な経費を計上して御賛同いただきました。しかるに、かような趨勢にもかかわらず、県におかれましては、新年度が非常に財政難の事情から、あるいはそれらの分担を持ちにくいとかいうような事情がありました。市は進んで県の分も暫定的にこの一千万の力で立てかる、もしくは患者の皆さんが必要とするところの病院におけるクリーナーのようなものはかるようにならして、提供してございます。

これ、全く皆さん方に悔のないような処置をすることが必要である、こういう精神であります。決して、試験的にモルモットとして、一つのテストとしているんだということではないのでございます。この点、とくに私は、申し上げたいと思います。

次に、遊園地の大規模の運営についての計画があるかとのお尋ねでございましたが、この点につきまして、泊山の公園計画の中に非常に進歩的にして大きなものがございますので、要すれば係のものからお答えするようにいたします。

さらに、社会福祉審議会の問題がございまして、これは朝野議員年末の御意見のように聞いておりますが、時代の趨勢は、それのものにつきましてだんだんと必要を感じてくるように私たちも考えております。したがいまして、係におきましてこの点を十分、研究して社会福祉の進歩のうえに遺憾のないようにしたい、こういうことで國につき

ましても相談をし、また、学者などの意見、資料などの収集をつとめておりますので、なお、しばらくその集まるのを待ちまして、お答えする時期をお待ちしていただきたいと思います。

次に、国民健康保険の問題であります。

御案内のように本年度から四ヵ年計画をもちまして、新世帯主の給付を五割から七割に上がるという國の政策が打ち出されました。つきましては、その希望のあるなしを解答せよという樹で前になつておりまして、われわれの市におきましても、それを研究しております。本市の事情は先に、この経済の基礎を固めるために保険料の増額をいたしております。新年度からその運びに入つておりますので、この点は、皆さん保険被保険者の方々に対しまして、非常な重圧になつておることを感じておりますので、その御苦痛がどの程度であるかということについて、しさいに観察をいたしております。

さような事情がありますので、先に、六月六日に協議会を開きまして、おはかりをいたしました。委員会の方々が熱心に十分な御協議の末にお答えいたしましたことは、できる限り早い時期、すなわち四十年一月一日を目標としておられるようですが、そのできるかぎり早い時期にかつ被保険者に急激なる保険料の負担増額をかけないよう十分配慮のうえに実施に努力せられたい、こういう市長に対する答申でございます。政府が、七割給付に踏み切りました際の四月には、各種の条件を含んでおりますが、そのなかにおきまして、とくに保険料の増額をしなければやれないようななどころではなくして、違いました、そのときの条件といたしまして、市への繰り入れをしなければやれないような場合でなくして、被保険者の負担増加というようなことを主として考えてやれるようなところで、この二年度、オ二年度の早期の実施を希望しているということがわかりましたので、われわれはこの点につきまして、慎重に考えました結果、その時期は、まず三十九年度実施は四十年一月一日からであります。四十年度実施は、それ

に続いて行なわれますので、本市としましては、才一年度よりもむしろ才二年度におきまして、希望を達することが、被保険者の皆さんに重なる負担増をかけないで済みますし、保険経済の基礎も無理なく進められると、こういうような見地からいま、検討を進めております。

次に、林部長の病欠の問題でござります。

われわれは、林部長の一時出勤可能な様子をみまして、愁眉を開こうとしておりましたが、その後、意にまかせず、なお、執刀されました名古屋のほうの病院に入院される必要が生じまして、おもむかれたことは御承知のとおりであります。その間の事実上の部長の事務の扱いは、軽微なものは職責上、総務課長が便利でありますので、総務課長をして、総務課長が扱っておりますが、いわゆる部長として同意し、決裁を要するような重きものにつきましては、すべて助役決裁に変更いたしまして、二宮助役が、これを見ております。

こういう扱いをして現在のところ支障がございませんが、何分にもお話のように長期にわたります場合におきましては、これは相当考えなければなりませんので、われわれとしましてもいつまでもかような情勢のまま推移することは考えておりません。

ただ、できるだけ早い機会に本復されまして、御出勤になることを待つておりますので、いましばらく、この状況で進むことをお認めいただくようにしたいと考えます。

その他の問題につきましては、関係の部長等からお答えさせます。

〔厚生部長（平井清三君）登壇〕

○厚生部長（平井清三君） 肢体不自由児の訓練施設をだれがやるのかということでございますが、これは市内の保護者会を現在、予想しております。

それから、経費の関係でございますが、施設は中部西小学校のあいた教室を使いたいと思っております。それから、この施設の医師とか、訓練師は県から派遣を受ける予定であります。ただ、器材等の初度調弁費につきましては、県市から二十六万三千円の助成金を支出しておりますので、その範囲内でまかなう予定でございます。

なお、その後の運営費につきましては、市の助成金をもつて運営する予定であります。

それから、保育料の不均衡があるが、これについてどうするかという問題でございますが、保育料は御承知のようにその児童の属する世帯の市民税とか所得税を基準にいたしておりますので、税制上の問題がそのまま保育料にあらわれてきております。それで、税制の問題とも合わせまして考慮したいと思っております。

それから、私立幼稚園だけしかない地区においては、高い保育料を払わなければならんが、これはどうかということでございますが、これにつきましては、先ほどの保育料の問題と合わせて考えたいと思っております。

国民健康保険の繰り入れ金の多いところを二・三例上げよということでございますが、西宮市が被保険者の約六万で一億四千万程度の繰り入れを行なっております。これは給付が法定以上の給付をしているためでございます。それから、横須賀市が、被保険者が六万八千で四千四百万の繰り入れがございますし、富山が七万七千の被保険者で、三千六百万程度の繰り入れを行なっております。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） オ二回の児童福祉についての中の遊園地の問題でござります。

この点につきましては、現在、土木の都市計画課におきまして、全市的な公園緑地の計画を検討しております。この案につきまして、だいたい誤としての案がまとまりましたので、こんご建設省の公園を担当しております施設課等にいろいろ御指導いただきまして、都市計画の計画決定を進めたい、こういうふうに考えておりまして、その案とし

て、一応課としてまとまったという段階でございます。

「こんご、いろいろ市の財政あるいはその他の問題を勘案いたしまして、これを事業決定を進めて行きたい、こういうふうに考えております。」

〔消防長（竹内鉄雄君）登壇〕

○消防長（竹内鉄雄君） お答えいたします。

石油化学工場の安全確保に関する行政権上の分野は、御指摘のとおり、通産省、労働省それから消防庁という中央官庁の所管になっておりまして、それが下がってまいりまして、県それから労働基準監督省、消防ということになりますのでございますが、労働関係はともかくといたしまして、高圧ガスと危険物の関係は、その密接な不可分な性質からいたしまして、これは一不化する方が適切であり妥当であると私どもも常に考えております。このことは、中央官庁に反映するように申し入れは絶えずいたしておるのでございますけれども、まだ、実現をいたしておりませんが、今回の技書にかんがみまして、いろいろ検討されておるようでございます。

それから、工場安全対策の窓口は、一本にしたほうがよいのではないかということでございますが、これは出先機関といったしましては、消防一本でまいりたいと存じております。まだ、現在でもそうなっておるのでございます。

それから、前三の技術者を置く意思はないかというお話でございますが、これは高圧ガスは別でございますけれども、危険物関係の技術者はおきたいとは考えておるのでございますけれども、現在、その人を得ないというふうな状況でございます。

ただ、ここで申し上げておきたいのは、技術者がなければ、そういう行政はできないのかといいますと、決してそうではございませんので、御承知のように、石油化学工場といえば非常な高度の施設と技術があるわけでございます。

〔収入役（川崎祐男君）登壇〕

○収入役（川崎祐男君） お答えします。

私どもの承つておるところによりますと、石油化学に対する日本での権威者である学者の方が、工場を視察にまいりまして、その実体をつかむということは、なかなか困難であるというようなことでございますので、私どもといたしましては、工場のそういうことがらに非常に詳しい係の方々を薦めることによって行政上の目的を達成いたしておる実情でございます。また、将来もそういうことを強化していきたいというふうに考えております。

〔収入役（川崎祐男君）登壇〕

○収入役（川崎祐男君） お答えします。

ただいま、剛別議員から収入役が、注文した弁当のふたを取つて見るというような御発言がございましたが、私は、かってそういうことをした覚えはございません。また、まことに申し訳ない次第ですが、係のものにもそういうことを申しつけた記憶がございませんので、ただいま、下の方へ行きましたが、弁当の注文した場合は、次はかせると、それから、おりなんか注文した場合は、これは比較せんならんので、従来、調達係長において内容を検討しますと、そういうお話をございました。いま、初めてそういうことを初めて聞いたんでござりますが、まことに申し訳ないと、そういうふうな次第で、それがなにかの言い伝えの間違じやなかつたかと私は思います。

ただ、私がこの際皆さんに申し上げておきたいことは、収入役の仕事というものは、支出負担行為の確認ということが、非常に重要な仕事なんでございます。ことに、この四月以降、地方自治法の改正によりまして、これを強化されておりますが、当市としましても会計規則というものがございまして、これが私が、着任以前からつばな会計規則がここにございます。で、係の人は、その各条項にしたがつて仕事をしておられるので、あるいは皆さんが、その内容を御存じなくて誤解をなさる点があるんじやないかと、私は考えますから、よくそういう規則なんかも御覧ください。

て、収入役室、いまは収入役室、前は会計課でございますが、その係の人がその会計規則にしたがつて、いろいろの指図をするという次第でござります。

私が、直接それを指示しておる場合もありますし、いまのような知らん場合もございますが、これは会計規則によつて仕事をしとるんでございますから、一応、会計規則などもまだ御覧になつていない方は、一べん御勉強をお願いいたしたいと思います。

そのような次第です。どうぞ、よろしく。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） 学校教育施設の運営について、お答えいたします。

かつて、寄付によりまして、施設が流通されておったということは事実でございます。これは、はなはだ残念でございますが、事実でございます。それから、例に取り上げられました海蔵の製パン室は、これは給食が始まった当時、PTAが製パンを始めてパンの質が非常に悪いというので、学校によってパンの質を向上させようということで、始めて二、三年たしか続いておったと思うんですが、経営が困難であるのとパンの質も向上したということで、もう一応これで、つくっただけの役目を果たしたということで終わつております。その施設は現在、不用になつておりますけれども、ここには現在パン焼き場に使っておりますが、これにつきましては、まだ不用になつた施設そのものを、PTAが処分せずにそのままもつておることでございますので、これは処分してもらうように連絡いたします。なお、これによつて、その当時、校長であった云々というお話をございましたけれども、私といたしましては、そういうことは関係なしに、そういうことを考えております。

それから、二番目の私立幼稚園の補助の問題ですが、これは総務課の方からお答さしていただきます。

三番目の教育研究所につきましての問題でございますが、地方都市におきます教育研究所のあり方は、これは訓範さんも先輩でございますので、非常に御研究になつてよくわかつておいでと思うんですが、非常にむずかしい立場にあるということは、現場の先生方の立場を離れては、研究調査というものは浮いてしまう、浮いてしまうというよりは直接役に立たないという批判をこうむるという。それで、現場の問題を多く取り上げますと、これは研究調査でなくして、むしろ研修ではないかという批判を受けるということで、この研究調査につきましては、非常にむずかしい問題を含んでおりますが、現在、研究調査と研修と二つの部門をもつておりますけれども、四月早々研修の授業が非常にたくさん行なわれておりますので、一見しますと研究調査のほうがなおざりになつておるんではないか知らんといふふうにもみえないことはないと思います。

現在、研究調査で七つの主題を上げてこれに従事しておりますが、その研究調査の指導官といたしましては、国研の第一研究調査部長の小沼先生、国四研究室長の原田先生、企画室長の主原先生、職員の横山先生に研究調査の御指導をいただいておるような状況でございます。なお、につきましては、御先輩であります訓範さんからも御指導いただきたいと思います。

それから五番目の高校教育の問題でございますが、主として定時制の問題でございますが、につきましては、市といたしましては、工業高校の移転とかみ合わせてこの問題を処理したいという申し出を教育委員会に申し入れております。教育委員会といたしましては原則的には賛成をしてくれておりますけれども、さしあたっての問題は、私たちといたしましては、商業の定時制の問題もござりますので、まだ、進展をみていません。これははなはだ残念でございますが、何とか早い機会に商業高校の定時制の問題は解決いたしませんと、私たちもこれは自然あすこで消滅して行くんではないかという氣もいたしますんで、これについては努力いたしたいと思っております。

○市立病院事務員 (三輪喜代司君) 医師会の病院増床に対する反対に対し、その後の医師会との交渉の経過を御説明いたします。

五月になりましたから二回交渉をもちまして、一回は向こうの医師会の要請によりまして、事務員と院長が医師会へ出まして、いろいろと意見の交換を行なつたのでござりますが、この経過を結論的に申しますと、医師会は市立四日市病院の増床反対は、われわれのいわゆる民衆を圧迫するために反対するものではないんだと、四日市の医療向上のために、市立四日市病院は真に、四日市の医療センターとして、名実ともに盛ったものにするために、われわれは反対をするんであつて、したがつて、單なる増床だけの増設は反対である、こういうふうなことを医師会側がおつしやつてみえたんです。これに対し、私たちといたしましても、今度の病院の増床につきましては、ベッド数だけをふやすんではなくして、それに伴つて内容も充実するんであるということを申し上げてまいりました。と申しますことは、現在、病院は現状を入れまして、三百三床でございます。今度、二百十六床を増床いたしますならば、五百十九床、いわゆる五百ベッドの大病院となるのでござります。したがいまして、そうなりますれば、たとえば、検査センターにいたしましてもあるいはレントゲンにいたしましても、あるいは脳波の機械一つを取り上げましても、その他いろいろなものを取り上げましても現在より以上のものをこれに備えなければならないということは、これは明らかにあります。そういうふうな形でただ、ベッドだけをふやすんじなくして、増床と同時に病院の内容もよくするんだというふうなことで話し合いが終つたのでござります。

その後また、私と院長と医師会側の正副会長とお会いいたしましたときにも同じようなことがございました。ただ、その中で私たちがちょっと気になりましたことは、外来を制限するというふうなことを医師会側から申されたんでございました。

ざいます。これは、私たちといたしましては、いわゆる公的医療機関として、病院のほうへ診察にみえる患者に対しで、ここはあなたがたの来るところではないから、とことこへ行きなさい、というふうなことは申し上げられません、ということを申し上げてまいりました。それとまた、医師会側といたしましては、現在、病床のベッドのあいておる病院もあるが、これへ患者を回したらどうかということもおっしゃられましたが、これもやはりケースバイケースの問題でございまして、私のほうから他の病院へベッドがあいてないために、お頼いをしておるものござります。しかし、これを無理にあなたはといひこの病院へいらっしゃい、あそこがあいておりますからといふことは申し上げられない、というふうなことも申し上げてきましたのでござります。その後、ちょうどただいま調査議員からお話をございました増床反対のビラが出た当時に、医局と医師会との間に懇談会をもちました。これは、医師会側の要請によりまして、一回、病院の医者と私たちと代表とで話し合いをしたい、こういうことでございましたので、医局の先生とそれから医師会の正副会長、三人おみえになりましたが、お話し合いをいたしました。このときもやはり単なる増床は反対なんだ、われわれは、ベッド数にはこだわらないんだ、病院の内容がよくなつて、しかもそれが市民の医療の向上のためには役立つならば、医師会側として決して反対しない、こういうふうなことを、この席上で、二宮会長はおつしやつてみました。こういう」とござります。

そういうことで、市長から四月二十日に回答が出されましてからの交渉の経過といたしましては、根本的には病院の考え方と医師会の考え方とは同じでござります。ただ、病院といたしましては現在、医者、医局とそれからいわゆる医療部門と看護部門この二つの意見を取り入れまして、私たち事務担当者といたしまして、議案をつくりまして、現在、これをまとめ中でござります。これが、まとまりましたら、また、皆様のほうへもおはかりをしたい、このよう考へておる次第でござります。

なお、予算がたしか私、前事務長から引き続いでおりますと、一億三千円で、全部仕上げろというふうなことをお聞きしておりますのでございまして、その範囲内でやるとすると、非常にむずかしい問題も出てまいりますので、その節はまた、皆さま方の御支援をいただきまして、よりよい市立四日市病院の建設をいたしたい。そうして、医師会とともに四日市の医療のために病院側も努力をいたしたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔産業部長（芝田敬太郎君）登壇〕

○産業部長（芝田敬太郎君） 御質問、才三点の工業都市対策最後の問題、でん粉工場の団地化の問題にござりますが、過般、新聞で拝見をいたしましたが、その後、県の助成機関等に問い合わせをいたしておりますが、まだ、本庁から何らの連絡がないということで、私どもも詳細を承知をいたしておりません。ただ、まあ、新聞で見ましたことにつきまして、市内でのん粉工場の状態を考えますと、七工場でございまして、年間約二万トンの処理をいたしております。市内の、先ほど御指摘がありました零細企業であるから、もしこれを団地化せよということになると、もう一つそうやめちまうというふうなことになりますかねない。まさに、私ども、そういうふうな心配をいたすわけでござります。そして同時に市内のいわゆる原料であります甘しよの作付が非常に減りまして、約五百ヘクタールでござりますが、それで産額は千トンから千五百トン程度でござります。金額にいたしましても、一千万から一千五百万程度でございますが、しかし、私どもはこの七つのでん粉工場のことを考えますと、単なる団地化の問題は零細企業であるかぎり、なかなかむずかしい問題でござりますし、そしてまた、これが排水対策として、団地化を県が考えられたといたしますと、作業の性質上、水をかるがる使います。どこへ動かしてもやはり、下流排水の問題は解決がせないんじゃないかということを考えます。そしてまた、単なる団地化をはかるということだけでござりますと、御指

摘のように年間操業日数というものは、きわめて少のございまして、私のほうの一番多いのでも百日にならないと、いう程度でござります。そういうことでござりますから、経営の内容は専業的にはなかなかやり得ませんので、兼業家族労働、そういうこと等を取り入れております。そういうようなこと等から県が、これを、団地化するということでござりますと、起こり得るといいますか、問題は御指摘のとおりの問題とそしてまた、やるとすればやはり、協業化するとか企業合同するとか、そういうことをいたさなければなりません。しかし、こういった問題も非常な問題点を持っております。先ほど申し上げましたように、何らの連絡がございません。私どもは、県と今後、この問題につきまして、十分連絡をいたしまして、善処をいたしてまいりたいと思います。

〔総務課長（天野正春君）登壇〕

○総務課長（天野正春君） 才七点の機構の問題につきまして、お答えいたします。

訓練議員がおっしゃられました建設部の住宅係を民生課の中に所属するのが普通じゃないかと、こういうようなお問い合わせがございますが、機構につきましては、市のあり方あるいは人口密度、市政のあり方という考え方で現在の四日市の、現在の住宅係の受け持つております市営住宅につきましては、御承知のように約千五百五十戸ぐらいだと記憶いたしておりますのでござりますが、これの管理につきましては、ほとんどが修繕と維持管理を主体としてやっておるのでございまして、こんな二千軒、二千五百軒というような住宅政策を打ち出すことに相なりますれば、住宅課の独立といふことも機構上に考え合わせなければならないじゃないかと、こういうふうに現在で考えております。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君） 今月初め改正いたしました霞ヶ浦土地株式会社に市の監査委員が役員として入っていること、違法ではないにしても妥当を欠くのではないかということでござります。

この」とにつきましては、当初、私どもいたしまして、地方自治法の延て前から、いろいろと検討を加えたわけでございまして、市長あるいは三役、議会の議員等が、これに参加することは禁ぜられておるよう法文ではなっておりまます。このに私どもちよつと考えましたのは、地方自治法にいわゆる該当の会社もしくは団体というものが、当該霞ヶ浦土地に当てはまるものであるかどうか、その実体について議論する場合に私どもはなお、疑問をもつわけでございますが、当面、疑問の措置は構じないほうがいいということで、議員に出ていたしたこと、市の三役がこれに参加することを避けたのでございまして、当時監査委員について議論はしたんでございましたが、選任権者においてこれを決定するというような法文もございましたので、監査委員はまあまあいいんじやないかという程度で送り込んだという次第がござります。しかし、当初、私どもが考えまして、できるだけ疑問となるようなことは避けるべきであるという趣で前から申しまして、今日これについては、最近の時期において是正するという前提で考えたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

それから、でん粉工場について一言、補足しておきますが、でん粉工場の出す排水が公害として非常に下流地域に害をなす。さらに、当市においては、水道までがこの被害を受けまして、緊急避難措置まで講じたこと御承知のとおりでございまして、一般的に公害対策についてただいま県と市が共同で工業立地センターに委託、調査をしてもらっておりますが、それと別個にでん粉工場の公害の対策について、県みずからが工業立地センターに対策を依頼しておる段階でございまして、閉地化云々ということは、私も承知いたしておりませんが、現在、公害対策についてコンサルタントに委託調査中であるというふうに御承知おき願いたいと思います。

○謹候（錦安吉君） 暫時、休憩いたします。

午後五時五十五分休憩

午後七時九分再開

○議長（錦安吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

訓細議員。

〔訓細也男君登壇〕

○訓細也男君 たいへん長時間、時間をわざらわしまして失礼でございますが、御協力を願いたいと思います。

答弁のうちで、議会が不信任案を出して否決した場合にどうなるかということに対し、お答えをいただいておらず。ないのであります。なかなか法律的にもむずかしい問題であろうと思いますので、もしも答えがありましたら、お教せいただくことができましたら、お答えいただきたいと思いますが、なければ、研究課題にしておいていただいてもけつこうでございます。

ガ一点の公害の問題でございますが、一つは、この古川さんの場合、國家賠償法の適用の対象になるかどうか、その点、御見解をお伺いいたしたい。

なお、この問題につきましては、公害であるということがはつきりしたのでござりますから、二宮助役のおことばによれば、塩浜病院に入院しているのは、決してセルモシトやテストではないということでございますから、公害であるということがはつきりしたものに対し、医療費、治療費の補償をするということでありましょう。そうすれば、その古川さんの問題につきましても、ずいぶん入院費がかかるようですが、これに対しても補償をすべきであります。さらに、いま現在、市内で同じ病気で苦しんでおられる該当者に対しても治療費を補償

するということを、直ちに実施をしていただきたいと思いますが、緊急医療対策要綱を作成中であるといたいことを、広報なりなんらかの方法で全市民に徹底をさせていただきたい。そうすれば、せに金をあれこれ心配する不安もなくなるでありますから、ぜひそのようにお願いをいたしたいと思います。で、この緊急の措置を直ちに実施していただくことこそ、公務第一号で、しかも、進んで自分の体を解剖に提供した古川さんの遺志にも沿うことになり、この靈を慰めることにもなろうと思いますので、少なくともこの点だけは直ちに実施の手続きを進めていただきたいことを要望いたします。

次に、国保の問題でございますが、四十年度より実施の予定というふうに、助役の御答弁をいたいたのであります、聞くところによりますと、周辺の町は皆、オ一年度すなわち四十年の一月から実施をすると聞いておりますが、この大四日市が回りの町村より遅れるということは、きわめて残念なことでございますので、町村が実施しなくても、市が先にするのだというくらいの気持ちで、市長の一の大きな政策としてオ一年度から実施していただくつもりはないかどうか、お伺いをいたしたい。

次に、肢体不自由児の訓練施設の問題でございますが、市長もこのことについては、きわめて賛意を表わしておりますように聞きますから、このようなか弱い人たちのこの施設を、保護者にまかすということは、一つは責任の回避でもあろうと思いますが、これは、いま直ちに民生課なら民生課で実施できないにしても、少なくとも社会福祉協議会で実施をする。社会福祉協議会をすみやかに法人化をすると、これくらいの措置をして、市の、主として行政的な責任をもって実施せられるようになつてはどうか。保護者に責任を持たずという形は不適当である、このように考えますが、その意思あるかどうか。

次に、安全関係でございますけれども、なんとかひとつ、特別都市としての指定を受けて特別せられるよう、強力に中央に働きかけていただくよう要望いたします。

それから、病院問題につきましては、たいへん苦しい客觀情勢の中で、きわめて紳士的にいよいよ話が進められているようで、敬取いたしますが、ただ、業務上、病院の事務員が医師会と懇談をする、あるいは折衝をする責任者になるということについては、事実上はそうあらうとも、少し条例から見て適当でないのではないか。市民の健康を守る衛生、保健行政上の行政的責任者は病院の事務員にあるということについては、少し問題があるのでなからうかと思うわけでござります。事実上の折衝の担当者であるにしても、行政的責任者というものは、条例上もつと違つた形があるのでないかと思いますが、そういうことが、かりに紛争をしていったときに、病院ないしは病院内部の方々にたいへん迷惑をかけることになるのではないかと思うからでござります。

その辺、行政上の責任者はだれかということについてお聞きいたしたいと思います。

もう一つ、監査委員の問題については、御答弁の趣旨を了解いたしました。

もう一つ、まだ選任せらるべき監査委員が選任されておらないようでございますが、いつ御選任になるか、その点つけ加えてお伺いをいたしたいと思います。

なお、人員配置の問題に関連いたしまして、せつかくいい人材を集めるために、市の職員の初任給基準を引き上げていただきたいのでございますが、時期を失しますと、いい人材が集まらなくなるわけでござります。聞くところによりますと、すでに大企業のほうでは、採用試験を行なつておるようでございますが、市といたしましては、来年度の予算見通しもなかなか立ちにくいとは思いますけれども、担当者においては、最もその必要数について、政治的な問題は別として、これだけの人員は必要であるという見通しを早く立てて、一日も早く採用試験をやられるということ

が、適切ではないかと思いますが、とくに技術関係の職員などにおいては、有利なところにひっこ抜かれるわけでござりますから、これに対しても担当課長の御答弁をお願いいたしたいと思います。

最後に、収入役の問題でございますが、規則をよく見よというような不遜なことばに對しては、われわれは了承できません。こういう執行権の内部の問題についてわれわれが取り上げることは、はなはだ不適当かとも思いましたけれども、いまの市の職員の立場からは、強く市の権力に對してものを建設的に申し上げるような力関係ではないようになりますが、残念ながら伺うわけでございます。やむをえずわれらの耳にまで入ってきましたので、申し上げたわけでございますが、規則どおりにやつります、わからなければ読んでみろということに對しては、先ほども控室で、調査官、あれはもう性分やで直らぬで、こういわれた所も聞いたのでございますが、このままではこの問題は承知できません。こういう不遜なことはを撤回されるかどうか、重ねて収入役の見解を伺いたいと思います。

なお、公害の四日市の現状につきましては、本日の毎日新聞の「企業の森」を読んでいただくと、そつくりそのまま

まだそりでござりますから、御参考のために申し上げておきます。

終り。

〔助役（三宮力君）登壇〕

○助役（三宮力君） 古川さんの問題につきまして、私が先刻お答えしました申し方が不十分なために、お聞き取りを思ひがけない方面に向けていただきたいことは、まことに残念に思います。

あらためて申し上げますが、古川さんが御病気のことを聞きまして、県・市ともにはからいまして、御入院を進め、治療を塩浜病院にいたしたのであります。これは、公害であるという見地からしたのではないわけであります。こ

れを機会にテストしようという考え方でもなかったということを申し上げておいたつもりであります。しこうして、不満にしてこの治療、診断の結果が、過度的な公害から発病されたのだということがかりにわかりましても、医者の診断としましては、公害なりという診断にはならないだろうと思ひます。病名としてお書きになりますが、その病名のかたわらに、この病気はどういうわけで発生したというような一つの見方を医者として書かれるだろうと思ひます。その見方がつけ加わりまして、大気汚染に基づくものであつて、われわれはこの大気汚染という事実を認めなきやならぬという事態の診断をえましたならば、私たちは公共団体に非常な責任を考えなきやならぬという段階がくるだろうと思ひます。

先刻申しましたのは、そこまでの段階までいった過程ではありますんで、入院をお進めして、治療を受けられまして、専門の医者があすこにおられますので、その方の手を尽してもらうことが何より私たちでできることにおきましては城上なのであって、できるだけのことをしてあげましたなれば、専門はよくならなくとも悔いはないだらうと、こういう親切的な行政措置であったと私は信じております。

そういう事情でござりますので、公害であったということを私が認めたという意味じやないということを、はつきり申し上げたいと思います。しこうして、これは国家賠償につながるかどうかという問題は、さような次第でありますから、大気汚染に基づく発病であるということがはつきりし、しかも、それが国家賠償的な要素を、法に照してもつておるという因果関係をなどつた場合にのみ考えることでありまして、国家賠償法の対象になりうるとは信じておりません。

次に、国保の問題であります。

オ一年次から率先やつてほしいという御意見でありますて、まことに私たちもさような点は御熱意の現われだと信

じております。これらにつきまして、他の市町村の模様をこのさい御披露申し上げます。
県下の市町村を見ますといふと、第一年に七割給付を実施したいという希望のものは一市二十三町村でござります。第二年に希望するものが五市十町村、第三年に希望するものは六市二十三町村、かような内容にただいまのところなっております。もちろん、よいことは早いに越したことはないのであります。ましては、考うべき内容がたくさんございまして、たとえば制限をしないというような問題、あるいは給付率を五割から七割にし、さらには、いすれはさらに上の八割なり九割というような目標をもつような時代が来るということが察せられます。かようなことのほかに、その経済自体が堅実に、長期計画性のあるものでなきやならぬと私は信じております。そういうふうな見地をとくに重視いたしまして、今回は、他の町村に負けずにというような考え方をとらずに、むしろ堅実に、しかも、できるだけ答申に即しまして、すみやかな機会としまして、四十年度に実施したいと、かような考え方であることを申し上げたいと思います。

卷之三

たたしまのところ、医師会との交渉の過程はおきまして、最初の先生方を詳しくお聞きなさいました。それで、おおむね、医師会の方の意見をうけ、お聞きなさいました。それで、病院に迷惑がかかるのではないかという細心配をいただいておることは、まことにありがとうございます。とだと思っております。かようなことのないよう、私たちもこんごも気をつけるつもりであります。

ただ、行政的な責任は、申し上げるまでもなく市長にあるのでありますが、病院の先生方は医師会のメンバーでありますし、同業の故をもつて平素、昵懃に交際をしておられます建て前から、なるべく談笑のうちに意思相通じまして、疏通をしまして、ことが運びますようにという過程におきまして、現在のところ、病院のほうに交渉を頻繁にもつていただいております。決して、本庁のほうにおきましてそれらの問題を取り上げることを避けているという建て

前をとつてゐるわけではないのであります。不日、兎極においては不庁におきましてこの問題を、医師会と話し合つて、うような機会を持つつもりであります。

○人事課長（佐々木晃精君） お答えいたします。

御質問のありました来年度の新規職員の採用であります。お詫びもありましたように、いい人材がえやすい条件がそろってまいりましたことはたしかでござります。従前、こういう例もございまして、四、五年前でござますが、いい人材をなんとかしてと思いまして、早い目に試験が行なわれたことがござります。そのときに、幸か不幸か決定いたしました優秀なところが、二、三進学などのために抜けた例もございまして、一時迷ったこともあります。従って、県あるいは会社はりその後の状況によりまして、市役所を希望する優秀な方がふえてまいっておりまます。従って、県あるいは会社におきましても、相当時期的に早くなつてきているように思ひますので、私自身の考えいたしましては、やはり将来のことを考えますと、一応、年々の計画採用は必要だと思います。そして、もし本年度、来年の卒業者を目標にやるといいたしますれば、時期を失しないようにお願ひしたいと考えております。

〔収入役 川崎祐男君 登壇〕

○収入役（川崎祐男君） 会計規則を見よというような、そういう失礼なことばを私は申し上げた意思はないんでございますが、もしことばかりにそういう点がありましたら、取り消さしていただきます。会計規則に従って収入役室の職員が仕事をしとるという意味でございますから、どうぞ、よろしく。

〔訓韜也男君登壇〕

○ 制裁也男君 公害の問題につきまして、学問的に、あるいは医師がそうと認定するかどうかというその論を、私たちはいましていよいよがございません。もうすでにここまで立ちいたった事実問題でござります。大気汚染の影響のいろいろへ行けば発作も起るし、遠くへ行けば起らぬといふ、こういう人たちが相当数あることがわかつてゐるのでござります。この者に対して緊急に措置をせられることを要望いたします。

市長がロングビーチへ災人コンテストに行かれることが、明るい話であるというふうにいわれました。たしかに國際協力の面において明るいと思ひますけれども、いままでこういう事実が隠されていたことが明るいことではなくて、その公害の事実が明るみに出たことが暗い話ではなくて、実は明るい話でなくてなんでありましようか。そのように、すべて明暗の問題につきましては、そういう人たちが隠されていて、あるいは芋間的な論議の対象からはずされたり、あるいは範囲やら区分が明確でないという理由で、その人たちが教わらないと、そういうところから見た場合に、ロングビーチの災人コンテストは、明るい話ではなくて、実は、逆に暗い暗い話になるわけでござります。明暗の問題をいま論議しようとは思ひませんけれども、少なくとも、こういった現実の事実に即して、手続き論や学術的な論議ではなくて、素朴な市民の常識的な公害の被害に対するたえろるよう、緊急に措置をしていただきたいと思います。これは、要望いたします。

病院の問題については、行政責任が市長にあることは、当然のことでござります。そのような考え方で、はたして医師会対策ができるかどうか、疑問でござります。行政的な責任の行政的な担当者はだれかということでござりますが、これにつきましても、それは、あまり見通しでは進まないと思いますので、こちら側の態勢もきちんととのえ、国保辞退の場面がきますならば、国民健康保険あるいはその他関係の各課とも関連する重要な事態に立ちいたりますので、少なくとも、いまから衆名の国保辞退の実態を調査して、これにたえろるかどうかなどもよく調べておかれること

ることが、必要であろうかと思うわけでござります。

次に、収入役のいまのおことばで、さらに、われわれは追及しようとは思ひませんけれども、わざわざ下まで調べに行つたというそのことが、いかに職員に暗い気持ちを持たせ、そのことが実は問題なのでござります。規則は規則、規則が悪ければ直せばいいわけでございますが、それにしましても、運営の妙は人にあるわけでござります。そのことが自分の所管の職場にあるということに対して、これだけの世論になつてゐるところとぐらいにまでわかつてゐるというこの事実に対して、収入役は十分反省をせられ、さらに、政治的な立場から、市長はよく御注意、御相談いたなくことが迫切であるうと思います。

以上、要望いたしまして、私の質問を終ります。（「喝采」と呼ぶ者あり）

○ 議長（錦安吉君） 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○ 前川辰男君 たいへんおそらくまで恐縮ですが、制裁議員の質問に対して、若干、補足的な質問をしておきたいと思います。

まず、公害問題ですが、この公害問題の中でバイブル・ラインあるいはそのほかの防災的な問題について、いろいろと積極的な意見が出ておりまして、たいへんけつこうだと思ひますが、そういうものの中から窓口が一元化され、強い行政指導が行なわれる形ができたとしても、やはりそれを受けとめるだけの態勢がなければ何もできないわけです。

たとえば、いま、ちょっと話が横へそれますが、税務関係でもって大規模償却資産の係というのが、きわめて少ない係でやられております。ところが、この大規模償却資産というのは、皆さんもうすでに御承知のように、非常に大きなウエイトを占めておるわけです。従つて、どうやってこれを調査するかというと、まず会社の帳簿なり会社の出

す資料をそのまま受け入れているのが、実態ではないかと思われます。これは、税金のほうの問題ですから、人命にかかるわりませんが、これと同じように係が貧弱であって、会社の防災計画をそのまま書類上で審査すると、こういう形であったんでは、せっかく指導・監督の面が一本化されたとしても、それは絵に描いたもちにしかすぎないわけです。

従つて、専門家を配置するとかしないというふうな話もありましたが、現在の消防の予防係を充実・強化していくということが、具体的には必要ではないかと思われますが、この点は、先の議会においても若干触れたと思いますが、さらに、消防署のほうの考え方、それから、現状についてお知らせをいただきたいと思うんです。

単に書類審査なり、あるいは一年に一回回われるか回われないかというふうなことであつては、大きな災害をするかという具体的な対策が立てられないですから、この点を念を入れてお伺いをしておきます。

それから、五月二日に、市長の諮問機関としてありますところの四日市公害防止対策委員会におきまして、市長への答申書をつくり、これを市長にお渡しし、要望を申し上げたわけですが、これらの答申に対しまして、市のほうにおいてどういうふうに具体的な対策が立てられるのか。

時間がなくてまだ立ってないというのなら、あえて答えはいただかなくてけつこうですが、少なくとも、先ほど訓議員から繰り返して申しておりますように、事人命にかかる問題です。一刻も猶予がなりませんから、そういう点で具体化を進めていただきたい。そして、次の議会にでも御報告をいただきたいと思います。あれば、いま出していただきたい。

それから、中山衛生部長の報告の中に、学校にエア・クリーナーですか、これを置いて試験をしてみるというような話がありました、これらにつきましては、科学的に十分調査をしてやつておられるのか。あるいは、かいわいに

して業者なんかの申し出があつたために、それを受け入れてやつていくのか、この辺のところ、たいへんないじな問題だと思うんです。

公害問題でいろいろ追及されるので、まあやつておるということですと、結果的には、形だけを整えて内容のないことになるわけです。

たとえば、三十坪なら三十坪の部屋に対して、どの程度のエア・クリーナーを入れればいいのか、こういうようなことは、すぐ計算ができるはずです。ところが、私がちょっととこういう質問をするということは、実は、新聞を見ますといふと、写真が出ておりました。この写真では、きわめてかわいらしいクリーナーが、先生の教壇の横にあつたわけです。たぶんこれでは家庭用のクリーナーではないかと、こういうふうに考えますので、ちょっと心配をするわけですが、その辺のところをたしかめておきたいと思います。

それから、もう一つ。午前中の市長の答弁の中に、公害対策として移住の問題も考えなきやならないと、そのために泊山団地のことをいろいろと具体化しようとしたが、結果的には、住宅公団の住宅開発になってしまったということや、たいへん不満もあるし、また残念に思う、というふうな答弁があつたように思いますが、といって、私どもは、やっぱりこれは放つておくわけにいかないと思うのです。

従つて、いまでできる範囲のことはやらなきやいかぬ。住宅公団の規則、規定というのがあつて、四日市は指をくわえて見て、いたらしいのかということじやないと思うのです。そこでですね、この公団の法律なり規則なりを改正させて、四日市の公害地区の住民を特別に入れるということを、強く関係方面に訴えて、積極的な対策をとつていただきたいと思いますので、この点に対する考え方を、やる気があるかないか、こういうことをお伺いしておきたいと思います。

それから、最後に、もう訓研議員のほうから結論が出ておりますので、私があえて申し上げるまでもないと思うのですが、収入役が、ここで率直にお前たち、勉強してこい、といったとすれば、それはたいへん失礼なことで取り消すと、このことばはたいへん率直でつこうだと思います。

しかし、私はもう一つ答えていただきたかった。それは何かというと、つまり、収入役のいつおられることは、おそらく法的に、事務的に間違いはないと思うんです。しかし、その間違いがないからこまかくやつていくというと、つまり「角をためて牛を殺す」、職員がいたずらにこわがつてしまつて、よけいな心配をする。そういうことによつて行政なり政治なりというものが停滞をしていくことになつたら、これはいったい何のためにそういう厳しいことをやつていくのかということで、本末が転倒されるのではないかと思います。この点を十分に理解した答弁がいただきたかったわけです。

従つて、私はここで議長にちょっとお頼いをするわけですが、少し休憩をいただきまして、私ども検討してみたいと思います。

以上です。

〔消防長（竹内鉄雄君）登壇〕

○消防長（竹内鉄雄君） 消防行政のうちで、予防行政と消防活動とがございますけれども、まず出して消すよりは出さない消防というのが、これは消防行政の要諦でございます。それがために、石油化學工場といわば、一般対象物といわば、たえず予防の面に力を入れるのが本筋でございます。また、私どもそういたしておるのでございます。

ただ、予防行政に従事する係の者が、能力が貧弱でないか、というようなお尋ねであったかと思いますけれども、まあ高い次元から見ていただきますならば、こら貧弱には相違ございませんけれども、私どもは私どもなりにたえず

研修をし、学歴はございませんけれども、たえず研修を行なつて、皆様の御信頼にこたえるという気持ちを堅持いたしますし、行政をやつておるつもりでございます。

それで、本部におまして、私以下二十名の人以でござりますけれども、予防係にはそのうちの七名をさきまして、そして、それぞの分野において研究もし検討もし、実地に出来て各工場の係員と相談もし研究もして、安全をはかつておるような次第でございます。

御承知のように、石油化學工場の施設といふものは、これは日本で初めての施設も多うござりますし、あるいは世界でも初めてでないかといふような施設もつくられておると聞いておるのでございます。そんじよそらの、応用化學の多少の知識のあるものを入れましても、直ちにもつて役に立とうとは考えておりません。むしろ、そういうふうなものをたくさん集めてくれば、それに越したことはございませんけれども、一應、現在の段階においての取り締りの充べきを期しておるような次第でございます。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 公害の問題について、お答えいたします。

五月二日に市の公害対策委員会の答申ができたのでございますが、それにつきましては、新田の委員長同道、直接に市長に手渡され、新田の委員長から付帯説明がございました。

ただいまの御質問は、この答申に基づく具体措置を考えたのかどうかということでございますが、実は、この答申が出来まして、印刷かけまして、部内の公害問題連絡会議といふものを、県・市共同の大気汚染協議会が十五日にありましたので、それをもちまして、十九日に議会の日程をえまして、十九日にやるということを決定いたして、そのときには検討するということになつておりましたが、突発の新潟災害で、関係の部課長が大半欠席いたしましたので、延期

をしたというのが実態でございます。これにつきましては、ただいまの時点では、本月の月末に吉田教授の英國の話、それから、委員である武内教授の脱硫装置に関する公開討議が予定されておりますので、それとあわせて日程を組み直して、新たにこの答申案に対する市独自の具体策というものを、ひとまず公害問題連絡協議会において策定し、あらためて市議会の都市公害対策委員会におはかりしていろいろ御意見を調整して、対外的に活動いたしたい、こういう段取りでございます。

一応、こうした形になっておりますことを、御報告申し上げておきます。

オニに、私が触れましたクリーナーの学校でのテストということをございますが、この問題は、実態的には、私も塩浜病院へ行きました、あそこに市が買うまでに置いてあったのでございますが、病院でもこれはテスト中なんだとかしながら、亜硫酸ガスについてはそう効き目がないけれども、集塵については相当効果があると。しかも、医学的に、一部所見では、亜硫酸ガスと煤塵との、あるいは粉塵あたしと競合した場合には、症状が悪化するんじやないかという疑問があるということで、あの五万円程度の集塵装置だけでは、決して効果は認められないけれども、集塵については、ある程度効果があるんじやないか。しかも、直接、患者に聞いた話で、医者もおったのでございますが、これがあつたおかげで非常にいまは楽だというようなことがございましたので、前川議員のいわれるよう、科学的にどれだけの部屋でどうだ、または、それを効果、悪臭あるいはそのガスの成分に対する分析価値というものは未試みとして有意義であるというようなことがいわれておりますと、あれだけでは解決しないけれども、やってみることは、一つの点をタツチされまして、市の公害対策室のほうに持ち込まれた問題でございます。

ただ、私いたしましては、ようようこのごろ各種メーカーが出てきまして、自分とこの機械宣伝にやられるとい

うこととは、地方公営団体としては非常に困る、効果があろうがなかろうが困ると、特定の会社を発名的に使うことは、政につつしむように指示してございます。また、そういうようなことがないよう、私自身監督いたしたい、こういうふうに考えております。

以上でございます。

〔助役（庄司良一）登壇〕

○助役（庄司良一） 南部丘陵地帯に住宅公団が進出して、あそこに大規模の住宅団地を形成すること、すでにこれは実現されたとおりでございます。当初、市長が考えておったことと違うといいますが、ここに住宅ができると、このことについては、その住宅は四日市がまさしく利用するものでございまして、効果は同じように現われてくるものであると思います。

ただ、これらの利用方法が、たとえば、市が自ら經營する場合においては、公営地の方々をこれに優先すると。優先して利用していただく、こういう措置がとれるわけでございますが、現在の公団の規定から申しますというと、そういう措置は実際上、困難でございまして、公団の規定によつて運営せられるということでございます。

そこで、われわれいたしましては、公団に対しまして、四日市の特殊性を考えて、しかも、当初、四日市市が考えた目的、趣旨というのも御説明申し上げまして、現在の公団の、事務的に処理しうる範囲において、公害地区の方々を優先して、ここに収容する面を考慮する、考えるということにいたしておりますが、これは、あくまでも許される範囲の技術上の措置でございまして、公団としては、公団規定にしばられて処理するわけでございます。やむをえないかと思います。

ただ、国家の財政資金がここに十数億も投下せられることがございまして、これは、直ちに四日市にとつてもプラ

スに働くと私どもは確信しておるわけでございます。これのいい意味の影響は、必らず出てくるであります。

そこで、さらに、公団に対して規則を変えてでもと、こういうお話をございますが、これは、公団に対してそういうことを申してみても、まことに私どもとしては、ちょっと無理かと思うんでございます。公団を直接、指導・監督しておる建設省に強く働くべきであります。

そこで、午前中の市長の答弁にもございましたように、今日、産業公害を防除するためには、既成の四日市のこときといろには、單に悪い意味のサンブルということでなく、これを改良いたしまして、ぜひともりっぱなに仕上げる必要がある。そのためには、都市計画の上から都市改造が行なわれなきやならぬ。そのための国家的の法的措置なり予算措置なりを必らずとつてもらうべきであると。そして、このことを、この二十五、六の両日、東京において行なわれる全国市長会に緊急議案として四日市から提出し、これを初めとして猛運動を開始したいと。こういうことでございますので、そういう努力は、こんごわれわれは全力をあげてやる覚悟でございますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（錦安吉村） 暫時、休憩いたします。

午後七時五十六分休憩

午後八時九分再開

○議長（錦安吉村） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 ほくの質問に対しましては、一応の答弁をえましたので、打ち切ります。

ただ、収入役の問題としましては、先ほど休憩中に各派一応算まりまして検討を加えた結果、収入役の答弁ではまだ不適当な点もあるが、しかし、こんごの行動を見守っていくことで了承する、こういうことになりましたので、これで質問を打ち切ります。

○議長（錦安吉村） 本日は、この程度にとどめ、あとの方は明日お願ひすることにいたします。

明日は、午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後八時十分散会

四日市市議会定例会會議録（第三号）

昭和三十九年六月二十三日

昭和三十九年六月四日市議会定例會議事速記録 第三号

○昭和三十九年六月二十三日（火曜日）午前十時五分開議

○出席議員（三十八名）

宮 鈴	伊 志	前	喜	岩	坪	安	藤	錦	北	伊	酒	米
多												
崎 木	藤	積	川	野	田	井	垣	谷	村	藤	井	田
春	愛	太	政	辰	久	妙	祐	安	与	宗	昌	好
吉	次	郎	一	男	等	雄	子	勇	一	吉	市	一
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	兼速記

○議案説明のため出席した者（二十五名）

市 助 助 税 収 務 事 厚 売
入 事 務 事 務 事 務 事 務 事 務 事 務
長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長
鬼 城 中 平 芝 園 川 庄 二 平
頭 井 山 井 田 浦 崎 司 宮 田
鉄 義 英 滅 敬 和 祐 良 佐
太 郎 夫 郎 三 郎 己 男 一 力 矩
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

谷 訓 味 山 増 波
口 翠 岡 本 山 部 部
専 也 一 荣 英 権
九 男 一 一 郎 太
君 君 君 君 君 君

坂 田 中 野 日 伊 矢 荒 前 加 伊 須 大
村 上 島 島 島 島 島 島 島 島 島 島 島
十 長 末 真 貞 義 繁 泰 純 武 宗 定 忠 定 忠
太 郎 一 郎 隆 弘 衡 祐 一 郎 雄 雄 一 郎 雄 一 郎 治 平 芳 勝 松 郎
君 君

秘書課長 阿南輝彦君
 人事課長 佐々木晃精君
 総務課長 天野助春君
 財務課長 伊藤涼一君
 管財課長 杉本治芳君
 市民課長 喜田喜重郎君
 下水道課長 天野助春君
 消防課長 竹内鐵雄君
 消防次長 金田妙弘君
 給務課長 大倉尚明君
 市立病院事務長 三輪喜代司君
 水道局長 岩野見齊君
 技術部長 山本文雄君
 総務課長 滝伝之助君
 教育長 山本軍一君
 事務局長 菊地英也君
 議事係長 小坂靖君
 主事 佐藤正孝君
 事務試補 芳野俊君
 君

○市議会事務局（四名）

教育長 山本軍一君
 事務局長 菊地英也君
 議事係長 小坂靖君
 主事 佐藤正孝君
 事務試補 芳野俊君
 君

○議事日程

昭和三十九年六月二十三日（火）午前十時開議

オ一 一般質問

オ二 議案オ一〇三号 昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算
 （オ二号）質疑、討論、議決

オ三 議案オ一〇四号 四日市・ロングビーチ都市提携委員会条例
 の制定について

オ四 議案オ一〇五号 四日市市職員給与条例等の一部改正について

オ五 議案オ一〇六号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改

正について…………質疑、討論、議決

- オ 六 議案オ一〇七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定について〃〃〃
- オ 七 議案オ一〇八号 町の区域及び名称の変更について〃〃〃
- オ 八 議案オ一〇九号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について…………
- オ 九 議案オ一一〇号 土地の取得について〃〃〃
- オ一〇 議案オ一一一号 市道路線認定について〃〃〃
- オ一一 議案オ一一二号 市道路線廃止について〃〃〃
- オ一二 議案オ一一三号 市道路線の一部廃止について〃〃〃
- オ一三 議案オ一一五号 昭和三十九年六月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について…………議案説明：〃、〃、〃
- オ一四 議案オ一一六号 財産の取得及び処分に関する契約の締結について…………
- オ一五 免役オ 六 号 沖縄の祖国日本への復帰に関する決議について…………
- オ一六 委員会報告オ五号 諸願書審査結果報告…………採否決定
- 本日の会議に付した事件
- オ 一 一般質問
- オ 二 議案オ一〇三号 昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（オ二号）
- オ 三 議案オ一一〇四号 四日市・ロングビーチ都市提携委員会条例の制定について
- オ 四 議案オ一一〇五号 四日市市職員給与条例等の一部改正について
- オ 五 議案オ一一〇六号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- オ 六 議案オ一一〇七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定について
- オ 七 議案オ一一〇八号 町の区域及び名称の変更について
- オ 八 議案オ一一〇九号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について…………
- オ 九 議案オ一一〇一号 土地の取得について
- オ一〇 議案オ一一一一号 市道路線認定について
- オ一一 議案オ一一二二号 市道路線廃止について
- オ一二 議案オ一一三号 市道路線の一部廃止について
- オ一三 議案オ一一五号 昭和三十九年六月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

オ一四 議案オ一六号 財産の取得及び処分に関する契約の締結について

オ一五 発議オ六号 沖縄の祖国日本への復帰に関する決議について

オ一六 委員会報告オ五号 請願書審査結果報告

○議長（錦安吉君） ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は、三十六名であります。

本日の議事につきましては、議事日程オ三号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程オ一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

酒井議員。

〔酒井國一君登壇〕

○酒井國一君 このたびの新潟震災について、市当局がいち早く救援の手をさしのべられましたことを、心から感謝するものでござります。ありがとうございます。

わが公明会は、あくまで立正安國の精神に基づいて大衆のためにたたかい、従つて、大衆福祉を実現せんとする政治団体であります。従つて、大きいことも申し上げるかわりに、こまかいことも申し上げるかもわかりませんが、どうか忠言耳にさからうようなことがありますても、誤解のないように御了承願つて、以下、六項目にわたつて質問をさせていただきます。

まずオ一番に、災害対策についてであります。このことは、昨年度、本会議において、貴重な時間を二度までもさして、そうして叫んできたにもかかわらず、理事者側においてはどのような手を打たれてきたか。

新潟地震が起つて初めてあわてふためくような態度をされたように思いますが、昨年度どのような対策がなされたか、お尋ねいたします。これが一つ。

二つ目には、いまかりに四日市に地震であれ火事であれ、あるいは水害であれ起つた場合、二十何万の市民の方に対しても、その対策はどのようなになされているか、数字をもつて具体的に次の五項目を答えていただきたいと思います。

一番目に、現在何年分の物資が用意されてあるか。

二番目、その物資名。

三番目には、その数量。

四番目には、その保管場所及びその責任者。

五番目には、災害発生時の避難方法、場所、収容人員等。

以上、御説明を願いたいと思います。

次は、小さいことになるかもわかりませんが、ことが大きくなつてはめんどうですの、申し上げるわけですが、実は、先般、交通安全週間中に島倉千代子ショウが市民ホールで開かれたときのことです。ちょうど昼休みで市職員の人々がホールの入口でキャツチボールをしておられたので、観覧者が入る間、少しキャツチボールをやめてもらえないかとお願いしたところが、一組のキャツチボールをやつておつたのが、やめるどころか、また三組もふえてきた。それで、総務課長にどうかとめてほしいと申し出たところ、総務課長は、あそこは道路でないからキャツチボールをしても仕方がない、という返事がなされたわけです。その無責任な態度をどのように御返答願えるか。もし、市民ホールの入口が通路でなければ、通路は北側につけなければいけないし、しかも、交通安全期間中に、

観覧者に対して傷をつけたらどうするかという心配のあまり申し上げたのに、そのような理事者の態度であったことは、私は遺憾と思つたわけでござります。

市民の立場に立つて中止をお願いした私にまでそのような冷たいことをされたのか、はつきりと総務課長の御返事をお伺いいたし、あるいは三十八名の市会議員の軽視だと断定してきしつかえないか、その御返答を賜わりたい。

二番目には、オニ項目、し尿及びごみの処理についてであります。先般も四日市市百年の大計のために、衛生部長に質問するようなことをよく考えていただきたい。そうしないと、そのときになつて、せっぱつまつてから行なつたんでは、市の恥になるから、どうか考えていただきたいということを、おとなしく申し上げたにもかかわらず、衛生部長は、なにも市の恥にならないと、腹を立てたような、そういう返答であつた。ほんとうに市の恥をさらさないでいいような設備をなされているかどうか、そのこともひとつ、はつきり御返答をお願いしたいわけでござります。

それほどの機械ならば、ごみの処理はどうなつてあるかということで、市内を回つてみたところが、ごみ、し尿の処理に對してけんけんこうこうの捕物をしておつた人がたくさんござります。ごみを取りに来てくれないために、三滝川へほうらなきやならない。そうして、三滝川へはれば警察からひっぱられて罰金を取られる。このような政治がなされていいか悪いか、衛生部長にお聞きするまでもないことだと思います。

そして、新道の場合でも、三べん私が辞を低うして、衛生部のほうへ電話をしたにもかかわらず、三度とも少しもごみを取りに来てくれない。ところが、それに業をにやした一市民の人が、市の秘書室に電話を直接かけて、市長に会いたいといつてごみのことをいつたら、すぐに取りに来てくれた。考えてみれば、明らかにこれも市議会を軽視したとか、あるいは市の代表者を軽く見たとか、そういうような考えに立たざるをえないわけでござります。この点についても、衛生部長はどういう責任をとつておられるか、それをはつきりと御返答お願いしたいわけです。

先ほどの総務課長のよう、市民をばかにして、市会議員をばかにして、市議会を軽視して、そのように断定してもさしつかえないか、衛生部長にお尋ねいたいわけでござります。

やさしくたびたび申し上げても、少しも反省の色がないために、このようにきつくなし申し上げるわけでござりますので、ひとつ総務課長も衛生部長もこの場ではつきりと御返答をお願いしたいわけです。

三番目には、公害対策について申し上げるならば、重複の分をなるだけ省きますので、簡単に申し上げます。

去る五月一日にはい煙防止条例法が施行されたのであるが、その後の各会社の実施状況はどうか、これをひとつお尋ねいたします。

二番目には、昨年の九月に、定例会において大島議員がこのことについて申し上げたはすであります。飯田といふ私たちの友だちが、公害のためにせんそくなつて、そうして毎日苦しい息の下から公害のことをいいながら死んでいたという事実がござります。このときにあたつて、ばい煙防止条例を一日も早く実現されるよう、再び理事者側において御努力を願いたいわけです。

二年間の期間があるといわれますが、いまの現状を見て、二年間を待つわけにいかないという点に、どうか理事者側では、この点をお答え願いたい。

三つ目には、最近、自動車がふえておりますために、非常にこの騒音に伴つて、学校の生徒たちに迷惑をかけておるよう聞いております。昨年、この職場で申し上げましたけれども、なんら手を打たれておらない。衛生部長は、なんとか善処するというだけであつて、その後、善処どころか悪処になつておるような結果でござります。この点も衛生部長にひとつお答え願いたいわけです。

四番目、道路その他工事の総合計画についてでござりますが、市内を回つてみると、数カ所においてこのよう

ことが行なわれております。どうしたことかと申しますと、下水の工事を始めたら、こんどはその下水工事が終つてやんとしたと思つたら、また電話線の工事というふうなぐあいで、総合的な工事が少しもなされでおらないために税金の浪費をされておる。そのようなことを見受けます。そのようなことがはたして市民のためになるかならないか市の中の理事者側のためになつても、市民のためにならなければ、この政治はよいといわれないのであって、どうか部課長の方々は、横の連絡をよくとつて、一貫した工事をやつていただきたいわけですが、そのことができるかできないか。解決の方法はないのか。解決の方法があれば、早急にどういうようにやるか、ひとつ御返答を賜わりたい。

五番目には、税外負担の軽減であります。昨年は、税外負担のことで申し上げたとおり、PTAの軽減費としてPTAの会費が減つて一千三百万計上されておりますけれども、この点について市民の方々は非常に喜んでおつたけれども、はたしてその生活の中においては少しも軽くなつてこない、おかしいじやないか、という声を聞いておりますが、この点どうなつておるか、ひとつお答えを願いたい。

二番目には、三月の議会で質問いたしました消防車の購入に関する地元負担金がどのような形で行なわれておるかこれを御返事願いたいと思います。

それから、六番目の体育文化施設についてでございますが、南部丘陵地の体育施設やその他の問題について、市長初め関係の部課長からいままで何回も説明をされて、大きいスポーツセンターができるものだと喜んでおつたところが、いっこうにできない。聞くところによりますと、伊勢市においては大きい体育館なり総合グラウンドができる。あるいは津に体育館が建つたと聞いておりますが、はたしてスポーツセンターらしきものが南部丘陵地にできるのか。できないものなら、なぜできないのか、どのようにしたらできるのか、お答えを願いたいわけです。

それから、諸会館審議会というものがあるというふうに聞いておりますけれども、どのように進展しうるのか。具

体的な例をひとつ示していただきたい。

二番目には、今日までこの議場で、非行青少年の問題に対し、労働会館や婦人会館とかいろいろのものを要望してきましたが、そのつと善処する、善処するというようなおことばだけで、いっこうに進展をしていない。ところが他の都市ではそういうものが建ちかけておるということになると、四日市はいつそのように青少年の問題を解決してやろうという、そういう精神が理事者にあるのかということを疑わざるをえないのです。四日市でただ一つの大きい会場の市民ホールも、日ましに利用度が高まつてまいりておりますが、一つではどうにもならぬ現状に、いまに追い込まれることを想います。どうか、もう一つや二つ建てるような方法を一つ考えていただきたいわけです。諸会館審議会においてそういうものを計画されておるようには聞いておりますが、諸会館審議会でどの程度審議されているのか。ただ砂上の楼閣のようなことばかりで、会議、会議ばかりで終つておるのか。むかしの政治と同じように「知らしむべからず、寄らしむべし」という政策を、市長は持つておらないということはわかつていながら、そのような政治をなされておるよう、私たちは疑わざるをえない状態にあります。

以上、六項目を申し上げましたけれども、いろいろな観点において、各部課長の御返答をはつきり賜わりたいことをお願いいたします。

〔厚生部長（平井清三君）登壇〕

○厚生部長（平井清三君） オ一回のうち、災害時に対しましてどんな給与品を準備しているか、ということについてお答えいたします。

主管課は、厚生部の民生課でございます。応急措置のうち、一定規模以上の災害につきましては、災害救助法の適用を受けますが、その災害救助法の適用を受ける前またはその規模以下の小災害に対しましては、つねに給与品を事

前に購入いたしました。いつでも放出できるように準備いたしております。

當時、持っております食糧といたしましては、乾パンを千百食、それから、衣料が約二万点。それから、寝具が一千点、日用品が一万点、こういったものを、浜田の公益質屋とか富洲原の公益質屋の倉庫、会計の倉庫に保管しております。有事の際はいつでも放出できるように準備いたしております。

なお、見舞金は十万円予算をいたしました。いつでもこれも支出できるように準備いたしております。

〔総務課長（天野正春君）登壇〕

○総務課長（天野正春君）避難場所の制定について、まずお一点からお答えいたします。

災害対策基本法二十四条、四十二条によりまして、本市におきましてもそういう防災計画は立てております。昨年の十二月に、市といたしましては、防災計画による避難場所を各出張所と連絡いたしまして、各出張所における避難場所の制定を現在やっています。

それを申し上げますと、出張所は、御承知のように二十二ヶ所ございまして、逐一申しますと、橋北出張所で申しますと、橋北中学校、それから東橋北小学校、西橋北小学校、こういう橋北地区においては三カ所を予定いたしております。

それから、海蔵出張所につきましては、海蔵小学校の体育館、それから浄覚寺、真楽寺、海蔵神社、山手中学校の体育館という予定でやっています。

それから、富田地区につきましては、富田小学校、坂田病院、富田中学校の三カ所を予定いたしております。

それから、富洲原出張所管内につきましては、富洲原中学校、それから富洲原小学校の講堂、それから松原公園、東洋紡のグラウンド、こういうように予定いたしておりますが、家屋でない場合のときは、浜洲を実は予定いたしました。

い。

それから、羽津出張所につきましては、羽津の場合は富士電機の寮、羽津小学校、それから浄恩寺、鷦神社こういうような予定地を持つております。

それから、常盤地区につきましては、常盤小学校、常盤保育園、常盤公民館、正覚寺、蓮光寺、常蓮寺、松本町の公会所、松本町の道場、松本神社こういうように予定をいたしております。

日氷地区につきましては、日氷小学校、海星高等学校、東亞紡の独身寮、三浜小学校、鐘紡の独身寮、味の素の独身寮、南中学校。

四郷につきましては、四郷出張所管内は、四郷公民館、東日野分館、西覚寺、四郷小学校、法蔵寺、西光寺、市立四日市小学校高花分校、猿川中学体育馆、江戸川化学の社宅、四郷公民館。

内部出張所管内につきましては、琴女の公会所、合成ゴムの迎賓館、八幡神社、それから公民館、小古曾神社、南自動車学校、天理教会、山手公会所、三菱油化の小古曾寮。

小山田出張所管内につきましては、町会議所、公会堂、光輪寺、自治会長宅も予定いたしております。それから安性寺とお寺を実は予定しております。

それから、川島出張所につきましては、西福寺、川島小学校を予定いたしております。

神前につきましては、中央工業高等学校、神前小学校、四日市高等商業学校。

桜につきましては、一色公会所、桜南区公会所。

県管内につきましては、県小学校、誓願寺、公民館、明林寺、福榮寺その他お寺を予定いたしております。

私、詳しいことを申し上げなかつたのやういますが、本件につきましては、防災計画の計画書が各議員のほうに

御配布しているりますので、参照していただきたいと思います。

それから、オ二点の市民ホールの前において、昼、野球をやつておつたと。そのとき、市民ホールにおいて二時から演芸会が、お客様がたくさんお見えになつて野球のボールが当たるから非常に危険じやないか、ということで、酒井議員が私のほうへ申し込まれたことは事実でござります。

市民ホールは、御承知のように市の一つの文化の殿堂でございまして、職員といたしましては、昼の休憩時間、これはやはり健康管理の上におきましても、一つの休息といいますか、運動をやるという一つの広場を全然持つております。ただ、危険につきましては、野球のボールが市民の方に当たるということは、非常に危険なことでございません。ただ、われわれ公務員といたしましては、全体の奉仕者であるということは、はつきりわかつております。ただ、酒井議員が、市会議員を軽視した、あるいは市会の三十八名の方を軽視した、あるいは市民全般の方に対しても軽視しておるんじやないかということにつきましては、私は全然そういうような考え方毛頭持つておりませんし、酒井議員に申し上げたことにつきましては、危険であるということは事実でござりますので、われわれとしては、さつそく野球を中止して、市民の方に迷惑をかけないように連絡をいたしております。ただ、酒井議員がおっしゃられたとき一組がやつておつたと。あと二組も三組もふえてきたということは、こちらが通報に行つておる間でございまして、酒井議員がおっしゃるように、市民を軽視し、あるいは議会を軽視しというような考え方毛頭も持つておりませんので、よろしく御了承を願いたいと思います。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） ただいまの御質問のオ一の物資の問題でございますが、土木関係の災害時における非常資材といたしましては、土のうあるいはカマスが非常にだいじな材料でござります。

これにつきましては、市内におもなる水系の鈴鹿川、内郡川、三滝川、朝明川等に関しまして、適時、水防倉庫を配備しております。市内に約九カ所の水防倉庫がございます。その規模は、だいたい六坪から九坪程度のものでございまして、これにだいたいカマスを二千俵、それにバランスのとれました繩、鐵線、くい等を入れております。

なお、そのほかにかけや、つるはし、シャベル等も、一応備蓄基準に従つて備蓄をしております。

なお、この水防倉庫だけでトータルいたしまして、だいたい一万七千俵から二万俵程度のものでございますが、いたん必要なときには、非常にこの数は少ないのでございまして、その災害の起りそうな時期、主として八月末から九月にかけまして各市の出張所に五百俵程度を、一応、出張所で適宜考えていたいた留置場所にお預けしておくという措置を例年とつております。

そして、その使用については、出張所の判断で使つていただきて、事後報告を頼え抜けへこうであるという措置をいたしております。

その他、木流しの材料とかあるいは土等の現地収の計画も、一応、場所を計画を立てております。

カマスにつきましては、この一万俵、二万俵という数字は、堤防等が切れかかつてきた場合に、そいつを一応押えるという程度の数値でございまして、一カ所の堤防が切れますと、まず一カ所で二万俵、大きいところでは五、六万という数字がいるのがふつうでございます。そういう場合を考慮いたしまして、四日市におきましては非常にありますがないりますか、さいわいなことに石原産業さん、あるいは東海ガス化成さんにおきまして、カマスあるいは土を非常に多量に工場の性格上持つてございますので、それを、夜間でも守衛に話をして出せるよう会社にお断わりをして待機しておるという処置を、例年とております。

次に、オ四間の道路等の工事に対する統合計画についてという問題でございますが、この問題につきましては、御

指摘のとおりの問題がたびたび起こり、今までにもたびたび御注意を受けておりまして、まことに申しわけないの
でございますが、これにつきましては、市の中の窓口におきましても、市の総務の管財関係の道路の占用、確保等の
免許の問題。それから、土木の舗装計画あるいは下水の工事、水道局の関係といったふうに多岐にわたっております
その他にまだ電々公社、ガスそれから中電と、いろいろ関係がござります。

それで、市の中の問題につきましては、下水道課の工事は、一応、設計書の施工伺いを立てる段階において土木課
を通じるという措置をとらせております。で、昨年度は、管財課を司会者にいたしまして、市の中の関係あるいは外
部の会社関係を集めまして、年間の計画あるいは予定をお互いに交換し合い、一つの図面にまとめて管財課で保管を
するということを、六月ごろ行ないました。それで、昨年は年に二回くらいのつもりでそういう打ち合せ会をもつた
と記憶しておりますが、本年度におきましては、そのほかに県の土木事務所、工業用水等も入れまして、年に四回く
らい打ち合せをすれば、ますます連絡がとれるのじやないかという感覚を持っておりますので、そういうふうに運び
たいと考えております。

そういうことによつて、先ほどおっしゃられたように、舗装したあとをすぐ掘り返すと、下水をいけたらまた水道
をやるというような形がないように、十分心がけて計画を立てたいと、こう考えております。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） ごみ処理について、お答え申し上げます。

さほど改まつていいのじやないかといふことはございますが、ごみ及びし尿の集取、処理の体制につきましては
昨年十一月に南部清掃センターが稼動し、また、海洋投棄上の施設を、議会の協賛をえまして、もちろん海洋施設
につきましては、進入道路の大井ノ川橋の工事のために、五月の中旬から全面的にフルに使うようになりました。運

れておりますが、そのことによりまして、終末的な処理能力につきましては、格段の改善がされたと考えております
ただ、集取面におきましては、車両、人員とも一年年とひとつもふえていません。一方、ごみの排出量、し尿の排
出量は、ごみにつきましては、四割程度、し尿につきましては二割程度の増加の記録がござります。この増加に
対処いたしまして、車両、人員がふえてません。従いまして、終末処理のできた南部清掃センターでいえば、いまま
でかかつておつた人間をうわのりさせて、機動力を出して余力を出してやるという方法と、し尿につきましては、海洋
投棄上の待時間の少なくなつた夜の利用ということで、やべとカバーしてきておるのが現状でございます。従つて、
昨日も申し上げましたが、担当部といつたしましては、まだ不十分である。

その対策をいたしまして、さのうも申し上げましたが、ます車両の確保と、この機能の努力ということを続けてお
る状況でござります。

次に、不法投棄の問題でございますが、たしかに三滝川におけるあの河川堤防は、県の土木出張所の管轄でござ
りますが、これは、河川法によりまして土木出張所長が管理とります。ここにおいて、不法投棄されたものが、警察
が検挙いたします。これは、法令に基づくところで、当然の警察権の発動でございまして、これは当然のことである
と思います。

そのほかに、私自身が行動を起こした点につきましては、いま、現在、市では一年年の六月のころから、泊山の
公園の予定地の一部に捨て場を開設いたしました。この捨て場は、燃えるものは焼却場で燃やすというのが原則でござ
りますが、これは、河川法によりまして土木出張所長が管理とります。ここにおいて、不法投棄されたものが、もう一
つの大きな原因は、上砂の不燃物あるいは炉で燃やしてはいけない生産工場における油類あるいは油かす類の捨て場
がないということで、清掃オ一課のほうの指導で、生産工場のほうではだいたい七業者くらいの方がおられますが、

そいへほり場を指定するような仕組みをして不法投棄を防ぎ、また、危険を避けるような措置をしたのでございます。これに対しまして、市といたしましては、一昨年の経費で見ますと、埋め立て土砂、上土の土砂あるいは不法投棄を抑えるための鉄条網の施設、消毒といつたことで六十万円ほどかかるわけでございますが、その後、受け入れ態勢を、一昨年の多量物あるいは危険物の受け入れ態勢を泊山に開設いたしておるわけでございます。しておりますが、先般も自治会あるいは議員の方からもハエが多い、それから、不法投棄が多いということで御連絡がございましたして、課長その他私どもも数回あそこに不意にジープに乗つて出動いたしましたが、私自身も不法投棄を押えたことがあります。

それから、たしかに場所は指定しておりますが、ほりやすいところにはつていくというのが実態でございます。この不法投棄を抑えるためには、私は清掃や一課長に対し、臨時に巡回をせよということを命令いたしました。場合によりましては、夜の八時ごろまでやれということを命令いたしまして、不法投棄の監視ということには、私は強化をしていきたいというように考えております。

それで、次の問題につきましては、ただ、ここで苦情の実態を申し上げますと、清掃オ一課は二み、清掃オ二課はし尿でございますが、清掃オ一課につきましては、課長は末氷焼却場におります。当作業員は二十名程度で、あとは南部清掃センターにおると。それから、清掃オ二課につきましては、課長は泊山の事務所、作業員は全部そこにおるというふうに、はかの行政事務の課と違いまして、課長、課長補佐、いわゆる管理的な人間も現場におるということございます。

この制度は、一昨々年に突つたのでございますが、すいぶん広報あたしでは宣伝してございますが、いまだに清掃一課とか二課とかいうことが市民一般に徹底せず、一応、ごみ、し尿なら衛生だとどういとで、衛生課にすいぶん電

話もあり、苦情も持ち込まれ、新規申込みもあるわけでございますが、この点につきましては、一応、そのひと回報にも載せましたが、あまり効果がございませんが、一応、私といたしましては、衛生課の所管事項ではないけれども、そのひとと電話連絡をするなり、それから申込書も受け付けております。従つて、苦情があれば、だれがいつの何時にこうふう苦情があつたということを、直ちに衛生課の人間をして両課に通報するようにしております。

また、私自身へかかるでまいりますことが、月間数回ございますが、そのひと私は課長に連絡しております。たゞその場合、誤解があるといけませんから申し上げますが、衛生部長といたしましては、配車計画、収取計画は一応課長の処理といたしまして、總体計画は見ておりますが、その日にどこの地点でごみをとつてくれるから、とつてくれるという要請がありまして、私は、いつの場合でも即答いたしております。こういう苦情があつたから、できるのかでさぬのか、どうなつてゐるのか、できればこのところに電話がある、あるいは電話がないときには見に行つてくれというふうな指示を与えております。その結果は、大きなものにつきましては、私のところへ課長あるいは代理から連絡があるということと、苦情一般に対する私の考え方といたしましては、平常時における集取、苦情は、一応連絡はいたしますが、その場で責任もつていつ日取ります、といふようなことは、配車計画その他が責任もつませんので、いつもそういう返事をしとるわけでございます。私個人に関する限り明快な、引き受けたといふようなことはいつとつませんので、そういう態度につきまして、すぐ実行ができないということについて、御不満がある点は重ねますが、できぬ、あるいは不安定なことをかえつてよろしい、やりますといふようなことをつけてあとでできない場合のことを考へまして、私自身はそういう態度をとつております。

そういう態度でございますので、いま御質問にあつたように、議会を軽視しとるとか、どうよなことは考へておりません。また、それはあるべきはずがないのでございまして、そういうふうな自分の所掌しておる仕事の性質、内

容からそういう態度をとつておることを、御了承願いたいと思ひます。

次に、ばい煙規制法実施と条例の関係でございますが、いまおつしやられました条例ということは、法律のことだらうと思ひます。条例は、御承知のように市自体でつくつておる最高法規でございますが、現在、ばい煙等の規制に関する法律は、御承知のように五月一日をもつて四日市全域と楠町全域とをもつて指定地域になりました。

それから、きのう申し上げたと思ひますが、対象事業場は百十、事業場、施設数は二百五十というのが現況でございます。これが将来、改廃がありまして増減があると思ひますが、この法の執行は、県知事に責任がござります。従いまして、市といたしましては、それに側面援助、いわゆる法的に市長が、市が責任を負うことは、この法令ではないわけでございまして、県の要請によりまして、むじろそれを縁の下の力持ちで現場処理をするなり、あるいは通報連絡ということが建て前になつております。

従いまして、ばい煙の防止に関しましては、現在のいろいろオニ二次指定でございますが、市単独条例ということは、現在考えておりません。

それから、飯田さんが死んだという話が出ましたが、この点につきましては、私の記憶にございませんので、また公害対策課長から聞きまして、あとでどういう状況であったかお聞きして、状況によつて御判断申し上げたいと思ひます。

以上。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） オ五間の、税外負担の軽減についてのオ一項のPTAの負担軽減について、お答えいたします。

御指摘になりましたように、本年度の予算で需用費千三百万程度増額していただきました。これは、備品費の当然市が負担すべきもので、PTAが負担しておつたきりぎりのものを増額していただきましたので、各校に配分いたしますと、まあごくわずかというと失礼でございますが、わずかでございます。

従いまして、学校におきましては、PTAの経費を値上げするということにつきましては、これは抑えることがでさたと。なお、それによってできました余裕につきましては、それはPTA自体の経費に使っていただいておるという現状でございます。

〔消防長（竹内鉄雄君）登壇〕

○消防長（竹内鉄雄君） 消防分団の消防自動車の購入について、申し上げます。

消防分団の消防自動車の購入は、あらかじめ市が計画して、各分団に幾ら負担をせよというのじやございませんで元来、分団の消防自動車は市の施設でございますが、市が全額負担をして購入するのが、これが建て前でございますけれども、財政のつごうでその順位がなかなか回つてまいらない場合におきまして、地元の連合自治会長さん、消防分団の幹部の方々が、熱烈なる要望がありました場合には、従来の慣例に従いまして、地元が半額、市が半額という恰好で購入をいたしております。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君） オ六項の体育文化施設について、お答えいたします。

御承知のように、本市は公園、緑地もしくは体育文化施設等につきましては、まことに受け継いでいる遺産の少ない町でございます。

そこで、市といたしましては、なんとか手近かなところにいろいろ施設あるいは公園、緑地を求めたいと、かね

てから念願いたしております。さくわい南部丘陵地帯が国有地でございまして、約五十万坪ござります。これに目をつけまして、国と銳意交渉を重ねまして、先にこの土地について払い下げ申請をしている方々に、市の公共的なこういう施設をやるんであるから、ひとつ引き下りていただきたい、こういうお願ひをいたしました。大方の御了承をえこれに対しまして坪当たり四百円のお札金を出すことについてさえ、議会の御了承をえてこの事業と取り組んでいるわけでござります。

ところで、この事業は、都市計画全般の公園、緑地計画がなされ、さらに事業計画が建設省の承認をえて、初めて大蔵省のほうに申請ができるという手順をふまなければなりません。私どもいたしましては、いろいろと早くやるよう苦心はいたしておりますが、県を通じ國にもつていくわけでございまして、それぞの段階、相手のあることで思うようになります。まことに延引していふこと、申しわけないわけでござります。市みずからが出した金額もすでに一億円になんなんとするわけでござります。これを私どもは一日も早く効率的に利用するわけでございまして、せひともやれることからやつてしまいたい、こういう覚悟でおりますので、この点、御了承いただきたいと思います。

それから、諸金鉢審議会についてのお尋ねでござりますが、これは決して「知らしむべからず」という考え方でなくて、逆に一般の有識の方々の衆知をいただきまして、皆さんのお考へが契約されるところを、私どもは採択させていただきたい。

たとえば、今日、体育館一つつくりましても、三億を下らない金がいるわけでござります。各方面でこういう金館を、こういう会館を、それぞれ希望は持つておられます。財政的な実力がこれに伴えば、問題はないのでござります何をいつても、埠近なことばでいう財布と相談をしていかなきやならぬ。従つて、むだなく最も効率的なものを考え

ていただきたい。これには衆知を集めるよりしようがない。その集約されたところをわれわれは考え方としていただきたい

「うしろ越百からでさして」いるわけでござります。

オ一回の会合、そのときにいろいろと議論されました。これは、市からつくれた計画を提示せられて、そうしてそれをしんにして市長に答申するものであるかどうか。さらに一方、審議会みずからが調査、研究し、先進地を視察し、案を立てて、独自の案を市民に答申するものであるが、性格はいすれだとどうよろ、非常に活発な議論もやつていただきました。そののちも会長、副会長さんがそれをお集まりいただきまして、御検討いただいておる由でござります。

「私ども、機構改革、さらに入事異動等によりまして、これのオ二回、オ三回の会合が遅れておりますが、今月中にこれについての審議会を開く予定でございまして、それによりまして、さらに先進地の状況等も調査いただくことになつておるわけでございまして、これにつきましても使う金を最も効率的にやるのにはどうしたらいいかという悩みがござります。そういう意味で、もちろん衆知を集めて、そして私どもの参考にし、お教えをいただきたい、こういう趣旨でつくられている審議会でござります。その点、御了承いただきたいと思います。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 いろいろとありがとうございました。

最初の災害対策についてでございますが、これも一つ、このさい二度のむだ足を踏んだわけでございましたが、このさいに、理事者側としては全力を尽してその災害の起つた場合の救助をお願いしたいと思います。

そのときに、とくに申し上げたいことは、各課において、各部において責任のなすりあいをするということです。いずれの災害の場合でも、それはわれの管轄じやないといって、責任のなすりあいが始まる。新潟のときもそうであ

ります。新潟の知事のいとまは、一時に震災が起つても、地震が起つても、おくびにもなんらの手を打たなかつた。知事さえもそういうことでござりますので、どうか市の当局においてもそれを他山の石とされて、災害が起つた場合には、早急な手を打つていただくようにお願いをいたします。

し尿問題については、最後に申し上げますが、だいたい三番目の公害対策についても、いろいろ重複いたしますので了といたします。

四番目の道路等は、ひとつ税金の浪费ということを考え、慎重にことをかまえていただきたい。自分の金であるようなつもりで、市の方はひとつ最大の努力を払つていただきたいと思います。

いつもでございますが、やさしくいっておつたときは、少しも行なわれない。強く少しいわなければやらない、そういうことのないように大いにがんばつていただきたいと思います。

税外負担も、だいたい了承ではありますんが、増額に対する最大の努力をお願いいたします。

体育文化施設については、抽象的でございましたが、伊勢市にできて津市にできておるのに、早くから叫んでおつた四日市市ができない。いろいろお話を聞けばもつともだという点もありますが、もつともだというような話し方をするほうにも、ひとつ責任をもつていただきたいと、こういうわけでござります。

最後に、先ほど衛生部長からの御回答でございますが、三滝川へはつて罰金をとられるのは当然なんだという、そういう返事の仕方は私はどうかと思います。それなら、その三滝川へごみはらしたのはだれかという、その責任をとつていただきたい。

あれは県の所管、県の土木出張所の管理だから、おれに責任はないというような態度をいまとられたけれども、その三滝川へはらしたそのもとはだれなのか。三重県の県民であつて、四日市の市民ではないのか。

かようど衛生部長のことばをもつてすれば、あれは三重県の県民で、四日市の市民ではないというような、そういうことばにも受け取れます。ごみをはらしたら、処理の怠慢というものをせめないで、そうしてその不法投棄を監視するとか、その不法投棄を、その人がなぜ不法投棄をしなければならないかという、その前の問題をひとつ解決するのが政治ではないかと思うわけでござります。衛生部長の態度は了承できないわけでございますが、もしそういう態度を改めなければ、私ども覚悟をもつておりますから、その点、返答を願いたいわけです。

もう一度申し上げます。衛生部長の答へは、さのうから引き続いて非常に的にはずれが多い、その的にはずれが多いことを、私はいきどおりますけれども、そのほうにいきどおりに火をそいでくれたのがいまの返事です。土木出張所の道路管理課で、おれの責任でないという態度。それでは、その三滝川にはつたのはだれなのか、四日市の市民ではありますんか。その四日市の市民に対して、衛生部長がごみの処理を早くやらないからそういうところにはつたのであつて、衛生部長は、いま自分の責任でないようないまことばをいわれたけれども、そして、四日市の市民が警察から罰金をとられるのは当然なんだというようなことを、またはつきりいわれた。そして、係を使って不法投棄を監視しておる。自分自身が菜っぱ服を着て、背広の洋服をぬいで市内をかけ回つたことがあるかないかということを、私は聞いただしたいのです。いすにすわつて背広を着て、そのような態度でどうして市民の声が聞けるか。いまの態度を改めていただきたいと思います。もし改めていただけなければ、こちらも一つの手段を取りたいと思います。その御返答を願いたい。

それから、最後に申し上げることは、あれやこれやを繰り合せてみますと、非常に市議会に対する理事者側の態度が、ある一部の人ではありますようけれども、軽く見すぎていたということを痛感するのであります。総務課長にしても衛生部長にしても、ことばはでいねいでござりますけれども、その行政責任を市長ほどのように感じておられる

か、これも市長にお尋ねしたいわけです。一つことが間違えば辞職すればいい。それでおれは責任のがれるのだといふ態度で市政をやつてもらつたんでは、もう二十世紀や二十一世紀の政治ではない。あくまで責任もつてやるのが現在の政治です。十七世紀、十八世紀の政治ならざ知らず、辞職すれば責任がないような態度でもつてやつていただきたくない、そのように私は思います。

一たび災害が起これば責任のなすりあいをして、そうして、対策はありますけれども、その対策は全く机上の空論であつて、少しも役に立たない。役に立つても、あまり市民に対して、県民に対してピンとこないような対策、それが現在の新潟の地震の例ということを私は聞いております。

どうか、四日市を愛するために、私は四日市の市民のために、そのようなことがないようにお願いするわけです。それから、そういうようなことを綴り合せてみたときに、市長から出されたところのメリノールの学園に対する寄付金問題にしても、国際的信義という一つの金科玉条を掲げて、大義明分を掲げて、市議会が承認しなければおれの責任ではない。市議会が承認しないからそんなことは知らないという、そういうような態度、あるいはカトリックの精薄児の問題にしても急ぐから早くきめろ、あるいは県庁の寄付金問題にしても、そのようにしてきのう訓勧議員のいわれたように秘密主義が多分にあるじやないかということをかねがね私は感じとつたわけでござります。それほどに議会を軽視するような態度が出る。その議会を軽視した態度が、私は衛生部長によつていまそらいうようにいわれた、あるいはきのうの川崎収入役によつていわれたんじやないか。口ではどんなにうまいこといつても、その態度において、日々のすることにおいて、明らかにそのようだとられても仕方がないと思うわけです。

衛生部長に対して再度申し上げます。不法投棄をさせる責任をなぜとらないか。不法投棄をさせるまでにいたつた衛生部長の責任を、私は聞いただしたい。どうか、衛生部長のはつきりした御返答を願い上げます。その返答をもつ

て私も覺悟をしあります。

御返答をお願いします。

○議長（錦安吉君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時三分休憩

午前十一時十七分再開

○議長（錦安吉君） 休憩前に引き続ぎまして、会議を開きます。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） お答えを申し上げます。

だいぶ誤解があるようでござりますので、ある程度、事実問題を織りませて御説明申し上げたいと思います。

まず、私が土木出張所管轄の三滝川堤防にごみをはつて処罰されたことはあたりまえで、おれには責任がないんだといふようなことにとられたようございますが、私の答弁の趣旨といたしましては、三滝川に限らず、一つの事例として三滝川をあげたのでございますが、不法投棄についての三滝川の事例と、それから警察のとつた行動と、それから現在、市が昨年の六月からとりつづあります集積場の状態を説明申し上げたんでございまして、もちろん衛生部長といたしましては、与えられた六十有余の車両、それから二百余名の職員の総括責任をもつて、し尿処理、ごみの集取の責任がござりますので、責任はあると申し上げておきます。

それから、なお、私が先ほど申し上げましたように、現在では非常に無理をしどる。この改善策についても、改善を推進すべき責任があるということを申し上げておきます。

ただ、いいやどういうような前提をもちまして御説明を申し上げたので、誤解のないようにしていただきたい。

それで、いま私、ちよつと判断に苦しんだのですが、県民、市民といふことばが出ましたが、私がオ一清掃課長から連絡がありました事項は、先ほど事例にあげましたような、過般に鈴鹿の業者の方があそこへもつてきておられたそれで警察へあけられたということを、私はオ一清掃課長から報告を受けています。そういうことで、市民、県民とこうことで、その事例であれば私は知っています。

それから、酒井謙四の質問の要点は、おそらく私の理解するところでは、そういう不法投棄をやらすのはお前の責任である、というふうなことであるうと思います。それがいちばんポイントであろうと思ひます。それにつきましては、先ほど申し上げましたように、現段階は、衛生部長といたしましては、与えられた器材、与えられた人員で最高の能力を発揮するように、さらに努力し改善をいたしていきたい。

で、家庭ごみの集取については、集取日の短縮に努力をいたしたい。ただ、いま考えておりますことは、事業場その他から出るごみをどういうふうに処理するか。これは日数にしてだいたい五十トンくらいでござりますので、どういうふうにするかということは、清掃課長と、オ一課長といろいろ相談でござりますので、家庭ごみ及びそういう事業場のごみについての分類のことを策定中だということを付記して、お答え申し上げておきます。

〔酒井謙一君登壇〕

○酒井謙一君 まことに時間をかけて申しわけありませんが、いまの衛生部長の御返答によつて誤解のあるように思われましたけれども、誤解をしてるというよりも、不法投棄をさせない監視をすると、そういうことなれば、なぜ不法投棄をさせないようごみの処理をしてやってくれないか。一々当たつてみますと、三滝川にごみをほつたので警察から罰金をとられた、というような新聞の記事を見て、三滝川へいままではほつた人が、実は困つておるわけじやなかろうかと想つのであります。

市民に対して、どのようにそのことを現在考へていられるか、市長の御答弁をお願いします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たゞくん市民の方々に御迷惑をかけて、恐縮に存じておる次第でござりますが、仰せのとおりごみの問題につきましては、実に難波をいたしております。と申しますのは、場所がらによりましていろいろ所管も異にいたしておりますし、また、毎日々々これを採集いたしまして、これを焼却いたしておるのだけれども、どうも市の伸びと焼却の速度とが必ずしも一致しませんので、最近は南部のほうにりつぱな焼却場をもちましたのだけれども、現在の三滝川におさます焼却場のときは、もうすでに使い古しております。早くいえば老朽なものでござります。で、これも新しい将来に新しいとおとりかえ願わなきやならぬ。さらにまた、北部のほうにおもまじで、これと同じような問題が起こつております。

毎日、集荷をさしてしまだしておるのでござりますが、御承知のとおり自動車の数もふやしまして、能率の上るようになっておるでござりますけれども、それ以上にごみも出てまじりまして、そこでもあなんどござりますか、お互

いに都市訓練ということがうまくいつておりませんのですから、こみは皆持つていて焼くのが当然じやないかと
いうふうにお考えになつていらつしやる向きもありのようだといさいます、こみにもいろいろ種類がございまして
あの集荷しておる自動車を御覽になるとわかりますように、なんでも自分といつていらぬものがきたものは皆こみ
だと、こういうふうに御解釈になつておりますが、都市のこみというものは、そういう性格のものではございません
しかし、いまだ日本全体から申しましても、四日市から申しましても、なんといいますか、過渡時代でございま
すので、いろいろの混乱が起つておるのでございますが、思うように集荷ができないと、もう仕方がないから、
そこらへ捨てる。そこらへ捨てますと、そいつをこんどは自動車に積み上げてもつていかなきやならぬので、三倍
も五倍も手数がかかる。ですから、何かの器物に入れておいていただきたいということを、もう実は口を酢くして申
し上げ、いろいろの機関を通じてお願いを申し上げておるのでござりますけれども、なかなかそのとおりにしていた
だくことも困難でございまして、ほとほとその間の、なんと申しますか、ギャップにつきましては、まいつておるよ
うな次第でござります。これは、もう実情でござります。

そこへもつてきて、だれかが一人ごみを捨てる。そこへまたごみを捨てるというと、一つのそれがごみ捨て場のよ
うなふうになつておる場所が四日市の至るところにある。これも、焼却炉の完成してまいりますときには、一気に
ひとつ解決していかなきやならぬと思つておるのでございますが、とくにこの三滝川などにおぼりになる場合には、
これは、まあ市の衛生上からいしましても非常に悪らございますので、市の理事者といたしましては、ほつていただ
かぬようにするということが本筋でござります。その次には、そういうことをできるだけ皆さんにも避けて、御協力
を頼うということ。それから、とくに不法的に、ここに捨ててもらつては困るという立札がしてあります。立札
を頼うということ。それから、とくに不法的に、ここに捨ててもらつては困るという立札がしてあります。

はひとつぬいてしまつたのは、どうとるうちだやる。それだから、よがの口は番をしますが、そろは番が続かぬ
ものですから、帰つてくる。帰つてくると、はやちやんとあぐる日にはそこにたまつとる。實にいたちでござ
いますですが、しかばとつて、市の理事者のほうに、これを法規的に処罰するということが、なかなか困難な問
題でござります。御承知のとおりでござります。

で、今日の事態といたしましては、投棄的に考えられまするような場所につきましては、警察のほうにもお願いを
申し上げて、御協力頼つておるのでござります。で、警察のほうでもすいぶんごめんどうをみとつていただきのです
が、どうも仕事が徹底しないといつて非常に御迷惑をかける。

かように申し上げますと、市民はこの問題をどう解決するのか、と仰せられるだらうと思ひますが、やはりこの問
題につきましては、官民一致してこの態勢をなくしていくことに、お互に協力し合うといつとをひとつお願
願い申し上げたいと同時に、設備につきましては、都市の態勢を整えていくために、中央部の一ヵ所を、できる限り
新しく改造していく。あるいは場所を一つかえてしまつ。北部のほうにおきましては、川越、朝日、それから遠くは蕨
野町も協力して、そして共同の処理場を持つとうじやないかといつような、いま下相談がもち上つております。これは
だれいとなく、そもそもしなきや仕方がないからやろうじやないかといつ考えがわいてきておるようないつござ
いまして、この塵芥の処理につきましても、そういうような場面にこぎつけていきたいと、こう思つているような次
オでござりますが、ただいまお叱りを受けましたと思うのでござりますが、関係の者がこの問題について責任を、い
ろいろの方面からだてにして思つように動かない、一生懸命にやらないのじやないかといつような御意向のようにも
承りますが、御承知のとおり一生懸命にはやみをしたいだつておるつもりでござりますが、ややともいたします

と、御気分におさわりするようなことを申し上げたかもしませんが、しかし、各自とも熱心に働いておつてくれることは事実でございます。決して高上りをしとる市の方はおらなど、私はこう確信いたして、皆様の御支持をいただいておるという存じます。しかし、なお、われわれはいくら市民に尽しましても尽し切れぬ義務を持つておるのであります。ですから、最善の上にも最善を尽し、また、皆様方の御要請になることを、たとえ一つでも多く果すという熱意に燃えまして、日常業務に服させていただくことは、これは当然でございますので、私も十分注意をいたすつもりであります。同時にまたあまりに過酷に申しましてもいかがかというような点も出でますことは時間外の勤務がなかなか多うございまして、それらの点も、ある意味からいいますと相当な限度にきておるのじやないかと思います。

しかば、そういうような方面を補うために、どんどん人を採用したらどうだと仰せられるかもしませんが、御承知のとおり人件費については、相当な市財政に対するウエイトを持っていますので、できる限りこれは自制をしていきません」と、いかないことだらうと思います。

かたがたいたしまして、御不満の皆さんにあられることにつきましては、われわれはそれを解消すべく、経費の点におきましてもできるだけむだを省いて、そうしてたくみな処理をいたしていきたいと思いますが、現在、各都市でも手に負えぬ、やむをえないときには一ヵ所へ持つていただきまして、そしてまあ駄なんかが発生することは、薬品でしたりあるいは焼いたり、いろいろのことをやつているのですが、万やむをえざるときにはそういうことも、今日まではやつてきたのです。ある場所を借り受けまして、埋め立てをさしていただきというようなこともやつてきたのですが、あまりに原始的なことござりますので、そういうことはなるだけ避けて、そして、塵芥の処理をする正道に移していくうまい歩みをとらうでございますので、繰り返すよう

であります。順を追いましてこの問題を解決させていただきたい。

それから、河川の両側あたりにござりまするいろいろの発生するものでござりますが、この問題につきましては、なかなかむずかしいございまして、われわれは決して所管にのがれようといたしておりませんけれども、やはり手続き上、どうしても河川は河川との間の御交渉を求める。たとえば、この前の中央道路にいたしましても、やはりある意味におきましては管轄を異にいたしておりますので、野放しでおれの勝手にやるというわけにはいきません。役所というものには、御承知のとおりやはり一つの規制がござります。むかしのとばで繩張りがござりますので、それぞれ了解をえましてやつていく。了解をうるのには経費がかかる。こゝわや出しが向うは出さぬ。こゝにられると手も足も出ない。それなれば仕方がないから市で負担しますといつてやらなきやならぬような場合も生じてまいりまして、なかなか複雑多岐でござります。

私もひまがあれば市内をよく回るんだいますが、いたるところに仰せられるような場面ばかりでございまして、すいぶん頭を痛めておるような次第でござりまするから、このせん、さらにひとつ想を練りまして、なんとか臨時処置法を講ずるかなんかいたしまして、同時に、皆様方にも御協力をしていただけるような方式を編み出していただきまして、早に理事者ばかりでなく、議会の各位におかれましても御協力をいただいて、りっぱな運営にもつていきたいと存じております。

それから、この問題からよるとそれますが、御参考までに申し上げておきたいと思います。

それは、山田にしてもどにしてもすいぶんりっぱな運動施設ができるじゃないか。四日市はあなんにもできないし、これじやあんまりさみしい、張り合ひがないと、こういう仰せでござりますが、御承知のとおり南部の丘陵地帯のうち二十五万坪は払い下げてもよろしいし、貸し下げを受けてもよろしいからということで、御了解をえており、

ます。これは、国有財産の払い下げに関する地方の委員会がございました。前回のときにも、この次には四日市の公園、緑地のための二十五万坪を提案するから、あらかじめ御了承願つて、これに全みを持たしていただきたいということを、大蔵当局から申されまして、異議がないという御内諾をえておりますので、この次にはおそらくなんらかの格好で御許可になると思います。

これに対する計画といふものは、すでにできあがつておりますので、議員さん方の中で、これはちょっと見ておきたいとお思いになる方がございましたら、どうぞ、係の者によく説明を平素お聞き取りになつていただきて、ははあ、この計画はいかがなつておられるのかといふようなことを、御了承願いたい。これは一応も二応も御説明申し上げておるのでござりますが、御旅行になつておりましたり、そのときに御欠席になつておりますと、ついお見のがしになりますので、御関心がおありにならぬといふこともおありであろうかと思ひますので、どうか、御遠慮なく御覧願つて、ははあ、こういう計画をもつて進もうとしておるのであるな、予算はこれくらい、何年間くらいにこれを完成しようかという考え方を持つておるということを、お調べおき願いたいと思います。

それにつきまして、四日市の側は、県のほうの考え方といつたしましては、ブールを一つもつていただきたい。将来の団体にならぬためには、四日市はひとつブールで辛抱してくれないか。われわれは、少々経費がいつてもいいから、団体の基本線のグラウンドは四日市へもつてきてしまひ。つごうによつたら四日市は相当な負担をしましてもよろしいといつておりますが、これは、県全体の政策からながめて、うんとはいつてくれません。いま四日市にやらきなきやならないなど県が考えておりることは、ブールでござります。これは正式なブールでございまして、最初は三千万円ほどの補助を出そうといつておりましたのを、いろいろ学校のときの、これからが思つたよりか多く金を出させられましたので、その身代りとしまして、さらに一千万円を追加いたしました。四千万円だけひとつ四日市に出そ、だか

ら、これが三分の一ぐらいに該当するような設備をこしらえてほし。これは、県の希望は、県営が御希望でございますが、四日市は、もう前から市営のほうがさつぱつとしてよろしいからといふことを申し上げておつたもんですから、これは市営ブール。そして、規格にのつたりつばなもの、それに対して四千萬円の補助を県が与える、こういうことになつておりますので、この一選はになうことになつておるのでござります。

また、テニスコートその他のことにつきましても、いろいろいま御交渉がございますが、これは、県全体のつり合いといふようなことじござりますので、あまり無茶もいえませんから、よく御相談を申し上げていただきたいと、こう思つておるような次方でござります。決して等閑に付しておるわけではないませんし、また、市自体といつてしまつて、南部開発の二十五万坪に対する開発計画をもつておることも思ひ起こしていただきたいと思います。財政とにらみ合せまして、皆さんの熱烈な御協賛をえて善処いたしたいと思います。

なか、最後に申し上げたことは、理事者の中で懸念その他につきまして御不満の点がおありかもしませんが、しかし、どれもこれも一生懸命にやつとつてもらいますことは事実でござります。

また、いろいろの御批判あるいは御注意をいただくこともよろしいが、理事者にはやはり理事者の立場がございまして、われわれといつたしましては十分みずから規制をいたしますと同時に、この規制の範囲をこえまして、お互に論議がすぎますというと、片方で萎縮するというような現象ができまじりますというと、伸び伸びした市政がやがりにくくなるんじやないか。この点につきましては、とくに人事の問題につきましては、市長もおる」とござりますので、市長によく御意図のほどをお聞かせ願つて、皆様の御意図のあるところは、市長からもよく話をし、同時にわれわれの考えておりますことも、議長あるいは名委員会の方々を通じてよくお願いを申し上げ、そうして、市の立場はこういうふうでありますということを申し上げて、御理解をいただきつゝ、やはり私は、政治の要諦は和をもつ

て尊しといたしたいのであります。人のおのの欠点のないものはないません。従いまして、お互に規制を加えつて、田浦なる市政の運行、議会の方の御性能を御発揮願いまして、市民の方におこたえ申していただきことが、最も望ましいことでないかと存じますので、いくら時代はかわりましても、やはりその点におきましては、ゆるぎないことだらうと信じますので、お互いにひとつ十分戒心を加えまして、努力をさしていただきたいと、こう考えておるような次第でございますので、議会におかせられましても、この理事者どもの考え方につきまして、十分御理解をいただきまして、この上ともいろいろな点におきまして、市理事者を御支持いたくようにお願い申し上げたいと存じます。

○議長（錦安吉君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後一時二十四分再会

○議長（錦安吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒井議員。

「酒井昌一君登壇」

○酒井昌一君 時間をいただきましたので、再度、御質問をいたしたいと思います。
まず、災害対策についてであります。ともすると、その結果において責任のなすり合ひをする、そういうことはどれほど責任をなすり合ひしてもらひても、困るのは結論は市民であつて、市長においては、そういうこともないといふことを、ひとつお明願いたいわけです。

二番目には、し尿、ごみ問題は、衛生部長を責めたような格好になりましたけれども、要は、市長において十二分に予算を計上してやつていただけるかどうか。そうして、十二分に予算をあげて、十二分に働いてもらつて、不法投棄のないような、そういう市政を行なつていただきたい。それに対して、市長はどのようにお考えであるか。
三番目に、公害対策についてであります。昨日からの公害対策に対する市長及び理事者側の御返事は、非常に消極的な態度をとられておると、私はそのように見受けられたわけであります。ところが、現実に市民の人々は困つてゐるわけであつて、一秒の休みもなく公害の問題は、市民の方々に対して容赦なく押しかけてくる状況でござります。であるがために、市民は条例をつくるとかいうような方法で、もとと積極的にこの公害を受けつゝある人の中に飛び込んで、公害に対する情熱を燃やして、真心をもつてそれを処理していただけるかどうか、市長の御真意を伺いたいのであります。

以上。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 公害問題につきまして、市長は積極的に身を挺してこの問題に当たれ、こういう御意見のように耳聴いたしましたのですが、もちろんそのつもりでやらさしていただきておるのでございますが、今日までなかなか思うように成果が上がつておりません。各地区におきまして、それぞれのさびしい御要請がござりますので、これに対しましてはむとより一生懸命にやらさしていただきつております。

ただいま問題になつておる諸点のうち、最も身近かなことからやつていかなきやならぬのやございますが、同時に会社にお願いをいたしましたが、化学処理をなさる上において、できる限り現在トラブルになつておりますものを、これを除去していただく方法についてお願いをしてきたのやうなことです。さじかい、会社のほうにおかれましても、

会社ともそれぞれのお立場からいろいろ御研究を願い、最近にいたりましては、とくにこの亜硫酸ガスの系統のものに対する、一つのなんと申しますか、メドがつきかけてきた。この前も申し上げましたように、これを実行の上に移していくただく」とが必要でござります。これが本省との関係でございますが、問題がいまのところ東京にござります

従いまして、市長もこれの一翼をないまして、先般、関係官庁へまいりまして、われわれは日々苦しんでおるのだから、もちろんこういうような除去できるような方法に会社が努力をして、そうして、やろうとこうことであればこれは国策の上からいうてもまことに当をえたことである。だから、直ちにこれを取り上げるべきであると、こう由しておるのでござりますけれども、われわれは、日の前に迫った公害のところから話を進めておるのであります。各省におかれましてはそれぞれのお立場がありまして、やはりそういうことをやるために、他に非常な大きな影響を与える。それが、ちょとやそとの影響じやなくて、ほとんど革命的な、致命的な影響を与えてしまつというようないじやいりますので、各企業間の調整をとる必要があるといったしまして、しばらくの間、その調整期間を待つてほしく、こうこう御意向でござります。

これは、御本省関係のお立場からいえば「ともでございますが、われわれ日常そのことに苦しんでおり、また会社におかれても非常に御心配になって、この問題に熱心に取り組んでいたいた結果、ようやくメドがついてきてそしてこれに踏み切ろうという勇猛心を起していただいたのでござりますから、私といたしましては、担当の御当局に向ひて、いましやにむにかぶりついておるわけでござります。やがて皆様にも御報告を申し上げて、御協力を願う時期がくると思いますが、やはりものには順序がござりますので、あまり短兵急にこちらのことばかり申しましても、かえつてそれのために他の反動が多くて目的を達せられないということでは、なんにもならぬだらうと考えまして、しばらく時間をいただきたいと、こう思つておるのでござりますが、ちょいちょい新聞でもほのかに散見せられ

ておることでござりますが、こういうような問題が回帰してまいりますと、やや明るみを取り戻すことができるのではないかと、こう思つております。

また、ただいま仰せられるような、市長は率先してやるべきだとこうことになりますと、いまのところとしましては、これに対する直接の監督官庁としましては、県が相当の場所でござりますので、どういたしましても、県との間に少しきびしい折衝をもたなければならぬと思しますでござりますが、地区地区の方々の御要請もござりますので、できる限りそういう方面で、県の方々のいとその、ひとつ進展をしていただけるようにお願いを申し上げるつもりでありますから、どうぞ御了承願いたいと思います。

それから、かねがね各都市におさましても、それぞれ条例をもつておるところがございますが、これは政令都市とか特別都市とかいうようなものでござりますと、非常にやりようございますが、われわれのように監督を受けておる都市では、直接の行動ができません。従いまして、お二義的になる場合が多いと存じまするが、この問題につきましても、近く御相談を申し上げて、なんらかの条例の運びに進めていきたいということで、御審議をわづらわしたいと心組みにはなつておる次第でござります。

さういふ、いろいろの法律がでさでまいりましたので、そういうものを一つの足がかりといたしまして、四日市独自の立場からやれるだけのことはやりたいなど、いろいろふうに考えておるような次第でござりますので、どうぞひとつ御協力をお願いたしたいと思います。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 こつまでたいたいがありませんので、どうか市長の積極的行動をお願いする次第でございます。不法投棄に関しましても、不法投棄をさせないようなひとつ政治をやっていただきたいと思います。

災害にしても、災害の起る前に、地震というのは別でございますが、火事であっても、火事が起つてから云々するのではなくして、火事の起らないような政治、ちようどんでからうみだけを取つて、それをたたないと、そういうことでなくして、うまいような政治、これをひとつお願ひしたいわけでござります。

精薄児にしても、なぜ精薄児ができるのかということを、研究をひとつ市長はお願ひしたいと思います。私どもはそれを知つて市長に申し上げておるわけでございますが、市長はそれを聞こうともしない。これでは大政治家とは申せないと思います。どうか、市長は大衆の中に飛び込んで、大衆の叫び声をひとつ肌で感じていただきたいことを要望する次第であります。市長は、私に「和をもつて尊しとなす」ということはを先ほどいたしましたけれども、私は市長に「大衆は愚にして賢なり」ということわざを呈して、私の質問を終ります。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（錦安吉吉） 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 私は、三つか四つの項目に分け、先ほど酒井議員が代表質問いたしましたそれに関連して、質問したいと思います。

まず、オ三番目に掲げました公害の問題についてであります、いろいろとこまかいところまで教えていただいてほぼ納得ができたように思いますが、まだ五点ばかりこれについてお伺いをいたすわけでござります。

まずオ一に、現在の四日市といしましては、この公害問題というものは、非常に敏感になつております。このことについていろいろ調査もし研究もされておるわけでありますから、この点を、市民の方々に広報というものに載せて報告すべきであると、このように考えておるわけでありますが、市のほうはどのようにお考えになるか、この点をまずやー点としてお伺いいたします。

次に、ばい煙の規制の法律ができまして、私たちも喜んでおりますけれども、とくに火力においても、あるいは万古業者においても、現在、石炭などをたいてやつておるわけであります、これが重油に切りかえるとなると、この重油のたいたそのことが、亜硫酸ガスとなつて、さらに市民に対しひどいことにならぬではないか、このように心配するわけであります。

聞くところによりますと、コツベルという防塵装置があるそうでありますが、その装置が、石炭をたいておつても必ずその装置によつてばい塵などがなくなると、そのように聞いております。こういふような点についても、いろいろ検討なされた上で防止の法律ができたと思いますが、できるならば重油によつて亜硫酸ガスを生じ、さらに硫化物が私たちの生活の中に、家庭の中にくさい現象として起きているわけでありますから、できる限り現在の装置からコツベルという防塵装置をして、そうして公害問題の処理に当たつていただきたい、このように考えるわけであります、が、この点についてはどうお考えか、お伺いいたします。

オ三点については、きょうも朝からいのよに愚見あるいは煙によつて、市がこのように悩んでおります。この大気汚染によつて、いろいろときのうからの問題についてもお答えをいただいたわけであります、この四日市の特殊な気象条件に基づいて、どうしても四日市に気象の観測所を設けるべきである、このように考えるわけであります。聞くところによりますと、龜山に気象台があるそうであります、それに勤めている方で、現在、龜山においてはあまり用はなしていないうようなことも聞いております。新しく設けることが不可能であれば、龜山のその観測所を四日市にもつてさたらどうか、このようなことを市長から政府に、関係の各省に交渉していただけるものかどうか。

また、どうしても設置が必要であると、このように考えるわけでありますが、その点についてどうお考えか、お伺

いいたします。

それから、さいわいにして、わが四日市においてもばい煙の規制の法律ができまして、その後、装置の設置までに約二ヵ年間の間があると、このようにいわれております。きのうからいろいろの方が質問されておりますように、いま現実として公害によって苦しんでいるわけでございます。この長い二年間というのを、待つわけにはいかないわけであります。私たちの健康な体であっても、くさいところへ行けばいろいろな現象が起きてきます。

さらに病気の方々においては、なおさらつらいことであろうと、このように思うわけであります。現在、防止の法律がでて、市長も安心したかのような感が見受けられます。このような油断をしては相ならぬと、このように考へるわけであります。まだ、工事の内容はちよつとわかつておりませんけれども、市民のこの苦しみを実際肌身で感じておるのであれば、この期間もまだ短縮できる交渉ができるんじやないかと、このように考へるわけであります。

オ五点、先ほども酒井議員が質問したのであります、

才五点 先ほども酒井副長が質問したのでありますか 退席がたいへん多く質問いたしました
学校の騒音であります。昨年からいろいろと承わっております。騒音がだいたい四十ボンまではややたえられ
るけれども、それ以上のボンになると、なかなかたえられない。必ず故障が起きてくる、体にも変化をきたしてく
ると、このように承っております。昨年も衛生部長は、納屋の小学校あるいは浜田の小学校、三浜小学校等におい
ての騒音の調査がなされました。その報告によりますと、どうしても防音の装置をしなければならないよう、承わっ
ておりますが、その後もどのようにして具体化し、防音の装置を考えていらっしゃるか、その点についてお答え願い
たいと思います。

次に、前三点、いろいろ議論において市道が認定されております。市民にいたしましては、その市道に認定されたということは、非常に喜んでおります。この喜びということは、必ずや舗装をしてくれるであろうと、このような希望を持っております。

しかしながら、先ほども申しましたように、予算が少ないために、いろいろこのような市民に対する期待もまげてそうして舗装あるいは適切な処理もできない現状であって、現在、市民にある程度の不安が起ころります。この点について、どうか一日も早く舗装してほしいというように、市民は首を長くして待つておられます。この点についてどのように、また、いつからこの市道の認定したところに舗装ができるか、という考えがあります。市長にこれのお答えを願いたい、このように思います。

次に、質問通告の方五点。税外負担の問題であります。PTAに対しても千三百万円の軽減ということについて、予算化されたわけであります。さきほども酒井議員が質問されましたように、過渡的にはち「ともこの影響がない」というようなことでは、市民に対するの真心も通じていかないのではないかと、このように思うわけであります。あるところに対しても補助金を惜しみなく渡して、どうしても必要であり、しかもわがかわいい子供が勉学するためにはやされる費用というものを、税外負担として堂々ととらしておるというようなことではいけないのではないかと。市長は、このようなことを見て、だまつておるわけにいかないであろうと、このように考えるわけであります。この、現在、約五千万円に上るPTA費と称されているものが徴収されているよう思われますが、この点については、少なくとも来年度の予算までには全廃にすべきであると、このように思いますが、この点について市長はどのようにお考えか、お尋ねいたしたい。

次に、オ二点。先ほども消防署のほうからお話をありました。地元の自主的によつてこの負担をするのであると、このようなお話をございましたが、その四カ町にわたるところの地元の方々が、どのようにして金を徴収なさつたらつしやるのか、そのことをお調べになつておるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

地元の人々においては、あるいは西田あるいは五百円と、いのよにもいわれておりますし、あるいは月賦払いと

かそのように、しかも地元の幹部のほうからは、お前ところは月賦でこれくらいのものが出せないのかと、そのような半強制的なことをいわれて、そうして、しぶしぶ出しているところもあるそうであります。そういう点についても、当然市を守るべき消防署でありますので、どうか、これも予算化されて、市の金によって消防車を買つべきであると、このように考え、消防車の購入の地元負担金を全廃すべきである、このように思うわけであります。この点について、市長はどう考えられ、どういう処置を講じられるか、お答え願いたいと思います。

通告の方六点。いろいろと市民からも、あるいは担当の方々から詳しく述べたわけありますが、想像もしなかつた伊勢に、県から補助を受けて総合グラウンドができる。また、津においても体育館ができると、このように聞いております。

先ほども酒井議員が質問されましたように、どう考へても四日市と県との間にこゝ何かおかしな構があるのでないかと、このようにも考へられます。いろいろと理事者のほうも努力されておるといふことはわかつておりますが、この何ものかがあるといふに感するわけであります。当然、二十二万の市長であれば、そのようなこともほほわかつておるのではないか、このように考へます。その点について、どういう考へをも、今回の総合体育グラウンドとあるいは体育館とか、そういうものが、想像もしなかつた伊勢とか津に建てられたのかどうか、この点についてお伺いいたします。

次に、ヤ二点においては、文化会館とかそういうものであります。青少年の協議会のときにもいろいろと話がありましたが、いまの青年が、あるいは労働青年が、最も好むようなところの会場がなく、場所がないというような意見も相当出でております。このときにおたつて、総合文化会館なるものを当然市ですべきであり、また、市民ホールもほとんど全部使つておると、使用されているという使用段階になつております。こうじうときにおたつて、さらに、

文化会館なるものをつくるべきであると、」のようになります。

また、いくぶれるのであれば、こういつぶられるのか、その点、お考えがあつたらお聞かせ願いたい、」のよう

に思います。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） なかなかこういつぶらるるのか、その点、お考えがあつたらお聞かせ願いたい、」のよう

のから、ひとつお答えします。

道路の修理を九月議会に必らず予算化せい、」のよう」とぞいもいましたね。

御承知のとおり、税収とにらみ合せをして、私もきれいな道路を通りたい、市民にもきれいな道路を通したい。これは一日もやまぬ思いでござりますので、できるだけ苦労はさしていただきますが、どれだけ予算化できますか、ひ

とい努力をしていただきましょう。

それから、西浦の問題でござりますが、これは、ひとり担当の者からお答えしたほうがよくおわかりだろうと思ひます。

それから、認定した市道に舗装をせし、これもできるだけ早い期間にひとつやりたいと、こう思ひます。

それから、税外負担のことぞいもいますが、全廃するかどうかといふこと。きよらまでいろいろ皆さんにお世話になつておりますので、一べんにびしやうとやめるといふことも、なかなか、実情は御承知のとおりでござりますので、行ないにくいですが、なるべく御負担をしていただきぬように方図づけていきたいと、こういうふうに思ひます。

それから、消防車のと、これも消防長のほうからひとつお答えしたほうがはつきりするだらうと思ひます。

それから、体育施設でございますが、さい前も詳しく述べましたし、市のひととの新しい場所の図面を一ぺん御覧になると、これだけできればこれはもう大したものだと御理解願えるようになつておるのでござりますが、図面を御覧願つたのかどうか、ひとつや「てこ」いただきたいと思ひます。

それから、県との間にどうのこうの、これは、まあ県には県の考え方があり、四日市は四日市でござしてほしい、ああしてほしいといつておるのですが、四日市のこうことばっかりを聞くわけにもいかない。県との間にいろいろ何か摩擦でもあるんじやないかといふような御意見ございましたが、県は県の立場があり、市は市としてのいろいろお願ひすることもありまして、そういう場合もござますが、県・市といふものは、お互に協調を保ちながら大乗的に進んでいかなければならないものだと思ひますので、これは、やがてそういうことは御心配ないようになると思ひます。

総合文化会館、これは、もう委員会をつくりまして、いろいろの会館についてお進めをしていただきたいところでござりますが、これも市の財政の充実と相まちまして、いろいろやれる」とができると思ひます。

それから、公害の問題でありますが、なんか時間的にそんなものは待つておれないから、もーと一生懸命早くやれと、こうおつしやつておるが、たつたいま申し上げましたように、会社のほうでもこういう設備をしたいと、やるしてくれば、なかなかやるが、ある省ではわよ」と待てと、それをやると片方で家並みに倒れてしまうやつが多く、それじや片方はつぶれちゃうのだから、これは危いと、だから、ちよつと待つてくれと、よく調整をとつて、そして、四日市のように公害でその日を困つておるものと、これはひとつ優先的に考へなきやならぬ、努力するから待つてくれ、こういつぶるのですから、よほど事態は進んでおるものと御解釈に願いたい。

それから、万古のがまどのことですが、これもまた、先般も中小企業の方に寄つていただきまして、こゝへいら事態になつたから、市としてもできるだけ御支度を申し上げたいから、思い切つて踏み切つていただきたいと。やはり時勢の波には乗つていただきないと、こういう規制法でもできた場合にはやむをえぬことだから、市も地場の産業については、應分のことをさしていただきたいと思う、といつておるような次第でござります。

ですから、もうどうしたら金がうまく手に入るか、また、どうしたら市がお助けすることができるという段階にどんどん進んでおるのやうございますから、その点につきましても、各産業の御高誼の方々ともよく御意見を御交換になつておいていただきたいと存じます。

それから、西浦の整備の問題ですが、これは、やはり整備計画の上にのつけていきませんならぬので、お説のとおりちゃんと図面を書きまして、こゝへいらふうにしてこゝへいらふうにして、あなたの場所はこの辺ですよと、あるいはこゝだということをいえるのならいいんでございますが、なかなかその段取までいきますまでに時間がかかります。そんなにかかるないだらうとおはし召すかもしませんが、やはりちゃんと手続きを踏んでやろうと思ひますと、存外時間がかかりますので、実に気はもんでおるのでございますが、まだ、ようやくこの幹線道路を向うへ抜くと、こゝ最近に県が承知してくれたというような段取でござりますので、実際は、市といたしましても皆さんにおかげましても、かき寄せるようにものことを思いましてもなかなか進まぬので、これは、市長がとろくさいから申しあげないのだと思ひますが、かなり努力しておることはしておりますが、その点はひとつ御了承願い、なお、細かい部分的なお考えについては、担当のものとよくお話を聞いていただきまして、これはこゝへいらふうに行くべきであるとか、こゝへいらふうに考えて、理事者を御縦頭いたし、こゝへいらふうに考えます。

まだ全部よろいじきらぬかもわかりませんが、気象台の設置のときも、これも、前々から四日市が気象台をつくらべさせてあるといふことを、これ、港関係からいへておるんですけども、なかなか国とじきものはむずかしいもので、いま非常な必要でない個所にあっても、それをやめておれのほうへくれとこうことが、なかなかいえないものでござります。従いまして、四日市にいへては、これにはわれわれとしましても應分のことをきしていただきでもやりたいとことは、この公害問題の港の時分から申しておることなんです。こんどはまあ公害問題にも関連しておこりますので、なんとか政府のほうでも、少し踏み切つた態度に出てくるだらうと思ひます。

それから、学校の防音ですが、これは、ひとつ教育関係の者から申さしていただきましょ。

あまりたくさん御質問がござりましたので、どれから申し上げていいか、この辺でひとつ――。

〔教育長（山本幸一君）登壇〕

○教育長（山本幸一君）お答えいたします。

浜田小学校につきましては、あそこの緑地をこんど植樹をしていただきましたので、相當にこれは助かると思ひます。

なお、前にも私はお答えいたしましたように、根本的には車を分散してもらうとどうより手はないと思ひます。外から来るものを、いくら窓をしめてみたとこへだ、こゝへは守るほうばかりでござりますので、車がなるべく通らないように分散していただきとこことが、基本的な考え方だと思ひますので、できましたら、私たゞとしましては、道路の整備を早くしていただきて、車を分散していただくようにお願いしております。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君）西浦区画整理の建築の問題でござりますが、西浦区画整理三十二万坪につきましては、

先般、二週間の縦覧をお願いした次第であります。この縦覧は、主として道路計画をきめまして、本省の区画整理の認可をいただくというために、縦覧をしていろいろ御意見を伺つたわけであります。

次の段階におきましては、いよいよ設計認可をとりまして、事業を軌道に乗せるわけであります。いまようどその準備中であります。そこに、準備中が若干長いからがございますが、これは、まことに申しきれないと思っておりますが、これは、隣接地帯につきましていろいろ御意見なり問題が若干残つておりますので、この調整なり御了解をうれば、さつそく進めたいと思っております。

御質問の趣旨のように、個人の方が家を建てられる場合に、自分の屋敷が新しくどういう格好になるかという問題は、そういう軌道に乗つたのちにおきまして、区画整理の審議会の設立後にいろいろ委員会と御相談を申し上げて案を決定するわけでござります。従つて、当分の間、はなはだこめんどうでございますが、やはり市の計画課、県の土木事務所の建築課、こういったところの事前の打ち合せをひとつお願いいたしたいと。これは、打ち合せなしに進めていただいても、やはり書類は建築基準法によつて出していただかなくてはいけないわけですが、図面を出していただいてから、いろいろ訂正をさせていただいたり変更をしていただくと、期間を要しますので、事前に打ち合していただきたい。この間は、区画整理の軌道に乗るまでの案でござります。

そういうわけでござりますので、ある期間、御猶予を願いたいと思ひます。

なお、もう一点、土木部長は一年間立けといふことでございますが、土木という土方、土木部長が泣きましても、あまりきれいではございませんので、泣かぬように予算をいただきました。仕事が多すぎて悲鳴を上げるような状況でやりたいというが願いでござりますが、先ほどから他の議員さんの御質問に対しましても、市長におきましてある程度のお話が出ておりますので、部長といたしましても非常に期待しておるわけでござります。こんな予算がいただ

けましたら、十分有効な仕事をやりたいと思っております。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） ただいまの御質問のうち、公害関係で市長が答えた以外のことを補足、お答えいたします。

一番の公告調査、情勢をPRすべきである、広報なりにPRすべきであるという御意見につきましては、同感でございまして、一月一回の広報でときおりは載せておりますが、時期ずれがあるということを考えております。従つて、特集号を出すということも考えておりますし、現在、県・市の大気汚染協議会で三重県公害ニュースというのとを、県の公害対策室の編集で出すということを決定いたしておりますので、PRについては、さらに御批判もあるとおり、なるべく市民の方にわかるように説明的のことをいたしたい、こういうふうに考えております。

お二に、ばい煙防止法のことについて、コットレールの装置をどう考えておるかということでございますが、これは、大企業は全部やつております。コットレールは電気集塵器でございますが、それ以上のバッタフィルターあたしの設備をつけとります。

問題は、中小企業の装置だと思ひますが、これにつきましては、きのうお答え申し上げましたように、窯業試験場あたしの個々の工場指導において、燃焼管理とともに、そのかまにある装置を、県の窯業試験場の指導によつて向上いたしたいと、こういうふうに考えております。

それから、気象観測所の問題でございますが、市長が先ほどお答えになりましたが、このことは、すでに黒川調査団の報告でも、政府の勧告の形で出でております。

それから、市長及び知事名で、すでに二月に田とりまして、直接、運輸大臣あるいは気象庁長官にも県・市合同で

陳情の形で出ておりますので、中央の働きかけは二月にすでにいたしております。

実現の方途といましても、市長も触れられましたが、海洋気象台ではだめだと、このきの気象観測は公害上必要だということで、目標は、昭和四十年度においてなんらかの形でやるよう努めをして、実現方をいたしたいとこういうふうに考えります。

それから、ばい煙規制法によるいろいろの防塵施設の二カ年の猶予期間の、法定期間の短縮につきましては、一応、企業側といましても、通産省の指示によりまして、プランを出せとこうことになっております。すでに出す前にも、すでに着手された企業の形態を、われわれは承知しております。従いまして、全般的には、この二カ年の猶予期間を待たずにすでに着手し、また現に着手する方向にあるということをお答え申し上げておきます。

以上。

〔消防長（竹内鉄雄君）登壇〕

○消防長（竹内鉄雄君）お答えします。

消防車購入について、地区においてどういうふうな方法で金を集めておるか、知つておるかということをごぞいますけれども、私どもは、地区においてお金を集められる方法は、どちらからもうできていただくなのか、よく存じません。しかし、お伺いするところによりますと、理解あるあたたかい熱情から、各地区の住民を代表せられますする自治会長の幹部の方々と、それから、たえず犠牲的精祿を發揮して郷土に奉仕する消防団の方々が、熱心にお回りをいただきました、大方の絶大なる御賛同をえてそのお金をえておるものと承知いたしております。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 あと二、三点でありますか、もう一度、くどいようでありますか、お答え願いたいと思います。

学校の騒音の件であります。これは車を分散させる以外にない、といふようなお答えであります。それを、どのように分散させていく計画をもつておるのか。

あるいはそのほかに、まだ防壁をつくるとか、いろいろなこともあるようと思われます。それと、もう一つは、昨年、公告の大気汚染あるいは騒音のことについての報告がありました。そのような報告に基づいての計画をなされていらっしゃるかどうか、この点をもう一年お答え願いたいと思います。

それから、この前もある議員がいわれたわけであります。その人を責めるわけではありませんけれども、消防車の地元負担の件であります。そのところからこういうような問題が起きてきてるわけであります。まだ、私の方ではこのように月賦払いです。自分がいなくて、留守に取りにこられて、そして、そのときにお前のところは月賦でも払えないのかといふような、地元の幹部の人からいや味をいわれておるというようなことが、しばしば耳に入つてくるわけであります。こういう点についても、非常に私は問題でありますと、このように思います。

市長は、あたたかく、行きとどいた市政と、このように大きくみえを張つておるわけでありますが、こういう今までかい問題、内部のことについて、山積みしている問題を、もっと親味になつておえて行政をやつてもらいたいと思うわけであります。

そういう観点から、どうか、この消防車の件についても、全廃してもらいたいといふのが私の願いであります。地元もそのように当然思つております。

この地元負担金についても、いろいろ話を伺いますと、ほんとうに喜んでやつておるというのは、約一割しかおりません。あとは苦情をいいながら、自分たちは税金をとられておるのに、まだこのようにして強制的にとられるというような声が大多数であります。こういう市民の声をどのように市長は聞いておられるのか。この点がうたがわしい

わけであります。こういう点についても、市長は先ほどいろいろ仰せになりましたけれども、あまりにも市民に対しても不熱意であると、このように考へるわけであります。

ある参議院議員がいわれたわけでありますけれども、四日市にはどのくらいの地元負担金があるのだ、税金以外の負担があるかと、このように聞かれたわけであります。まあ相当数に金額が上がったわけでありますが、笑われまして四日市は税金を納めているのと同じだなと、このように笑われたことがあります。

いのうにして、四日市には相当な税外負担があるわけであります。これを一日も早く解決するために、たとえば二年かかるて、あるいは三年かかるてこういう負担金はなくするのだという計画を持っていらっしゃるかどうか、もう一度これをお答え願いたいと、このように思ひます。

以上、いろいろと、その他の問題についてお答え願ひまして、それを必ずや実現なされるよう願ひます。

先ほど御質問いたしましたその点について、お答え願いたいと思います。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君）お答えいたします。

先にも申し上げましたように、浜田小学校につきましては、ちょうど隣に出口がございまして、いままではあそこを遊び場として使用させていただく許可をえておりまして、あそこへ、教育委員会といたしましては垣をして、遊び場になつておつたのですが、こんどさいわいあすこへ大きな木をたくさん植えていただいたとこと、国道一号線との境ができましたので、それで、相当、木造校舎のほうは助かつたと思っております。

なお、先に車の分散の話をいたしましたけれども、車を前の――前のというのは、塩浜へ行く道路であります。

――にどんどんいま無制限に走つておりますけれども、ああいう車を制限していただくということを、私たちはお願ひしておるのですけれどもして、教育委員会といたしましては、公害対策の一環としての騒音の問題は、割合いに取り上げられてございませんので、そういうことをそこへお願いしておるという現状でござります。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）地元の方々にいろいろ御負担をおさせ申しておるということは、市民としては本意でないとだからこれを早くなくしろ、こういう御趣旨のように承りますが、もう少し御同感で、税以外のことで御負担をおかけ申したくない、それほどの市政の光榮をはかりまして、一日も市民の方に安んじていただけるようにいたしたいという努力をいたしております最中でございます。まだ、四日市はそこまでしておらぬのじやないかというようなことから、地元の方々が見るに見かねて、あるいは他のところと比べてみて、おれとこはこういうことが足らぬと。これはまあひとつ市でもやらなきや仕方がないから、おいらでもやろうじやないかといつて御協力になつておるということですが、その御協力に甘えて市民がおるというわけではございません。一日も早くそういう境地を脱出したいとさういふと、市長がいかに四日市市の充実のことについて、あちらやこちらからいろいろの御批判をこうもりながら四日市の充実をはからうとして努力しておるか、もがいておるかと、いろいろ姿は、おわかりだらうと私は思つております従いまして、できる限りよけていきたいと存じます。が、見るに見かねる場所がございまして、市民の方々が自発的にお進めくださることにつきましては、いまむちにこちからそれをやめてくださいというわけにもしません。といいますのは、そらのことを一べんにびしやうと区切りをつけるわけになかなかできませんから、まあ市の充実に伴いまして、仰せの御趣旨は一日も早く、末の末まで通つていけるように市長は努力をおしていただきたいと、こう考えております。

○議長（錦安吉君） 暫時、休憩いたします。

午後二時二十分休憩

午後二時四十四分再開

○議長（錦安吉君） 休憩前に引き続き、全議を開きます。

大畠議員。

〔大畠武雄君登壇〕

○大畠武雄君 学校の騒音の問題であります。教育長は浜田のことをばかり申されておりましたが、浜田の西側の公園、あれは県の所有のものだそうでございます。なんら市がそのような防音の装置をあるいは考えておらないといふように考えますし、また、納屋小学校にいたしましたても、なんらそのような手も打っておりませんし、三浜の小学校にいたしましたも、相当な高い音を、毎日そのような状況のところで勉強しているわけであります。一日も早くこの防音の装置なり、あるいはそのほかの点に、できましたならばやつていただきたいと、何のことを要望いたしました。

なお、その他の問題についても、各関係の方々からいろいろお答えになられましたが、それを一日も早く実現されるよう、また、このお答えになつたことも、市民にいろいろと申し上げておきますので、その点についても、ほんとうに市民が喜んで、なるほど平田市政というものはこのように実現しているのだという姿を示していただきたい、このよなことをとくに強くお願いいたしました、私の質問を終ります。

○議長（錦安吉君） 北村議員。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君 質問に入る前に、理事者に要望申し上げます。

午前中の答弁は、どうも私としてはうなづけない答弁が多かつたわけで、午後からは簡略に、要点を示して答弁をされたようでございますので、時間的にもだいじな時間を使つていてるわけだから、聞いていて焦点が狂つているような答弁はなさらぬよう、これから私が質問することにつきましても、どうにその焦点があるかということを、賢明な理事者だからつかめるはずだから、それによつてすばり御答弁ください、こんなに長い時間からないと思うんです。あたかも、伊賀流の忍術使いのようだ焦点をばかして、ぐるりぐるりと遠まきにして御答弁になるので、とんでもない質問をしなければならないと、こうことになりますので、十分、御注意を願いたいと思います。

なお、代表質問でございますので、その点、十分、理事者としてもお考えくださいで御答弁願います。

まず、新潟地震に因連しまして、四日市の地震沈下の対策といふことについて、お尋ねいたしたいと思います。不慮の災害とはいえ、大地震で新潟の市民の方々はさぞお困りのことだと思います。心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、新潟の地震が対岸の火のことく考へられていては、四日市としては恐しい問題があると思うのです。そこで次の四点について、御質問申し上げます。

その一つとしては、石油工業の多い当市といつしましては、あのような災害がもし起きた場合に、危険地帯であるといふの午起、盐浜この方面的市民の方々がどのように待避し、どのようにするかということについての、あらかじめ市長としても御計画があるはずです。それには、つねに市民とよく折衝して、その場合には待避場所をどうにするか、そういうような点についての対策をどうものを、あらかじめ考えていく必要がある。起きてはならない

とであります。万一、起きた場合、新潟の市民は、國体もありまして、非常に訓練が行き届いておつたので、あの昭石の大火がなければ、おそらく民間から火が出なかつたというような、地震につきものの火がほとんど出なかつたわけです。こういうような点についての市民の訓練が、四日市ではたしてなされてるだらうかどうか。新潟の何十倍の装置と量を持つ四日市が、あのような形になつたときには、阿修羅のごとく市民はちまたに迷わなければならぬ。まして、海岸も近いことであり、これから御質問申し上げる地盤沈下の問題が、あの大地震において、どのような形になつて現われるかということを考えるときに、背筋の寒い思いがするわけでござります。

その点について、化学工場の多いこの四日市市としての一つの想定をお考えになつて、どのように、そのようにあわでず処置ができるか、という点についての構想をお示し願うと同時に、これがオ一点ですよ。同時に、老朽校舎等の、そういう地震に対し、かわいい子供が下敷になつて死んだという例も出ておる。そのときの親の心を考えますときには、いても立つてもおれないと思う。だれをうらむ。うらんでも仕方のないことですが、市の事前の対策がなされていたら、まさかこんなことはなかつたであらうとくやんでも、すでにおそいのであります。そういう点について、間違いのない対策を立てておられるのか、早急にこの問題は、市として責任をもつて改築、増築等をやつていただきたいと思います。

これは、あわせて御答弁を願いたいと思う。

次に、新潟の地盤が非常にやわらかかつたということで、四階、五階建のビルがかたむいたという。たしかに地盤が弱かつたということは、これは一般が認めていたが、あのような形になつて現われてくるとは、實に夢にも思つていなかつたと思うのです。

で、この点から、四日市の地盤沈下といふことについて、調査をされ、その資料ができるおるのか。いや、できて

おるはずだと思うのです。

議事録を見ると、先年、たしか三十七年の九月の市会において、錦議員から質問があつたはずであります。そのときには、そのデータは三十八年の四月には完成する、という答弁があつた。それがいまだに発表をされておらない。その発表させなかつたその理由。どういうわけで発表ができなかつたか、そういう点について、その真相をはつきりお示しを願いたい。

できておれば、このさいに御発表を願いたい。

さらに、一時、井戸掘りというものを中止され、延期されたと私は承つておりますが、それに関連して、工業都市四日市の水をまかなうこの工業用水、よく聞いてくださいよ、工業用水、これの現在量と将来の見通し。既設工場に送水可能な量、そのペーセンテージ、これを数字をもつてひとつお示しを願いたい。

以上が、オ一の質問でござります。

オ二点は、故津田博士に対する処遇の問題ですが、先生の議会において、たしか吉田勝太郎市長の時代だと思いますが、中島議員から、故津田博士に対する何かの形で、博士の市へ対するところの功績を感謝する、そういうしるしをひとつお示し願いたい。

たとえば、現在、りっぱな市立病院ができたそのものは、津田博士が御寄付をなされた旧市立病院というものがあつたればこそと考えますが、これに対する、金の問題でなく、津田博士の肖像を玄関へかざるとか、あるいはできるならば肖像に銅像を建てるとか、そういうことで津田博士の謙虚なお気持ちを永久に市民に伝え、感謝の意を表する気はないのかどうか。これは、市民に対する心理的な影響というものは、金では買えないと思うのであります。

そういうように考えますので、市長に、その点について、稻葉さんの銅像も建つております。隠れたそういうよ

な方の功績を伝えるために、何かの処置を考えておられるか、御答弁願いたいと思うのであります。

次に、事務の敏速化についてでございますが、むかしからお役所仕事、ハンコ仕事とよくいわれております。もつねに事務が遅れがちでござります。世はあげてスピード時代でございまして、夢の超特急も、大阪・東京間を三時間で走ろうというよろ、あるいは月の世界にロケットで行こうというよろ、いや、火星にまで行こうというような時代に、漫々的な仕事がなされておるということを聞いております。

一部では、そういうことによって、いや、ハンコを押すとか押さぬとか、ああこうだとかああだとか、法律がどうだ、規則がどうだ、たしかに法律とか規則は守らなければならない。しかし、臨機応変の措置ということもあり、事務の能率化ということを考えて、スピードにものごとを処置するということをお考えくださいないと、市民のサービスはできないばかりか、市民からの非難も受けなければならぬと思いますし、また、議会輕視というような問題もチラホラ耳にするでございまして、こうじう点も、市長としては、将来のことにも非常に御苦労なさっておりますが、どうも、府内というものに対する指導、監督という点について、少し欠けていやしないかというよろにも思われますので、いや、これはいいすぎかもわかりません。市長は、そんなことはない、府内に対する、自分の部下に対する教育、指導は十分にやつてるとお答えでしようが、議会人として、そういうことをチラホラと耳にするということは、非常に私は惜ないと思います。

どうか、そういう点について、もう少し市長としては、その点に目を向けていただきたい。

さらに、これを府外、外に目を向けてみますと、緑化運動というものが盛んに行なわれておりますが、これは、少しふらいの樹木を植えて満足しておるようなことではだめであつて、現在、既存の樹木の管理が非常に怠りがちになつておるんではなかろうかと思ひます。

聞くところによりますと、笛川付近の桜がそれであります。テングス病とやらにかかって、枯死寸前になつておるにもかかわらず、三年前から地元の要望があるにもかかわらず、首を左右にして放置されているということでござりますが、そのやらない対策をしない理由を、ひとつお聞かせを願いたいと思うのでござります。

十年も二十年もかかるような大切な樹木が放置されておる。枯死寸前になつておるというよろな点について、これをなんとか食いとめていくこそ、緑化運動の大きな一つのつながりではなかろうかと私は考えるが、そういうものは考へてない、苗さえ植えれば緑化運動だとお考えなのかどうか。

その他、道路あるいは建築物等の補修等につきましても、早くこれを修理すね、やるということによつて僅少の予算ですむことが、予算がないからなんとかいうことで、これを遅らしておつて、ばく大な費用をかけてもなかなかできないというよろな点が、多々あると考えますが、そういう点についての敏速に処置をするよろに。

もちろん、市長としては、予算というものをながめて、やりたいことはたくさんあるけれども、そうあなたのおつしやるよろにできないのが現状ですと、お答えになると思ひますけれども、旧来の理事者は、非常に熱心にやろうとしておるけれども、予算ではねられてできないということを、よく聞きます。少なくとも、政治であります。政治は生きて、毎日動いておるのであります。それに対しても要望しておる。大四日市の経済規模から申し上げまするならば、少々の借金をしても、早くこれを処置するといふことが、将来、どれだけの利益になるかということをお考へくださいなるならば、予算外義務負担に何億という金をお出したくなるわけでござりますので、少々その金の融通はできるんではなかろうかと思ひます。そういう点については、ひとつ敏速に行なつていただきたいと思ひます。

その点について、市長から、いや、どうわけでそういうことができないのだ、というよろなことがございましたら、お知らせ願いたい。

たとえば、土木の予算においても相当削っておられる。これに対して、三十九年度の土木事業は相当削らるるをえないというような状態もござります。まあ、こういう点について、ひとつはつきりとお答えを願いたいと思います。次に、建設業者に對しましての問題でござりますが、今まで、この等級というものがいたために、指名で行なわれておる業者の落札のいろいろの工事に對して、大きい、小さいという会社がございまして、そういう点において、非常ににがい経験をしておることを耳にしておるわけであります。が、こういうような点について、ひとつ具体的に内容をば調査していただいて、それに見合う工事の指名をされるということ。いわゆる市民の納得のいく方法をひとつ講じてもらつたらどうか。こういう点について、御研究になつておるのか、あるいは、業者間と話し合いをされていろいろやり合つておられるのかどうか。

どうか、旧来の考え方をひとつ破つて、新しい考え方で、四日市復活のために、もう少し力強くやつて、四日市の将来と発展のために、ひとつ考えていくのだ、科学的な計画をひとつ立ててやるのだといふお考えがあるのかどうか。やはりどうしてもぐあいが悪いのか。県とか国は、こういう点についてはつきりと等級をきめてやつてみえるそうですが、そういう点についての御見解を発表していただきたい。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）簡略明瞭にお答え申し上げます。

新派の災害に備えまして、危険地帯の廿日の避難に対応する御用を、その仕事室に置いておられます。これは、四日市には災害に対する対応策ができております。もうすでにちゃんと印刷物になつて、こういう場合はこうするああするということになりますが、しかし、これは、もちろんこの中に、市の区域内に大規模な地

震、火災、爆発、水難等が発生したときにはどうするか、ちゃんと総合計画ができるのです。ただ、これを日々訓練に移しておるかどうかということでは、いまですが、これは、大がかりなことはやつたことはございません。ただ、消防のほうでいろいろやつたことがございますが、その例は、またあとで消防のほうでお答えすると感じます。

しかし、こんどの新潟の例に鑑みますと、併せのとおり、新潟の市民の方々が非常に用意周到であつて、民家から一件も火災が出なかつたということは、まことに感服すべきことであります。われわれも、この模範に対しましてよく調査をいたしまして、万全を期したいと、こう考えております。

地盤以下のこの調査があるかないか。これは、御承知のとおり、りばな調査機関を政府と県と市とでもつておりますので、やつておるんですが、まだなんにも発表の城に達しておりません。おそらく中間発表もまだ県からはじましておりませんし、また、調査の御連中からいさじませんが、これは、もう現に調査中であります。なお、係からも御報告申し上げますが、お手元に差し上げるまでにいたつております。

れもまあ二十五万トンから三十万トンに近い工業用水がくると。

それから、その前にありまする四万五千トンの町麗川からきとるやつ、これはもう使い果しておると。そのほかに、県といいたしましては、町麗川からだいたい十八万五千トンくらいの工業用水を取りたいと。従つて、水利権の買収その他のことについていろいろ御審議願つておりますが、これは、将来の四日市、川越、桑名あるいは鈴鹿、津方面の工業用水としての、相当な企画の御準備だと思います。

そのほかに、これはまだ売約済になつております。しかし、このほかに三重工業用水、三重用水というのがいよいよ、これにも工業用水を加えようとしておりますし、市は、農業用水ばかりでなしに、工業用水も上水もこれから分けてくれる、こうして、しま調査を、ようやく国のほうでもつけようかどうしようかという段取になつて、まあつけてくれることになつておるのでござりますが、四日市周辺の発展に伴いまして、こういう手が県において打たれております。工業用水に関しては、あげて県の御支援を受けておることでござります。従いまして、いま申し上げるような数量が四日市に供給されると。

このほかに、いつも新聞をきわしておりますところの木曾、揖斐三川の水利の問題でござりますが、これも、いろいろの過程がございましたが、要するに、こんどの案は、木曾川の中間のところから、農業用水として相当のトン数を割愛せしめるように、県のほうで御助力を願いまして、その挙行を認めたということでござりますが、いずれこれは、こんどの河川のほうの改良に伴いまして、大きくクローズアップしてくると思います。

で、こういうようなことを考えますならば、将来、いかように北勢地域に産業がばく興いたしましても、工業用水に関しては事を欠かぬと思うでござります。

津田博士の御恩に報いるために、われわれは、前々からりっぱな胸像でもおつくり申し上げてお建て申し上げたいとこうことを提案いたしております。それと、また一方におきましては、何か四日市市の病院に対して特定な施設ができたときに、それを、いわゆる津田センターとしてつくり上げて、できれば未亡人の方にでも名譽会長をしていただいて、そのお徳をたたえ、御恩に報いたいと、こう考えておる次第でござります。

事務の簡素化、これは、市民といたしましても御忠告のとおり努力をさしていただきまして、御期待に沿うようにいたしたいと思います。

その他のことにつきましては、関係の者からお答えをさせていただきたいと存じます。
どうぞ、よろしく。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君）老朽校舎に対する対策について、申し上げます。

現在、私たちの実施します十カ年計画で、四千点代の改築を実施しております。文部省の老朽危険校舎と称するのは、五千点以下でございまして、補助は、そのうち四千五百点以下に補助を出しております。その点からいきますと、四千点台でござりますので、もうすぐそれの点まで私たちの改築が進んでおるということでござります。

従いまして、台風については、実験済みでござりますけれども、地震については、まだはつきりした私たちの経験がございません。しかし、この間の新潟の地震から考えまして、小・中学校は、倒壊は一つもありません。幼稚園で危険校舎が一つ倒壊していますが、その結果から考えまして、いまのところいいんじゃないかというふうに考えております。しかし、なおこの上、四千点台のものを早く解消するように努力していきたいと思っております。
それから、学校における避難訓練は実施しておりますが、このたびの新潟の災害に鑑みまして、避難訓練の徹底をしていきたいと思っております。

〔消防長（竹内鉄雄君）登壇〕

○消防長（竹内鉄雄君）災害時の避難訓練でございますが、これは、従来から学校、病院、幼稚園それから、その他の特殊建造物の一部において実施をいたしておりますが、ただ、反復実施しなければ、あるいは普遍的にやらなければ効果がないと、新潟地震の実証的教訓をえましたので、これでそのように力をいたしたい。

それから、一般市民の災害時の規律ある行動の訓練でございますが、これは、戦時中に行ないましたような、ああ

いた訓練はできませんでしたので、市民の啓もう運動という形でやつてしまいたいというふうに計画をいたしております

〔水道局技術部長（山本文雄君）登壇〕

○水道局技術部長（山本文雄君）　御質問のオ三点とオ四点につきまして、市長からお話をいたしましたが、それに補足説明をさせていただきます。

オ三点の地盤沈下対策の調査につきましては、三十九年度での調査が終るわけでござります。実は、この対策調査につきましての事務局ではございませんで、私は、地元のほうの県・市から一名ずつ出ております専門委員でござりますし、また、石油コンビナート関係、あるいは縦縦関係からそれぞれ専門委員が一名ずつ出ておりますし、また東京のほうの、いわゆる学識経験者、大学の先生あるいはその他の博士の方がおられるわけでございますが、この調査は、御承知のように三千二百萬円で、田代ボーリングを進めまして、それらの地盤の隆起あるいは沈下、そういうものの調査をやつております。

また、三十七年、三十八年と各二月に、もとの固定しました地盤から高圧測量をいたしましたが、その結果が、地理調査所のほうで調査した結果が出ておるわけでござります。これによりますと、三十七年よりも三十八年あるいは三十九年のことの二月の調査結果がきておりますが、非常に沈下量が少なくなつております。これは、原因が、地下水の規制を強化したことによっての原因かどうかといたことを、こんな専門委員の手で調査をいたしまして認められるわけでござりますが、いずれにしましても、地下水をうんと汲み上げておるところが、かえつて昨年よりも隆起しております。そして、あまり汲んでいないところが、つまり、有名あるいは木曾崎、その方面が非常に下つておると、こういう実例も出でております。

なお、ボーリングを深さ三百メートルほど終りましたこの分につきましても、いろいろ資料が出ておりますが、ま

だ、これは非常にデリケートな問題でござりますし、各先生の御意図もござりますので、目下、先ほど市長が申されましたように、いろいろそれらのデータを集めつてあると、こういう状況でござります。

それから、オ四点の工業用水の件でござりますが、オ一期が御承知のように五万トン、オ二期が四万五千トン、オ三期が二十五万トン、これももう水がきております。従いまして、計三十四万五千トンでございますが、昨年の五月から十一月まで、市内の規制を受けました区域内におきます各工場の深井戸の日量の汲み上げ量を調査いたしておりますが、もちろん、ほとんど冷却用水でございますので、八月にいちばんよい使っておりますが、一日に十七万五千トン使っております。従いまして、これらの水を含しますと、一日に四日市は、現在、五十二万トンの工業用水を使つておるということでございます。

で、先ほど市長からお話をございました、いわゆる代替工業用水としましては、町屋川からもできます分が、ただいまの深井戸の十七万五千トンに匹敵します約十八万トンの代替工業用水道でござります。で、これが三ヵ年継続事業ということで、本年、十二億ばかりの仕事を、千代田ダムその他の建設をやることになつておるわけであります。将来の工業用水の需要量につきましては、昭和五十年までにさらに百万トンの工業用水がいるということでござります。従いまして、三重用水から、先ほどお話をありました分が、この三重用水事業が正規に機能を發揮しましたならば、これから十五万トンの工業用水を取りますので、掛斐、長良、木曾三川からもつてきます分は、八十五万トン程度になるんじやなかろうか。

それで、ペーセンテージを示せと、こういふとやうでありますので、だいたい見ますと、工業用水としましては、三分の一程度の水量確保ができた、こういふことになります。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君）　笛川堤の桜のテングス病でござりますが、この点につきまして、私、本日初めてお伺いいたしまして、まことに不注意で申しわけございません。

この堤は、土木事務所管轄でございまして、土木事務所ともよく連絡をとり、土木部の都市計画課において早急に措置をさしたい、こうふうに思ひます。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君）　質問四点の、建築業者の格付等について、お答え申し上げます。
まず、地方自治法におきまして、事業等を行なう場合に、請負に出す場合、経営規模、従業員数、資本の額等を勘案して、資格を定めることができると、こうことになつております。

建設省及び県におかれましては、建設業法に基づきまして、A、B、C、Dというように格付を、各業者別に行なつておることも承知いたしております。

そこで、本市といたしましては、以上申し上げました趣旨と、建設省及び県が行なつております審査の基準に従いまして、各業者別の点数をはじき出しております。そして、その点数は、各業者とも承知いたしております。

ただ、それについて、市は一般的に公表はいたしておりません。従つて、多額に上る、現在、区分はどうしているかといいますと、百万円を回途といたしまして、百万円を上るような事業につきましては、これに相当する点数の業者を指名いたしまして、その中で指名競争入札を行なつておるのが実情でござります。

また、最近、府内におきまして、助役のもとに土木、建設、産業各部長及び土木、港湾、都市計画、下水道、建築、耕地課長等、建設関係部長をもつてする請負工事指名審査会というものを設けまして、まず、指名申請があつた場合の指名資格の査定、さらに具体的に工事請負に当たる場合に、先ほど申し上げた点数による適当な業者を選定する業

務を行なうこととしたしております。

はつきりと、A、B、C、Dというような格付を行なつてはどうか、ということを、私どももただいま検討中でござります。市の建設業者に対する育成、指導というような面、さらに、他の要素等も含めまして、はつきりとした格付を行なうべきかどうかということを検討中でございますが、内容的には、すでに各業者別の点数によりまして実行いたしておりますということを御承知いただきたいと思います。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君　それぞれ簡明にお答え願つたのですが、市長のほうから、ちょっと落されておる」とは、簡単すぎたのでしようけれどね、あれは、万全を期してやります、といふことはございますが、これはもう一般的に使われる」とばで、たた、私が申し上げましたのは、予算の問題で、どこの知事でもなんでも三十万出しや二十万に削つてくる。百万出しやもう七十万に削つてくるといふことなんで、削るということについては非常に考えておられるのですが、そのためにいろんな事業が遅滞して、そのために将来に大きな禍根を残すといふことにもござりますので、とくに、土木事業なんかにつきましては、非常に市民が、道路等については要望しているわけです。そういう点について、市長としては、こんなことについてはよく考えてやろう、といふようにおっしゃったのか、そういう点が、私が、ちょっと聞き落したのか、説明がなかつたので、これは、まあ当事者としてみれば、なかなか予算というのは、あらゆるところから要求がでますので、そう私たちが考へておるようなわけにはいかないと思いますが、その点を市長にお答え願つたかたがであります。

それから、訓練の問題につきましては、消防長のほうからも話がございましたし、私の申し上げておるのは、災害は忘れたときにやつてくるということだ、あまりそういうことを考へてないときにつくるものでございますの

で、ときどき学校とかそういう団体とかいうところでやりになつたことは聞いりますが、少なくとも、各町内会に対しまして、市としてはこういう計画があるから、あなたのほうの地区ではこういうこと、こういうことを行ひ、万ーの場合はどこそこに避難をしてくださいというよなことが、いわれておるかどうかということですね。そういうことをつねに、あつてはならないことですけれども、やつておるというよなことが、いざというときにどれだけ助けになるかということを、新潟の教訓から、私はお尋ねしたわけでありまして、そういうことについては、すでにいろいろと計画をなされておると、それはペーパー。プランでございまして、実際に町内会あるいは団々に対しても周知徹底され、こういうときにはこうだというような心がまえといふものが、少なくとも危険地帯に対しても、ひとつおやりになつていただきたいと思います。

これに対して、もし御答弁くださいこれはけつこうですが、私としてはそういうよなこまかいところにまで気を使つていただきたいということでござりますので、御要望申し上げたいと思います。

工業用水の問題については、技術部長から、現在のところに対しても、既設工場に対して三分の一の何はできておるといふことでござりますが、やはり井戸を掘るな掘るないうことであるならば、その工業用水の確保ということをしないで、工場説教も、あるいは既設工場に対する市としての役目といふですか、そういうものも果されませんので、これは、ひとつ工場の現在の使用量というものをにらみ合せて、技術的にあるいは政治的にも、ひとつ早急に工業用水の確保ということ、いま木曾川、揖斐も出ましたし、町屋川も出ましたが、とにかくそういうことになつておるだけではなく、そういうことによって何年にはどのようになつていくのだといふようなことについて、もしお示し願えればと考えておつたわけでござります。

老朽校舎の問題につきましては、私も十年計画を立てた一人でございまして、いろいろいまの教育長とも折衝いた

したわけでございますが、まあだいぶよくなつたようでございますが、震度五というよな地震に対しましては、相当の被害があろうと思ひますので、現在も改築をしなきやならぬが、来年度にそれがなつてているという場合におきましては、ひとつ補強をやつていただければと考えます。

建築業者に対しましての指名の問題につきましては、いま何か御答弁がありましたが、そういう国。県のよなひといふ考え方をしてやつていかれるかどうかといふことをお尋ねしたので、現在、こういうようにやつておるといふことだけでは、私、何かわかりませんので、そういうようにやるのか、現在のままで、だいたいそれに見合つた方途がとられるといふのか、その点をひとつお話を頼みたいと思うでござります。

それから、地盤沈下の問題につきましてですが、お話をございましたが、これは、私の聞き間違いかしりませんが三十八年度の三月ですか、四月には発表できるといふ御答弁があつたと思うのですが、それが、三十九年度中になれば、これが発表できるんだというよな補足説明があつたように聞いておる。そこにすれがありますが、なぜそういうようになったのかということ。

それから、最後に申し上げたいのは、議会がございまして、そして、いまそこで一生懸命記録を書いておられるわけです。こういうのが議事録に残つておるのであるから、その議事録といふものについて、理事者の人はよく目を通し、ある議会ではこういう答弁をしたから、これはこういうよなに実行していかなければならないということを、再度よく御検討を願いたいと思うんです。

要するに、うるさい議員がたくさんいて、いろんなことをいうから、これを答弁して、やれなんだ、ほつとしだといふようなことでは困るのでござまして、どうか、議事録を十分参照されまして、自分のいつたことにに対する実行を必ずやって、次の議会で質問した場合に、何かちぐはぐの答弁をしなければならないといふようなことのないよ

うに、そのために高い金を使って議事録を作成しておりますので、そういう点を十分御注意を願いたいと思います。以上、申し上げました点につきまして、御要望を申し上げ、さらに二点の質問があつたと思いますが、御答弁くださいばかりのうだと思ひますし、御答弁の必要がないというのならば、また再質問が出ると思いますから、その点、ひとつよろしくお願ひいたします。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君）建設業者に対する格付はどうかという御質問に対しまして、私は、内容的には点数制をとっているわけである、すでに、実質的に同じことをやつていてあるという御説明を申し上げたのであります。

そういうことならば、はつきりとランクづけをしてはどうかということを、私自身が審査会に聞いておりまして、それについて市特殊性もあるから、十分検討してみましょと、いましつつあるところであると御回答申し上げたのでありますから、御承知願いたいと思います。

〔水道局技術部長（山本文雄君）登壇〕

○水道局技術部長（山本文雄君）再度の御質問、恐れ入ります。

工業用水の将来計画、その実現性がどうか、こういうことをもう少し詳しく説明せよ、こういうことでございまます。

先ほどちよつと申し上げましたように、地盤沈下対策としましての代替工業用水道としまして、町屋川からも「できます分は、三十八年度から三ヵ年計画事業で十八万トン、四十二億円すでに着工しておるわけでございまして、先ほどもちよつと申し上げましたように、三十九年度は、十二億五千万円程度でござります。昨年度は、おおむね田地貿易その他に事業費がかかつたわけでございますが、本年度がいわゆる最盛期ということで、千代田のダムその他

の建設を行なう予定でございますが、いまのところ、見通しとしまして三ヵ年ということになつておりますが、あるいは一年延びまして四ヵ年ということになるかも知れませんが、いまの段階では四十年度末、つまり四十一年の三月までにはこの代替工業用水道が完成すると、こういう予定でございます。

なお、その次に、三重用水でございますが、三重用水の実現性というのも、まだ疑問な点もござりますけれども、一応、実施をやる段階でござりますので、そういうた國のほうで予算がつきましたので、これが実現されるとすれば十五万トンの水は、だいたい四十四年から五年のときに半分くらい出まして、四十七年ころに全量出るのじやなからうかと、こういうふうなことで、通産省側も昨年からことしにかけていろいろな調査をおやりになつております。

それから、次に将来の木曾三川からもつてきます大きな工業用水道の計画でございますが、例の河口ダムにつきましては、まだ技術的にも大きな問題がござります。また、そのほか水利権問題が非常に難航しておりますので、それよりも、すでに発表になつております濃尾水二用水と申しまして、木曾川から大山の下流のところからもつてくる工業用水、これに、先般、三県知事の話し合ひができまして、木曾川に一秒間に十トン、つまり日量にいたしまして八万六千四百トンの水を取る取水権を三重権が獲得いたしました。

これから、考え方といたしましては、そのうち、十トンのうち一トンが上水道であつて、あとの九トンが工業用水つまり、九トンと申しますと約八十万トンでございますが、それが来るわけでございますが、これは、案外早く実現性があるということでござります。

次に、地盤沈下につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、これは、三十七年度の終りころからこの問題が具体化しましたので、三十八年度から三十九年度いっぱいでやるんだと、こうじうことでござります。従いまして、その結果が出るのが、四十年の四月ころになる予定でございますが、これとともに、新潟の地盤沈下

は、全國的に有名なものでござりますけれども、学者グループにおきましていろいろ説がございまして、その説も八つほじいございまして、最終的な結論といふものがいまにえられていないと、こうのことございます。

まあ、いすれにいたしましても、毎年二月、地理調査院で高低測量をやりました結果を、遂次にらみ合せつつ、ボーリングをやりましたそれらのものと資料を合し、さらに、たとえば、とくに関係のあります内部川流域の深部地下水あるいは比較的地表に近い、浅いところの伏流水あるいは地下水、こういったものの調査も、いろんな観点からやつております。また、表層水の調査もやっております。

それで、この結果が出るのは、一応、四十年の四月以降だと、こういう現時点でございます。

○議長（錦安吉君） 暫時、休憩いたします。

午後三時四十五分休憩

午後四時四分再開

○議長（錦安吉君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

北村謙四。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君 二日間にわたる一般質問で、相当時間を経過いたしておりますし、大意を承わったわけでございますが、あまり長くなると、議員諸公もお疲れでござりますので、重箱のすみをはせるような追及はもう避けたいと思いますが、ただ、最後に御要望を申し上げたいと思います。

で、市長のほうからは、だいたい大まかなところで、事務の敏速化というようなことについては努力をして、疎漏

のないようにしたい、というようなお答えがありましたが、個々の内容について、これはこうする、ああするというような御答弁がなかつたわけでござりますけれども、私といたしましては、賢明な市長でございますので、私の申し上げていることは、つねづね御承知だと思いますので、これ以上申し上げませんが、どうか、府内、府外のことにつきらず、いわゆる事務の敏速化と、ハシコハシコで攻められて、そのために事務が非常に遅滞するというようなことのないよう、少なくとも、市民を中心として運営をしていただきたいと思います。

さらに、地盤沈下のデータにつきましても、二年間のデータができるおるにもかかわらず発表ができない、あるいはすることを控えているということについて、休憩中には、私に、学者としても、さらに沈没せずに、かえつて隆起しているといったような状態がでているので自信がないと。自信がないから発表できないのだ、というように承わっておりますので、そういうこともあるのかというように考えますが、えてして、市民に公開することが何か具合が悪いというようなことが、もあるとするならば、これは非常になげかわしいことでござりますので、こんじいかかることががらについても、ガラス張りで市民に知らしめ、納得のいく政治、そして、市民が信頼できる一つの行政機関であるということを、お示し願いたいと思う次第であります。

さらに、錦川堤の桜の問題についても、地元からの再三の要求があつたにもかかわらず、そんなことを知らなかつた、早急に善処いたします、というような御答弁があつたんですが、どこにそんな行き違いがあつたのか、私としては非常に疑問視するわけですが、今日、ただいまの時点について、いろいろ地元の方は不満であつたと思いますが、至急、この問題についての善処をひとつしていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、この大四日市が発展するため、各議員諸公がそれぞれ議会を通じて御要望申し上げ、御要請申し上げておる事項というものは、市民というものが、市長のいわれた三大原則に基づいて、安心して暮せる

よも四日市といふことを切望するあまりの声と思ひます。

じうか、そういう点を理事者諸公は十分汲み取つて、この市政のために全力をあげてやつていただきとを要望いたしまして、質問を打ち切りたいと思ひます。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君）一言、地盤沈下の点につきまして、私、弁明いたしたいと思ひます。

これは決して秘密にしておるというような性格を持つておるわけじやございません。すでに国土地理院に対しまして委嘱をし、昭和三十七年以来、北勢鈴鹿まで、七十点の定点をとりまして、一点を水準点といたしまして調査をしていただいております。

これについで、今日、平均値といふものは発表されておりますが、たとえば、昭和三十六年から七年までのあたりは、三・三センチメートル、次の三十八年の一年では、二・七センチメートル、それが、ことしの二月におきましては、さらに減りまして、一・四センチメートル。これを、新潟は六十センチメートルといふようなひどい数字が示しておるわけでござります。それと比べれば、これは比較することもできないような小さな小さい数値でござります。

しかし、平均値をいいで発表いたしましても、全く意味はないのではございまして、確定点についてあらゆる点を総合し、疑問を全部なくしてでないと、学者はとうてい発表しきりません。私は、たまたましろうとでありますから、こういうことが出せるわけでござります。

たとえば、河原田地区においては、逆に下らずに上つておる数字が出ております。このこと、先ほど山本部長から話があつたように、地盤沈下と地下水汲み上げという関係は、学問的にまだ統一見解がない、非常に疑問なものがある。そういうことではあります、厳密に、尼崎の例によりますと、年々ばく大な地下水を汲み上げていたものが、

終戦と同時に約二年間、汲み上げがとまつております。その間の地盤沈下の率が非常に少なくなつておる。やはり関係があるんじやないかというようなことから、國においても危険と思われるところに、地下水汲み上げの規制地域を設けまして、四日市もその指定を受けたこと、御承知のとおりであります、四日市におきましては、先ほど地下水汲み上げ、普通は十二万トンB量、夏の最もひどいときで十七万トンあまり、これを町屋川のだいたい工業用水でまかなかつて、そういうことのないようによしよう、すでに実行に着手しておることも御承知のとおりでございまして、数字を、学問的にはまだ発表する自信がないということでござります。しろうとの私は、このように一応出たものだけ、は皆さんに申し上げるわけでござりますが、これは、別に学問的に私が責任を負えるわけの数字じやございません。平均値、以上のとおりでござりますから、その点、もし誤解がございましてはと思ひまして、念のために御説明申し上げます。

○議長（錦安吉君）以上で、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（錦安吉君）次に、日程オ二、議案第百三号昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（オ二号）ないし日程オ六、議案第百七号四日市市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の制定について、の五件を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

御質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

別段、御質疑もありませんので、質疑を打ち切り、委員会の付託、並びに討論を省略して、議案の採決を行なないたとい思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。

議案オ百三号ないし議案オ百七号の五議案を、一括採決いたします。

本件は、原案のとおり可決いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、議案オ百三号昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（オ二号）ないし議案オ百七号四日市市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の制定についての五議案は、原案どおり可決されました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程オ七、議案オ百八号町の区域及び名称の変更について、並びに日程オ八、議案オ百九号住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、の二議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

本件については、委員会付託並びに討論を省略して議案の採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。

議案オ百八号並びに議案オ百九号の二議案を、一括採決いたします。

本件は、原案のとおり可決いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、議案オ百八号町の区域及び名称の変更について、並びに議案

オ百九号住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法についての二議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程オ九、議案オ百十号土地の取得についてを議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託並びに討論を省略して、議案の採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。

議案オ百十号の採決を行ないます。

本件は、原案のとおり可決いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、議案オ百十号土地の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程オ十、議案オ百十一号市道路線認定について、ないし日程オ十二、議案オ百十三号市道路線の一部廃止についての三議案を、一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、委員会の付託並びに討論を省略し、議案の採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。

議案オ百十一号ないし議案オ百十三号の三議案を、一括採決いたします。

本件は、原案のとおり可決いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、議案オ百十一号市道路線認定について、ないし議案オ百十三

号市道路線一部廃止についての三議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程オ十三、議案オ百十五号昭和三十九年六月十五日在職する職員に支給する期末手当の特別措置についての条例の制定について、並びに日程オ十四、議案オ百十六号財産の取得及び処分に関する契約の締結について、の二議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について、御説明申し上げます。

議案オ百十五号は、昭和三十九年六月十五日在職する職員に支給する期末手当の特別措置についての条例案であります。期末手当については、現在の条例の定めるところによつて基本給月額の一・三カ月分を支給することにしておりますが、そのほかに基本給料の〇・一カ月分に一律四千円をえた額、ただし、その額が七千五百円に満たないものについては、七千五百円を期末手当の倍額分として、在職期間に応じ、期末手当の率に準じて支給しようとするものであります。

次に、議案オ百十六号は、去る十八日の市議会全員協議会に御報告申し上げ、御了承をいただきましたように、本市の府舎として使用するため旧四日市税務署府舎敷地及び東海財務局津財務部四日市出張所府舎等を国から賣い入れ市が西浦城内に建設した建物、土地を新四日市税務署府舎及び敷地として国に売り払うため契約を締結しようとするものであります。

なお、取得及び処分金の決裁方法は、買い入れ代金と売り払い代金と相殺し、買い入れ代金から売り払い代金を差

し引いた額の二割を即納金として国に支払い、買い受ける物件を担保にして残額を十年の年賦払いにしようとしますのやあります。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御決議くださるようお願い申し上げます。

○議長（鉢安吉君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

藤谷議員。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 講演オ百十六号について、お尋ねをいたします。

議案オ百十六号は、過般の全国協議会におきまして、市長から説明があり、税務署の土地の取得と買いかえであります。この間の取扱につきましては、説明を了承し、異議ございませんが、税務署とのいのちの使用法につきまして聞くところによりますと、一部国民金融公庫の四日市支店に貸しつけるということも聞いておりますが、あれは、四日市の庁舎が狭くて、相当高価な金額を支払って取得したのであります。

もちろん、国民金融公庫ということにつきましては、中小企業者の熱望もあり、また、四日市は利用者も非常に多い。今までいちいち行かにやならぬというような不便もございましたので、そういう熱望から、市があげて誘致に走り、ようやく獲得したのでございますので、反対はいたしませんが、適当な場所がなかつたのか。

しかも、せざかく取得したものを、長期に貸しつけたのでは、市の活動に非常に困るじやないかということも考えますので、どういう条件でこれを貸しつけたか。また、期間はどれくらいであるか、ということにつきまして、もしも、それが事実であるとすれば、御説明を願いたいと思います。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君） お答えいたします。

國民金融公庫を四日市へ誘致するというとにつきましては、中小企業行政あるいは一般庶民行政の最も大切な事項として、議会とともに御奔走いただきまして、東京へも御陳情もいただきまして、全國に例のないほど順位を繰り上げていただきまして、本年度、本市に開設されるということに立ちたたこと、まことに感謝もし、皆さんともにお喜びしているわけでございます。

ところで、國民金融公庫は、適當な事務所、さらに職員の宿舎まで、ぜひともございせん願いたいというのが、初めからの話でございます。私どもいたしましては、市中一生懸命になりまして、適當な箇所を探したわけであります。これなら、御承知のように単に四日市だけの営業所でなく、桑名、鈴鹿、龜山、いわゆる北勢を全部責任を負うて処理する支店になるわけでございます。できるだけ駅からそろそろ不便でないところ、こういう前提のもとに探し回ったのでございますが、先方の希望が、四日市に開設の場合は、現在の津よりもずっと繁忙をきわめるということは、予想されることであり、職員の数もたちまち四十名になり、さらにこれを越えるであろう。こういうことから、少なくとも百坪くらいの事務所ということになります。残念ながらそういう適當な事務所が見つかりません。やむなく旧税務署庁舎の一部を提供せざるをえない立場になつたわけであります。

本年度開設の、これはよそのことをいつて恐縮でございますが、一ノ関、舞鶴、守口等も同様の条件がつけられております。一ノ関では、市の公会堂がちょうど適當な面積だそうでございまして、提供されております舞鶴も守口も市の施設が提供されているということでございますので、私どもいたしましても、これは必要に迫られて、利用計画をもつて居る旧税務署跡であるので、長い間は困る。契約としては一年ということにしてもらわなきや困る。一年以内といえども、適當なものを業者においてこよなくとも探すということはもちろんのこと、適當なもの

があれば、直ちにそのほうに移転をする、こういう申し入れをいたしております。

先方としては、何もかもこれはほとんど国が予算をきめるようございまして、大蔵省の査定が、今までの例によりますと、本館を建設するのに支店開設の四年ないし五年で建設せられておる。津が最近できたのでございますがやはり五年目だそうでございます。そういう実例からいたしまして、一年でさあ契約期間がとけた、出ていけといつて追い出されるのは困る。当面、一年ということでおらしていただく。やむをえないときにはまた御考慮をお願いするという申し出はござります。市の実情も考えていただき、一年以内でも適当なものがあればこれに移していくとできるだけひとつ、これまた大蔵省のほうの予算を繰り上げて建築ができるよう努力もしていただき、私どもさらに大蔵省にも陳情する、こういう話し合いになつておりますから、御承知願いたいと思います。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 議案に出てないことでありますので、あまりに深くはいえませんし、まあこの問題は、いまいわれましたように、市をあげて、また中小企業者あげて誘致をした問題でござりますので、こういう刺激を与えることばかりしまねばなりませんが、しかし、いまいわれましたように、暫定的に一年であると、なければまた協議するといふことだいきますと、だんだん延びていきます。

要は、将来の政治力であると思います。それは、國の財務局または大蔵省の仕事、所管でございまして、國のほうに陳情もし、また運動もして、あげて早く適当な場所に建築をしてもらうと。そして、そこへ移つてもらうということを、早く運動してきめてもらいたいと思います。

このままいきますと、あるいはなかなか連ちもせず、また建物もできないので、四年、五年とひっぱられますと、せつかく市が庁舎が狭くて、しかも獲得した建物なり敷地が、そのままそこに占有せられるという形になりますので

できるだけ早くこの問題を片づけていただき。そういうことについては、さらに大きな政治力を発揮して、國のほうにも当たつて解決してもらいたいと思います。

私は、これを強く要望して、今日の問題につきましては、議案に出ておりませんから、参考にお聞きした程度いたします。

○議長（錦安吉君） 他に、御質疑はありませんか。

これをもつて、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会付託並びに討論を省略し、議案の採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。

議案第百十五号並びに議案第百十六号の二議案を一括採決いたします。

本件は、原案のとおり可決いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第百十五号昭和三十九年六月十五日在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について、並びに議案第百十六号財産の取得及び処分に関する契約の締結についての二議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程第十五、発議第六号沖縄の祖国日本への復帰に関する決議についてを議題といたします

ます。

提出者の御説明を願います。

藤谷謙員。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 発議オ六号について、提案説明をいたします。

私たちの同胞、沖縄九十万の人々は、祖国日本への復帰を悲願として、いくたの懊惄と困難にぼう着しながらも、ひたすらにその彼岸への到達に向かって努力を重ねてゐる所以であります。

御承知のことく沖縄は、オニ次大戦の敗戦による軍事占領七年、対日平和条約によつて祖国日本から離れ、アメリカの支配下におかれることすでに十二年、みずからの意思に反して異民族支配下におかれ、日本国民でありながら本国の憲法にもまもられず、渡航の自由はおろか、自國の貨幣の使用すら許されていない現状であります。

私たちは、同一民族として、沖縄九十万住民の苦衷と悲願を思ひ、一日も早く祖国日本への復帰が実現されるよう提案いたした次第でございます。

どうかよろしく御賛同のほど、お願い申し上げます。

○議長（錦安吉君） 御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。（「賛成」、「異議なし」と呼ぶ者あり）

御質疑もありませんので、異議なしと認めます。

直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。

発議オ六号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よし、発議オ六号沖縄の祖国日本への復帰に関する決議については原案のとおり可決されました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程オ十六、委員会報告オ五号を議題といたします。

御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

別段、御質疑、御意見もありませんので、本件を委員長の報告どおり決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よし、委員会報告オ五号は、委員長の報告どおり決定いたしました。

報告番号	請願番号	件	名	委員会	採否
五	請願オ一五号	勤労者の生活を守るために請願について		総務	採択

○議長（錦安吉君） なお、総務、教育民生、産業經濟、建設の各委員長から、日下委員会において審査中の案件について、お手元に配布いたしました申入書のとおり、閉会中の継続審査の申し入れがあります。

おはかりいたします。各常任委員長からの申し入れのとおり、閉会中の継続審査に付することにいたしました、御

異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し入れどおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十八条の規定により申し出ます。

記

一、事件

請願第10号 鈴鹿高等学校教育助成金について

陳情第15号 退職料及び遺族扶助料の改訂について

陳情第19号 浜田地区内国道一号線に通学陸橋架設について

陳情第24号 西町地内国道一号線に歩道橋設置について

二、理由

調査研究のため

昭和三十九年六月二十三日

総務委員長 北村与市

四日市市議会議長 錦安吉殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十八条の規定により申し出ます。

記

一、事件

請願第1号 四日市市内から一万田以下の労働者をなくすることについて

陳情第2号 青少年の野外活動施設設置にともなう助成について

陳情第5号 福祉センターの建設並びに市条例による障害者福祉年金の支給並びに身体障害者団体連合会に対

し市助成金の増額について

陳情第6号 富田一色海岸の災害住宅早期処理並びにこれが児童遊園地としての転用について

陳情第8号 塩浜地区における騒音等の防止対策について

陳情第10号 精神薄弱者福祉センター建設について

陳情第21号 高花平小学校二期工事促進について

陳情第27号 精神薄弱児収容施設建設のための敷地確保について

二、理由

調査研究のため

昭和三十九年六月二十三日

教育民生委員長 坂上長十郎

四日市市議会議長 錦安吉殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第312号

農業共済事業の市への移譲について

陳情第1号

有線放送の公共施設に対する電話架設費について

陳情第213号

四日市港職業安定業務に対する補助金交付について

二、理由

調査研究のため

昭和三十九年六月二十三日

産業経済委員長 伊藤泰一

四日市市議会議長 錦安吉殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第13号

県道「別名「四日市線」山分、平津町区間交通緩和のための北迂回路線の建設について

陳情第14号

日水中ノ町地区の上水道布設について

陳情第16号

国道1号線敷設交叉点付近における地下道建設について

陳情第17号

芝田町内南北線道路の拡幅について

陳情第22号

旧東海道富田西町地内の道路側溝新設について

陳情第25号

戦災復旧事業区域内近鉄駅裏地区の事業推進について

陳情第26号

地下横断道建設反対について

二、理由

調査研究のため

昭和三十九年六月二十三日

建設委員長 藤谷祐一

四日市市議会議長 錦安吉殿

○議長（錦安吉君） 次に、監査委員より監査並びに例月出納検査の結果報告について、報告書六号ないし四二六号の二十一件がまいりております。

お手元に配布いたしておりますので、それによつて御了承願います。

以上をもちまして、本定例会の議事については、全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和三十九年六月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりまして、日程を短縮いたしましたにかかわらず、慎重御審議を賜わり、かつ御協力によりまして本日閉会をすることができましたことは、ひとえに各位の御協力のたまものでござります。

まことに御苦労をまことにございました。ありがとうございました。

午後四時三十八分閉会

右、地方自治法第百二十三條第ニ項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議員 錦 安 吉
署名議員 伊藤 泰一
署名議員 大島 武雄

昭和三十九年六月 四日市市議会定例会会議録正誤表

頁数	行	正	誤
三二	一二	プラント	フランク
三三	二	昭和石油工場	昭和石油港工場
三五	一五	前回講会	前会議会
三六	七	導入	動入
六六	一三	割愛	割合
七五	七	グリーンベルト	グリーベルト
一〇七	二	方向まで	方向まで
一一九	七	処置するでは	処置するるでは
一二〇	一六	年来の	年末の
一二一	五	建前	樹前
一二五	一二	間違いじやなかつた	間違じやなかつた
一四五	三	本部におきまして	本部におまして
一八〇	一〇	大義名分	大義明分
一八四	九	すばく	醋く
一八七	一五	この問題からちよつと	この問題からよつと
一九四	五	それを	そにを
二〇七	五	もう一つ	もう一年
二一五	七	修理ですね	修理すね
二一九	九	県からいいたして	県からはいたして
二一七	五	四千点台	四千点代
二二三	一七	ございましたが、	ございましたしちますが
二二七	一	三重県	三重樺